

次なる茨木のための ICT ビジョン

～ デジタルにより豊かさを実感できる魅力ある次なる茨木へ ～

【改定版】



令和5年（2023年）4月

茨木市 企画財政部

目次

Digest.....	1
第1章 次なる茨木のための ICT ビジョンの改定にあたって	2
1 ICT ビジョン改定の趣旨	2
2 自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX)	2
3 ICT ビジョンの位置づけ	3
4 ICT ビジョンと SDGs の関係	4
5 ICT ビジョンに取り組む期間	5
第2章 茨木市におけるデジタル化の取組	6
1 茨木市のこれまでの取組	6
(1) 茨木市高度情報化推進計画 (第1次) に基づく取組	6
(2) 茨木市高度情報化推進計画 (第2次) に基づく取組	7
(3) 茨木市高度情報化推進計画 (第3次) に基づく取組	7
2 高度情報化推進計画の総括	8
3 ICT ビジョンにおける取組	9
(1) Design:1 デジタル・ガバメントによる行政サービス改革	9
(2) Design:2 データ流通と利活用による超スマート社会の実現	10
(3) Design:3 さらに ICT 化による行政経営改革	11
(4) Design:4 マネジメントの充実による ICT 戦略のスパイラルアップ	12
第3章 茨木市を取り巻く状況	13
1 国の動向	13
(1) 社会全体のデジタル化に向けて	13
(2) デジタル社会の実現に向けた重点計画	14
(3) デジタル庁の創設	14
(4) 自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) の推進	15
2 大阪府の動向	16
(1) 大阪府スマートシティ戦略	16
(2) 大阪府のデジタル改革の実現に向けた中期計画	17
3 社会の状況	18
(1) 人口減少と少子高齢化	18
(2) 災害への備え	18
(3) 新型コロナウイルス感染症への対応	19
(4) 茨木市の財政状況	20
4 デジタル化の進展	21
(1) デジタル活用の状況	21
(2) デジタル技術の進展	23
第4章 茨木市が取り組む課題	26

第5章 次なる茨木のための未来図	27
1 ICT ビジョンの3つの視点と基本方針	27
(1) 3つの視点	27
(2) 基本方針	27
2 4つのデザイン《次なる茨木のための未来図》	28
第6章 ICT ビジョンの実現に向けた推進体制	32
1 情報化推進体制	32
2 マネジメントシステム	33
(1) ICT ビジョンのPDCA サイクル	33
(2) 事業実施マネジメントシステム	34
(3) N期の事業実施をN年度とした場合のマネジメントサイクル	35
第7章 ICT ビジョンの体系	36
第8章 個別施策の概要	38
Design:1 デジタル・ガバメントによる行政サービス改革	38
1-1 行政手続きの利用者最適化	39
1-2 情報発信・情報提供のマルチプラットフォーム化	40
1-3 デジタルデバイドの解消	42
Design:2 データ流通と利活用による超スマート社会の実現	43
2-1 データ流通・利活用の加速化	44
2-2 データ連携プラットフォームの整備	45
2-3 地域ICT化の推進	47
Design:3 さらなるICT化による行政経営改革	49
3-1 ワークスタイルの変革	50
3-2 情報資産の全体最適化	51
3-3 ICT投資効果の最大化	53
Design:4 マネジメントの充実によるICT戦略のスパイラルアップ	55
4-1 ICTガバナンスの強化	56
4-2 ICTリテラシーの向上	57
4-3 リスクマネジメントシステムの確立	58
資料編	60
施策一覧	60
用語集	62
デジタル化に係る国・大阪府・茨木市の経緯	69
次なる茨木のためのICTビジョンと官民データ活用推進基本法第8条第2項各号に定める記載事項との対応関係	70
次なる茨木のためのICTビジョン令和3年度アクションプラン総評	74

《求められるイノベーション》

少子高齢化による人口減少社会を迎える中、IoT[※]、ロボット、AI、ビッグデータ[※]といった新たな技術がもたらす Society5.0[※]が社会的課題解決の鍵であるとされ、様々な分野でイノベーション[※]が求められています。国では、デジタル社会の実現に向けて、迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記して、地方公共団体にも積極的な取組を求めています。

また、地方公共団体に求められる役割も新たな段階を迎えており、先進自治体ではデジタル技術を活用した取組が進められています。

《ICT 戦略の指針》

ICT 戦略により、茨木市のかかえる諸課題を解決し、まちの持続的発展を支えるため、各府省庁や先進自治体の動向、デジタル社会の現況などを踏まえて、施策を体系化し、方向性、内容、課題などを示した指針が必要です。また、「市町村官民データ活用推進計画」として位置付け、国の提示する官民データ活用の推進に関する施策の柱となる 5 つの取組も網羅します（オンライン化原則、オープンデータの推進、マイナンバーカードの普及・活用、デジタルバйд対策等、システム改革・BPR）。

《次なる茨木のための未来図》

“ゼロをプラス”に導く積極的な ICT 戦略により、豊かさを実感できる魅力あるまちの実現のため、ICT 利活用による「問題解決」と「価値創造」を併せ持った未来図をデザインします。

～いつでも・どこでも・誰にでも～

～データでつながるこれからの“まち”～

～ICT が変えていく資源のあり方～

～次世代のための基盤づくり～

それぞれの観点でまとめられた 4 つのデザインは、福祉や教育といった行政分野に、横串を通しており、各デザイン実現のために「何をどう変革させるのか」を示し、そのための個別施策まで詳細にブレイクダウンしています。

《デザインの実現へ》

個別施策の実施は、アクションプランを毎年度ローリング（見直し）することで最適化します。4 つのデザインを実現するため、最高情報責任者（以下「CIO」という。）が、毎年度、進むべき方向性を示すことで、国などが推進する数多くの施策の中から、茨木市が今取り組むべき施策を選択します。各所属は、示された方向性に沿って、CIO と連携して、着実に取組を進めます。

第1章 次なる茨木のための ICT ビジョンの改定にあたって

1 ICT ビジョン改定の趣旨

茨木市では、平成30年（2018年）2月に、「次なる茨木のため ICT ビジョン」を策定し、情報通信技術（以下「ICT^{*}」という。）による茨木市のかかえる諸課題の解決はもとより、より一層の茨木市の魅力向上など持続的なまちづくりを支えることで、「豊かさを実感できる魅力ある次なる茨木」の実現に向けて、積極的な ICT 戦略による茨木市のイノベーションを目指してきました。

令和2年（2020年）に新型コロナウイルスの感染が全国へと拡大したことを契機に、生活様式、働き方、価値観等に大きな変化が生じたことから、社会全体としてデジタル化への変革が強く求められるようになりました。

また、デジタル技術を活用して社会変革を目指すデジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」という。）の必要性が認識され、茨木市としても、新たな社会に的確に対応していくため、デジタル化を直ちに進める必要性が高まりました。

これらの状況を踏まえ、国・大阪府の動向と整合性をとり、茨木市を取り巻く変化に対応するため、ICT ビジョンを改定しました。

豊かさを実感できる**魅力ある次なる茨木**へ

ビジョンの実現に向けて
積極的なICT戦略による**イノベーション**

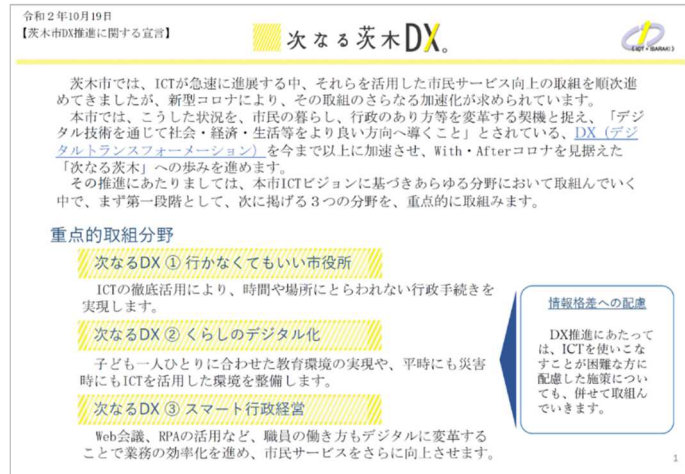
2 自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX)

DX とは、市民サービスの向上を主な目的として、市民の視点に立ってデジタル技術やデータを活用して、行政サービスを変革し、新たな価値を創出するものです。

茨木市では、業務効率化を図るための業務プロセスのデジタル化や行政手続のオンライン化などに取り組んできましたが、人口減少の局面において、職員数の減少が予測される中、質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、デジタル技術やデータを活用して、市民視点で業務そのもの見直し、行政サービスのあり方を再構築することが求められています。

DX は、誰もが分かりやすく使いやすい利便性の高いサービスを実現するものであり、市民の生活をより豊かにするものと考えます。

茨木市では、令和2年(2020年)10月に、「茨木市 DX 推進に関する宣言」を行い、市民に向けて DX 推進の意思を表示しています。

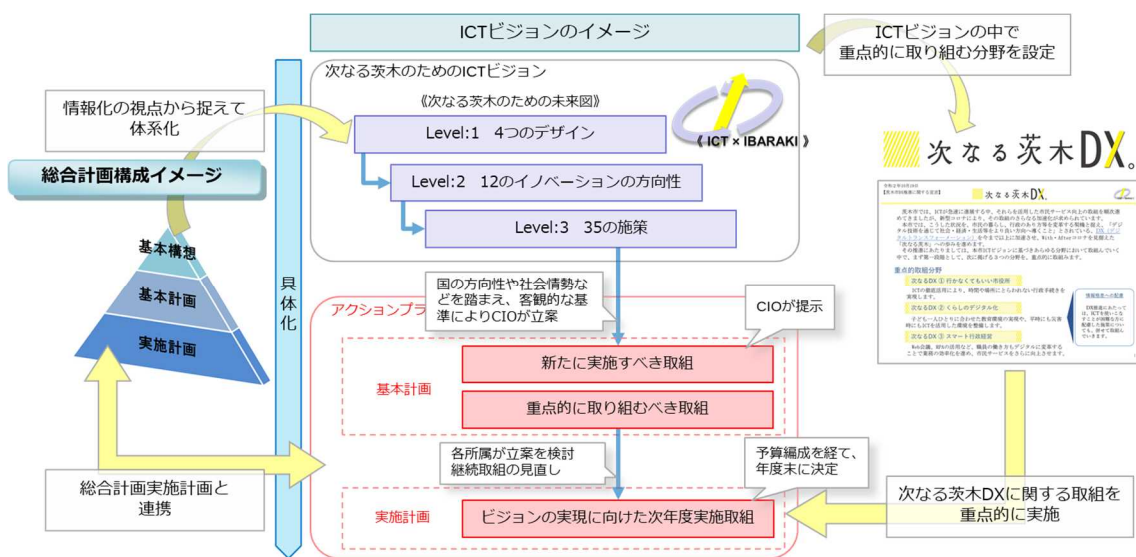


出典：令和2年(2020年)10月「茨木市DX推進に関する宣言」

3 ICT ビジョンの位置づけ

ICT ビジョンは、「茨木市総合計画」を上位計画として、「第5次茨木市総合計画」の基本構想に掲げるまちの将来像の実現を図る施策について、デジタル化の視点から捉え、各府省庁で進められる国の政策や、先進自治体の状況等を踏まえて、茨木市が取り組むデジタル化に関する施策を体系化し、指標（方向性、内容、課題など）を示したものです。各施策のアクションプランについては、総合計画の実施計画とリンクして具体的な取組を決定します。各施策の実効性については、取組実績を評価してフォローアップすることで、新たな施策へとつなげていきます。

また、ICT ビジョンは、「官民データ活用推進基本法」第9条第3項の規定により、策定が努力義務とされている「市町村官民データ活用推進計画」を兼ねる計画として位置付けます。さらに、令和2年（2020年）に総務省が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」にも対応するものです。



図：ICT ビジョンの位置づけのイメージ

4 ICT ビジョンと SDGs の関係

平成 27 年（2015 年）9 月、国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、令和 12 年（2030 年）に向けた国際社会全体の行動計画である「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（通称：2030 アジェンダ）」が採択され、2030 アジェンダでは、17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs[※]）」が掲げられました。

茨木市においても令和 4 年（2022 年）5 月に「茨木市 SDGs 推進ガイドライン」を策定し、総合計画及び総合戦略に基づき、誰もが安全で安心、健やかに暮らすことができ、一人ひとりが「豊かさ・幸せ」を実感できる「次なる茨木へ。」に向けた施策を推進しています。

ICT ビジョンでは、SDGs が掲げる誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に資するよう、デジタル社会の構築に向けた取組みを推進します。

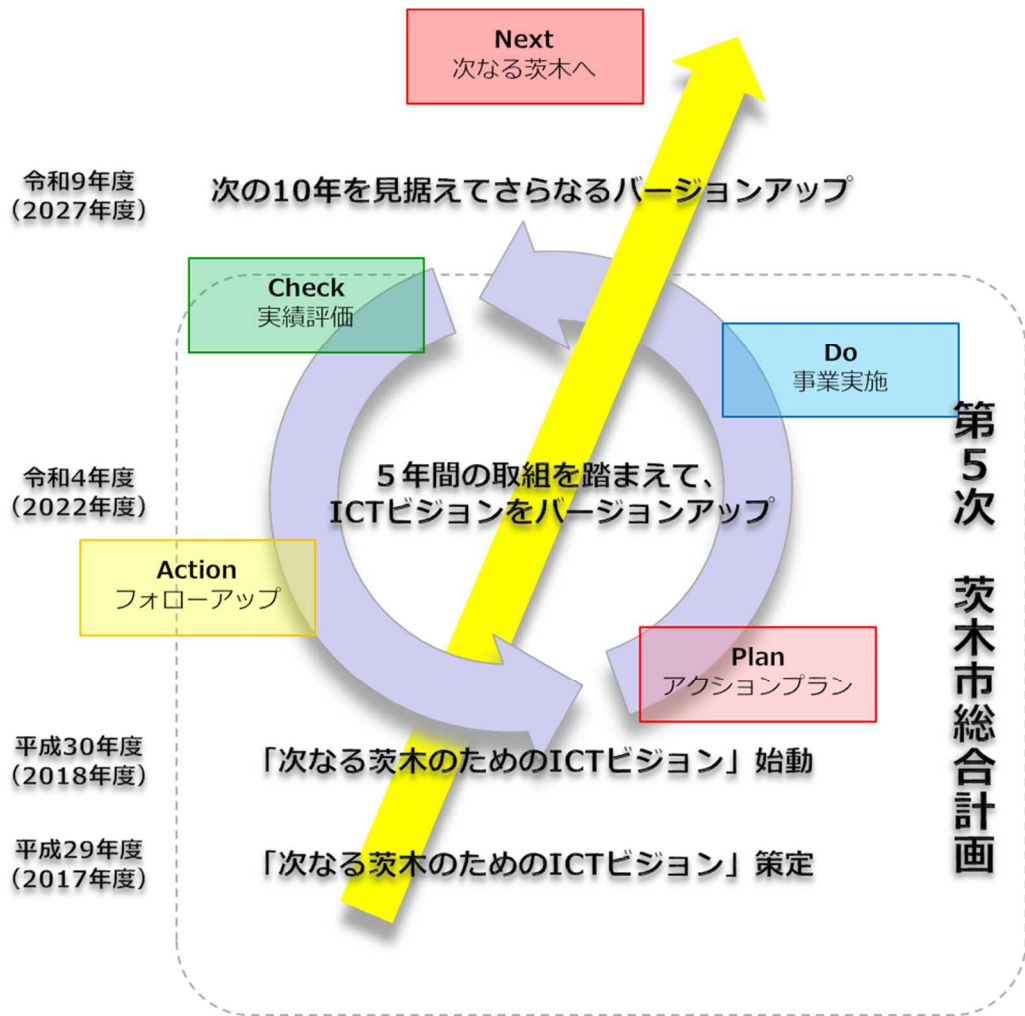


出典：「茨木市 SDGs 推進ガイドライン」

5 ICT ビジョンに取り組む期間

ICT ビジョンは、平成 30 年度（2018 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 10 か年の指針としています。

なお、デジタル技術の進展や社会情勢の変化に合わせて柔軟に対応できるように、必要に応じて見直しを図ります。



図：ICT ビジョンに取り組む期間

第2章 茨木市におけるデジタル化の取組

「電子自治体」の実現のため、利便性を実感できる市民サービスの導入や行政内部事務の ICT 基盤整備を推進し、電子化はほぼ完了しました。「茨木市高度情報化推進基本方針」から始まった3次にわたる「茨木市高度情報化推進計画」の施策とその実績を総括します。

1 茨木市のこれまでの取組

国・地方公共団体の責務として、すべての国民が ICT の恩恵を受けられるような社会の実現に向け、「電子市役所（現在でいう電子自治体）」の実現を目指すことと掲げられた「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法^{*}」が平成 12 年（2000 年）に制定されました。これを受け、茨木市では平成 13 年（2001 年）に「高度情報通信社会における市民サービスの充実」と「電子市役所の実現」を目的として「茨木市高度情報化推進基本方針」を策定し、職員ひとりに 1 台のパソコン配置や、庁内 LAN の構築に取り組みました。

(1) 茨木市高度情報化推進計画（第1次）に基づく取組

<平成 15 年度（2003 年度）～20 年度（2008 年度）>

「茨木市高度情報化推進基本方針」に基づき、IT（情報通信技術）を活用した市民サービスの向上と高度情報化による行政改革を基本理念に掲げ、より一層、高度で効率的、効果的な市政運営を図る「電子市役所」の実現に向け、平成 14 年（2002 年）に「茨木市高度情報化推進計画」を策定し、16 の施策に取り組みました。

計画の 4 つの目標と、代表的な施策、実施状況は、以下のとおりです。

目 標	施 策	実 施 状 況
①IT(情報通信技術)の活用による市民サービスの向上	・インターネットの活用 など 5 施策	・平成 18 年（2006 年）3 月に迅速に情報を提供するため、CMS [*] を導入して市ホームページをリニューアルし、音声読上げソフトを導入
②行政内部事務の電子化による高度な行財政運営の実現	・総合行政ネットワーク [*] との接続 ・統合型文書管理システム、財務会計オンラインシステム再構築 など 3 施策	・平成 15 年（2003 年）8 月に大阪府域では「大阪電子自治体推進協議会 [*] 」の共同事業として、LGWAN との接続を完了し、共同運用を開始 ・平成 18 年（2006 年）4 月から、電子決裁システムと連携した統合型文書管理システムを導入 ・平成 20 年（2008 年）4 月から、財務会計システムを再構築
③既存システムの再構築や小規模システムの整備による効率化	・国民健康保険オンラインシステム再構築 など 5 施策	・平成 18 年度（2006 年度）に仮算・本算方式から 6 月本算定方式への変更
④情報化研修の充実による人材の育成と情報リテラシー [*] の向上	・職員研修 など 3 施策	・所属内の情報化を推進する IT リーダーをはじめ、各職員に対して、職員研修を延べ 11 回実施（245 人受講）

(2) 茨木市高度情報化推進計画（第2次）に基づく取組

<平成20年度（2008年度）～24年度（2012年度）>

平成27年（2015年）を目標年次とする「第4次茨木市総合計画」で、ICTが飛躍的に発展する中、ICTの利便性を実感できるサービスの提供や、より簡素で効率的、効果的な行政運営などの課題に対応し、市民の目線に立った「電子自治体」の実現をめざすため、平成20年（2008年）に「茨木市高度情報化推進計画（第2次）」を策定し、17の施策に取り組みました。

計画の4つの目標と、代表的な施策、実施状況は、以下のとおりです。

目 標	施 策	実 施 状 況
①実感できる市民サービスの向上	・電子入札の導入 ・電子申請の導入 ・公金収納システムの拡充 など7施策	・平成21年（2009年）4月から、「大阪電子自治体推進協議会」で共同開発された電子入札システムを導入 ・平成21年（2009年）10月から、手続の電子化を段階的に進めるため、講座の申込等の簡易な手続を対象として、ASP※を利用した本人確認を必要としない「簡易電子申込システム」を導入 ・平成23年度（2011年度）から、水道使用料に続いて、コンビニでの軽自動車税の収納を開始
②分かりやすく身近な行政	・ホームページ、携帯サイトの充実 など4施策	・平成22年度（2010年度）に自動的に翻訳できるサービスを導入 ・平成23年（2011年）11月に全面リニューアル
③行政運営の簡素・効率化	・統合型地理情報システム※の拡充 など3施策	・平成20年度（2008年度）に占有物管理システムを、平成21年度（2009年度）には、地域情報システム、下水道台帳管理システムの開発を実施 ・平成24年度（2012年度）に、共有空間システム（住宅地図・航空写真等を庁内ネットで提供）の更新時期を迎え、より一層の運用経費の削減と安定稼働を図るため、クラウド※システムへ移行
④情報基盤整備と既存システムの改善	・基幹系システムの刷新 など3施策	・平成24年度（2012年度）に外国人住民の住民基本台帳への記載等に係る住民基本台帳法改正のための改修を実施

(3) 茨木市高度情報化推進計画（第3次）に基づく取組

<平成25年度（2013年度）～29年度（2017年度）>

「茨木市高度情報化推進計画（第2次）」に引き続き「電子自治体」の実現のため、市民サービスの向上に向けて、市民の目線に立った、わかりやすく、使いやすい情報化をめざすため、また、行政運営の簡素・効率化に向けては、情報システムの導入・調達にあたって業務の合理化と費用の適正化を図るため、平成25年（2013年）に「茨木市高度情報化推進計画（第3次）」を策定し、23の施策に取り組みました。

計画の4つの目標と、代表的な施策、実施状況は、以下のとおりです。

目 標	施 策	実 施 状 況
①実感できる市民サービスの向上	・証明書等コンビニ交付の導入 など9施策	・平成25年度(2013年度)に財団法人地方自治情報センター*が運営・提供するコンビニ交付システムを導入、自動交付機では発行していない戸籍証明及び税証明の発行を開始
②行政運営の簡素・効率化	・職員参集安否確認システムの導入 など7施策	・平成25年度(2013年度)にパッケージシステム*を導入
③情報基盤整備と既存システムの改善	・オープン系システムの導入及び更新 など5施策	・平成25年度(2013年度)に学務システム等にパッケージシステムを導入することにより、システムの更新を実施
④新たな制度改正への対応	・社会保障・税に関わる番号(マイナンバー*)制度 など2施策	・平成26年度(2014年度)から、中間サーバー*へ副本登録のため関係システムの構築・改修を開始 ・平成29年(2017年)7月から、情報提供ネットワークシステム*を用いた情報連携を開始

2 高度情報化推進計画の総括

「高度情報化推進基本方針」は、「情報通信基盤の整備」、「情報通信技術の活用」、「総合行政ネットワークへの対応」及び「情報化における安全性・信頼性の確保」の4点を課題としていました。これらの課題について、情報通信基盤を整備し、ICTを活用した市民サービスの向上と、事務の効率化の実現に向け、実施計画である「茨木市高度情報化推進計画」を策定し、様々な施策に向けて取り組んできた結果、基盤となるシステムの導入や、ルールの整備など、基本となる施策の実施はおおむね完了したと考えています。

計画してきた施策の中には、残された課題もありますが、ICTの進展や社会情勢の変化はめまぐるしく、計画した時点と現在では、背景も課題も大きく変わっているものも多いのが現状です。情報化施策は、常に新たな視点に立って実施していくものであるため、今後も継続・拡充していくべき施策や、今後の課題として検討していくべき施策について、第4章で整理します。

Point !

電子自治体(電子市役所)の実現に向けて、インフラ整備やシステム導入、ルールの整備等、行政内部の電子化はおおむね完了しました。

3 ICT ビジョンにおける取組

4つのデザインを実現するための取組を進めてきました。主な取組内容は、以下のとおりです。平成30年度（2018年度）から、ICTビジョンにおける取組のマネジメントがスタートし、毎年度「次なる茨木のためのICTビジョンアクションプラン」を策定してきました。

特に、令和2年（2020年）の、コロナ禍以降においては、ICTをはじめとしたデジタル技術の重要性が急速に高まり、市民の暮らしや行政のあり方を変革する契機となり、DXに関する取組を重点的に推進しました。

(1) Design:1 デジタル・ガバメントによる行政サービス改革

Level:2	Level:3	主な取組内容
1-1 行政手続きの利用者最適化	1-1-1 デジタルファーストの実現	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年（2020年）に、市税等の納付にQRコード決済などのキャッシュレス決済を導入 令和2年（2020年）に、市公式総合アプリ「いばライフ」に、エコポイント機能を実装 令和2年（2020年）に、保健師、助産師への相談をオンライン化 令和4年（2022年）に、問い合わせ対応チャットボットを導入
	1-1-2 コネクテッド・ワンストップの実現	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）に、総合窓口の導入に向けてPTを設置して検討 令和3年（2021年）に、死亡に伴う手続きの専用窓口としておくやみコーナーを設置
	1-1-3 ワンスオンリーの実現	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供ネットワークシステムを活用して、社会保障制度に関する手続きについて、各種証明書等の提出を省略
1-2 情報発信・情報提供のマルチプラットフォーム化	1-2-1 情報発信力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）に、インターネットに接続できるタブレット端末を導入して、情報提供に活用 令和2年（2020年）から、市民向け講座をオンライン化 令和3年（2021年）から、生涯学習センターきらめきで、社会人を対象とした企業連携講座のオンデマンド配信を実施 令和3年（2021年）から、茨木市公式Instagramの運用を開始
	1-2-2 インフォメーションのえらべる化	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）に、市公式総合アプリ「いばライフ」の運用を開始して、いばライフの登録内容に応じた情報提供ができる環境を構築
	1-2-3 情報提供のパーソナル化	<ul style="list-style-type: none"> マイナポータルを活用したプッシュ型の情報提供について調査・研究
1-3 デジタルデバイドの解消	1-3-1 デジタルアクセシビリティの確保	<ul style="list-style-type: none"> マイナポータルの利用環境を整備するため、マイナポータル用端末を窓口に配置 平成30年（2018年）に、災害時の情報提供用に避難所に配置するタブレット端末を導入 令和2年（2020年）に、固定電話、FAXによる災害情報自動配信サービスを実施

第2章 茨木市におけるデジタル化の取組

Level:2	Level:3	主な取組内容
	1-3-2 デジタルリテラシー※の普及	<ul style="list-style-type: none"> 各公共施設が主催する ICT 講習会を実施 令和2年(2020年)に、市内のコミュニティデイハウスに対して ICT 機器の購入補助を実施 令和3年(2021年)に、スマホ相談窓口を試行し、令和4年(2022年)に、スマホ相談窓口の運用を開始

(2) Design:2 データ流通と利活用による超スマート社会の実現

Level:2	Level:3	主な取組内容
2-1 データ流通・利活用の加速化	2-1-1 オープンデータの推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年(2017年)にオープンデータガイドラインを策定して、オープンデータの取組を開始 令和4年(2022年)3月時点で、国の推奨データセット22カテゴリー(応用8カテゴリー含む)中、本市が対応しているデータセットは、現在7カテゴリー(データセット件数としては16件)
	2-1-2 庁内データの利活用	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年(2020年)に、庁内で保有データのアンケート調査を実施
	2-1-3 ビッグデータの分析・活用	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年(2018年)に若手職員を対象とした勉強会のテーマとして取り上げて、グループワーク等を実施 令和元年(2019年)に、河川の水位把握のためのIoT機器を導入 令和2年(2020年)に、3課の業務に関するデータで、実証的にデータ分析を実施
2-2 データ連携プラットフォームの整備	2-2-1 プラットフォームの整備	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年(2020年)3月から、子育てに関する機能や予約機能等を備えた市公式総合アプリ「いばライフ」の運用を開始 令和4年(2022年)に、障害者手帳アプリの取扱いを開始
	2-2-2 インターフェースの整備	<ul style="list-style-type: none"> 業務システムで使用する文字データを共通基盤システムからの連携を開始
	2-2-3 ルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> データ利活用のためガイドラインの策定を検討
2-3 地域ICT化の推進	2-3-1 データ利活用のための人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年(2020年)に、市内小中学校に1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備
	2-3-2 ネットワーク基盤の構築	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年(2020年)に、市施設におけるWi-Fi環境の整備工事を実施
	2-3-3 マイナンバーカードの利活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年(2020年)に、市公式総合アプリ「いばライフ」を活用したマイナンバーカード交付予約システムを導入 令和2年(2020年)2月から、顔写真の撮影やマイナンバーカードの申請サポートを実施
	2-3-4 官民協働によるICT利活用	<ul style="list-style-type: none"> ICT利活用に関する「産・官・学」での連携推進などについて検討

(3) Design:3 さらなる ICT 化による行政経営改革

Level:2	Level:3	主な取組内容
3-1 ワークスタイルの変革	3-1-1 業務プロセスの再構築 (BPR)	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年(2020年)に、行政手続のオンライン化に向けた、手続棚卸を実施 令和3年(2021年)に、地方創生人材支援制度を活用して、特定の所属を対象としたBPRの取組を試行 令和4年(2022年)に、BPR業務委託を行い、3課のBPRを実施
	3-1-2 ワークフローのデジタル化	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年(2019年)に、AIを活用した会議録作成システムを導入 令和2年(2020年)に、RPAとAI-OCRを導入し、定型業務のデジタル化を実施 令和2年(2020年)に、議会にタブレット端末とペーパーレス文書共有システムを導入 令和2年(2020年)に、ドローンを試験的に導入し、公共施設の点検業務に活用 令和3年(2021年)に、保育所入所選考に係るAIマッチングシステムを導入
	3-1-3 働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年(2019年)から、庁内LANの無線化及び2in1端末を導入 令和2年(2020年)に、パソコンの遠隔操作システム、庁内Web会議システム、閉域モバイルルータを導入 令和3年(2021年)に、庁内のコミュニケーションツールとしてチャットシステムを導入
3-2 情報資産の全体最適化	3-2-1 情報資産の整理・分析	<ul style="list-style-type: none"> 情報システム及びネットワークについて、調査を行い、最新化するとともに台帳で管理
	3-2-2 情報資産の再構築	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムの全体最適化を行い、令和4年(2022年)にホストシステムからオープンシステムへの移行を完了 令和3年(2021年)に、基幹業務システムの標準化・共通化に係るロードマップを策定
	3-2-3 情報資産の共有化	<ul style="list-style-type: none"> 共通基盤システムの管理、運用により、複数の情報システムのデータ連携を実施 令和元年(2019年)に、統合ID管理ソフトウェアを導入
3-3 ICT投資効果の最大化	3-3-1 経費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムの計画的に導入するため、情報システム調達事業実施計画を毎年度策定
	3-3-2 歳入の確保	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年(2018年)に、クラウドファンディングを活用して市制70周年記念事業を実施 大阪府スマートシティ戦略補助金などICT施策への補助金を活用
	3-3-3 コストパフォーマンスの検証	<ul style="list-style-type: none"> 情報システム調達ガイドラインを運用し、適切な情報システムの調達事務を実施

(4) Design:4 マネジメントの充実による ICT 戦略のスパイラルアップ

Level:2	Level:3	主な取組内容
4-1 ICT ガバナンスの強化	4-1-1 情報化推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）に、ICT利活用に係る調査・研究を行うICT利活用検討チームを発足し、2年間、研究活動を実施 令和2年（2020年）10月に、DXを推進するための庁内横断的組織であるCFT（クロスファンクショナルチーム）を設置し、令和3年（2021年）から課としてDX推進チームを設置
	4-1-2 ICT 戦略のマネジメント確立	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）から、ICTビジョンのマネジメントサイクルを運営 毎年度、ICTビジョンアクションプラン実施計画を策定
4-2 ICT リテラシーの向上	4-2-1 ICT 利活用意識の改革	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）に、庁内の若手職員を対象としたICT施策勉強会を実施 令和2年（2020年）に、所属長向けにDX研修を実施 令和3年（2021年）から、新任係長向けにDX研修を実施
	4-2-2 ICT スキルのレベルアップ	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）に、入庁前の採用予定候補者を対象に、Office研修を実施 令和元年（2019年）に、幼稚園・保育園教諭向けのIT・Office研修を実施
	4-2-3 IT リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ITリーダー向けにメールマガジンの配信やITリーダー用のハンドブックを作成して、研修を実施
4-3 リスクマネジメントシステムの確立	4-3-1 情報セキュリティポリシーの徹底	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムの自己点検を毎年度実施しているほか、情報セキュリティ研修により、セキュリティポリシーを周知
	4-3-2 情報セキュリティ対策の強靱化	<ul style="list-style-type: none"> 庁内のネットワーク監視等を一部運用委託することにより、効率的に庁内LANを運営
	4-3-3 ICT-BCPの実効性確保	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）に、クラウド型の防災情報システムを導入

第3章 茨木市を取り巻く状況

茨木市を取り巻くデジタル化の動向について、国や社会の現況など動向から分析します。

1 国の動向

(1) 社会全体のデジタル化に向けて

デジタル社会の実現に向けて、令和3年(2021年)5月にデジタル改革関連法が成立し、以下の6つの法律が公布されました。

- ・ デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)
- ・ デジタル庁設置法(令和3年法律第36号)
- ・ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)
- ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)
- ・ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和3年法律第39号)
- ・ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)

デジタル社会形成基本法においては、「地方公共団体は、基本理念(注:同法第2章に定めるデジタル社会の形成についての基本理念)にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を活かした自立的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」(第14条)こととされています。

デジタル改革関連法の全体像

✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠 ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大 ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化 ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が重要	
デジタル社会形成基本法 ※IT基本法は廃止	デジタル庁設置法
✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定 [IT基本法との相違点] ・ 高度情報通信ネットワーク社会→データ活用により発展するデジタル社会 ・ ネットワークの充実+国民の利便性向上を図るデータ活用(基本理念・基本方針) ・ デジタル庁の設置(IT本部は廃止) ⇒ デジタル社会を形成するための基本原則(10原則)の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進	✓ 強力な総合調整機能(勧告権等)を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備 ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進 ✓ 内閣直轄の組織(長は内閣総理大臣)。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く ⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の権限を打破し、行政サービスを抜本的に向上
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委に一元化(個人情報保護法改正等) ✓ 押印・書面手続の見直し(押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正) ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大(マイナンバー法等改正) ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化(郵便局事務取扱法改正) ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載(公的個人認証法改正) ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知(住民基本台帳法改正) ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の技術的強化(マイナンバー法、J-LIS法改正) ⇒ 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの信頼促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等	✓ 希望者において、マイナンバーからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする ⇒ 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律 ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付帯が行える仕組みや、マイナンバーからも登録できる仕組みを創設 ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設 ⇒ 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律	
✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築 ⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等	

出典：デジタル庁

「第1回デジタル社会推進会議参考資料1これまでのデジタル改革の取組みについて」(2021年9月)

(2) デジタル社会の実現に向けた重点計画

令和2年(2020年)12月に、デジタル社会の目指すビジョンやデジタル社会を形成するための基本原則などを示した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

令和3年(2021年)6月に、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」へと全部改定されました。さらに、令和3年(2021年)12月には、デジタル庁の発足に伴い再び改定が行われ、デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針等が定められました。

また、令和4年(2022年)6月に改定され、デジタル化の基本戦略に新たに「Web3.0の推進」が盛り込まれました。

デジタル社会の実現に向けた重点計画の概要

■ デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの。(デジタル社会形成基本法37②等)

■ デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め工程表などスケジュールとあわせて明らかにするもの。

我が国が目指すデジタル社会「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」

デジタル社会で目指す6つの姿	① デジタル化による成長戦略	② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化	③ デジタル化による地域の活性化
	④ 誰一人取り残されないデジタル社会	⑤ デジタル人材の育成・確保	⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略

※京都市把握指標の設定

具体策を考える上で前提となる理念・原則	目指す姿を実現する上で有効な戦略的な取組(基本戦略)
<p>誰一人取り残されないデジタル社会の実現 ※デジタル推進委員の全国展開</p> <p>誰一人も、いつでも、どこでもデジタルの恩恵を享受</p> <p>デジタル社会形成のための基本原則</p> <p>-10原則(デジタル改革基本方針)</p> <p>①オープン・透明②公平・倫理③安全・安心④継続・行政手続オンライン化原則</p> <p>安定・強靭⑤社会課題の解決⑥迅速・柔軟⑦包括・デジタルファースト/ワンストップ</p> <p>多様性⑧浸透⑨新たな価値の創造⑩信頼・国際貢献</p> <p>BPRと規制改革の必要性 クラウド・バイ・デフォルト原則</p>	<p>デジタル臨時行政調査会</p> <p>デジタル・規制・行政改革に適應する構造改革のためのデジタル原則等に沿って4月以上の連発等の意を旨とする</p> <p>デジタル田園都市国家構想実現会議</p> <p>デジタル原則の遵守やデータ基盤の活用等を前提に、各地域の社会的課題の解決などに向けて様々な取組を支援</p> <p>国際戦略の推進</p> <p>DFFT/海外国デジタル政策連携機関との連携強化</p> <p>※①デジタル完全・自動化原則 ②アジャイルガバナンス原則 ③官民連携原則 ④相互運用性確保原則 ⑤共通基盤利用原則</p>
<p>デジタル社会の実現に向けた基本的な施策</p> <p>国民に対する行政サービスのデジタル化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン(アーキテクチャの将来像整理) 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化(ワクチン接種証明書のスマホ搭載の推進/公金受取口座登録推進及び行政機関による利用) マイナンバー制度の利活用の推進(情報連携の拡大/各種免許等のデジタル化) マイナンバーカードの普及及び利活用の推進(オンライン市役所サービス/市民カード化/民間利用推進/健康保険証利用/運転免許証と一体化/市町村や業界に働きかけ) 公共フロントサービスの提供等(ワンストップサービスの推進) 	<p>暮らしのデジタル化</p> <ul style="list-style-type: none"> 準公共分野のデジタル化の推進等(健康・医療・介護(PHR/オンライン診療)/教育(校務のデジタル化/教育データ活用)/防災/こども/モビリティ/取引) 産業のデジタル化 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組(電子署名/電子委任状/商業登記電子証明書/GBizID/e-Gov) 中小企業のデジタル化の支援(IT専門家派遣/IT導入補助金/サイバーセキュリティ対策支援) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション(DX認定制度/DX銘柄/DX投資促進税制/サイバーセキュリティ強化) <p>デジタル社会を支えるシステム・技術</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の情報システムの刷新(重要システム開発体制整備/ガバメントクラウドの整備/ネットワークの整備/政府調達) 地方の情報システムの刷新(標準化基本方針の策定等) デジタル化を支えるインフラの整備(光ファイバ/5G/半導体/データセンター/海底ケーブル) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進(情報通信・コンピューティング・セキュリティ技術高度化/スーパーコンピュータ整備) <p>デジタル社会のライフスタイル・人材</p> <ul style="list-style-type: none"> ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換(テレワーク/シェアエコ) デジタル人材の育成・確保(プログラミング必修化/リカレント教育/女性人材) <p>今後の推進体制(政府のデジタル改革推進体制強化)</p>

出典：デジタル社会の実現に向けた重点計画(概要簡易版)

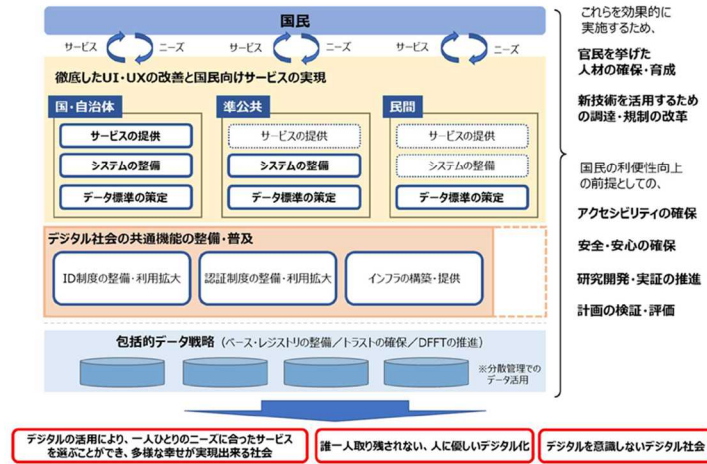
(3) デジタル庁の創設

新型コロナウイルス感染症の影響により、国、自治体のデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率、煩雑な手続きや給付の遅れなど住民サービスの劣化、民間や社会におけるデジタル化の遅れなど、デジタル化について様々な課題が表面化しました。こうした課題が背景となり、これまで政府のデジタル戦略を所掌してきた「内閣官房IT総合戦略室」を発展的に継承する組織として、令和3年(2021年)9月1日にデジタル庁が設置されました。

未来志向のDXを大胆に推進し、デジタル時代の官民インフラを今後5年で一気に作り上げることを目指し、各府省の指令塔として予算を含めた企画立案や統括管理、勧告等の強い権限を与えられています。

司令塔としてのデジタル庁の役割

- デジタルにより目指す社会の実現に向け、国・地方公共団体・事業者が連携・協力しながら、社会全体のデジタル化を推進していく際に、デジタル庁が、司令塔として、関係者によるデジタル化の取組を牽引。



10

出典：デジタル社会の実現に向けた重点計画（概要）

(4) 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

総務省は、令和2年（2020年）12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国の支援策等を取りまとめました。

自治体においては「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる」こと、「デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」ことが求められています。

自治体DX推進計画の概要

自治体DX推進計画の経緯	
<ul style="list-style-type: none"> 「デジタル・ガバメント実行計画」（R2.12）に掲げられた各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策等を取りまとめ、令和2年12月に策定 「骨太の方針2022」において「自治体DX計画改定により、国の取組と歩調を合わせた地方自治体におけるデジタル化の取組を推進する」とされたことを受け、令和4年9月、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月閣議決定）において国が掲げる理念や支援策等を盛り込む改定を実施 	
自治体DX推進計画（令和4年9月改定）	自治体DX推進手順書（令和4年9月一部改定）
<ul style="list-style-type: none"> 自治体におけるDXの推進体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> 組織体制の整備 デジタル人材の確保・育成 計画的な取組み 都道府県による市区町村支援 重点取組事項 <ol style="list-style-type: none"> 自治体の情報システムの標準化・共通化 マイナンバーカードの普及促進 自治体の行政手続のオンライン化 自治体のAI・RPAの利用推進 テレワークの推進 セキュリティ対策の徹底 自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組み <ol style="list-style-type: none"> デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化 デジタルデバйд対策 デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体DX全体手順書 <ul style="list-style-type: none"> 全体手順書で示すDXを推進するに当たって想定される一連の手順を整理 ステップ0：DXの認識共有・機運醸成 ステップ1：全体方針の決定 ステップ2：推進体制の整備 ステップ3：DXの取組の実行 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書 <ul style="list-style-type: none"> 自治体情報システムの標準化・共通化の意義・効果や、自治体における作業手順等を示すもの 自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書 <ul style="list-style-type: none"> 自治体の行政手続のオンライン化の取組み方針や、自治体における作業手順等を示すもの 参考事例集 <ul style="list-style-type: none"> 地域社会のデジタル化に関して、各地方公共団体においてどのような取組が行われているかを把握するため、各団体における取組状況に関する調査に基づき、「参考事例集」としてとりまとめられたもの

総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」から作成

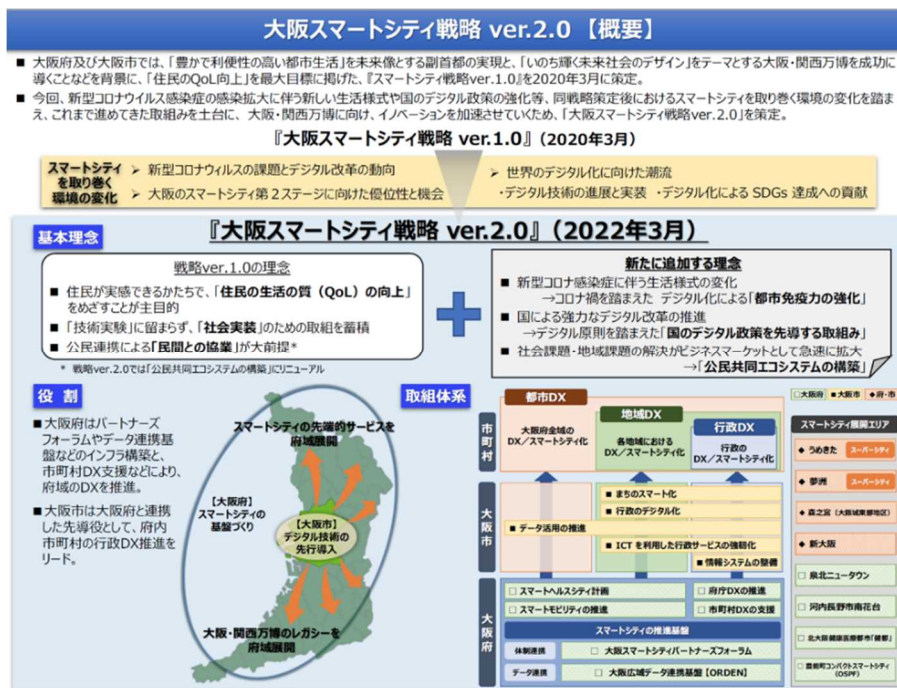
2 大阪府の動向

大阪府は、令和元年（2019年）7月16日に大阪府におけるスマートシティの実現に向けて、全庁の司令塔となる「スマートシティ戦略準備室（プロジェクトチーム）」を新たに設置し、令和2年度（2020年度）からは、スマートシティ戦略の実現に向け、その司令塔となり関連施策・事業を推進する組織として「スマートシティ戦略部」を設置しました。

令和2年（2020年）8月25日に、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」を設立し、少子高齢化や人口減少、ポストコロナへの対応など、大阪府や府内43市町村の持つ課題の見える化および課題解決に向けたソリューションを持つ企業と企業、行政をつなぐコーディネート・テーマに応じたワークショップやセミナーの開催、大阪のスマートシティ推進に関する幅広い情報発信により、企業やシビックテック等と連携して“大阪モデル”のスマートシティの実現に向けた取組を推進しています。

(1) 大阪府スマートシティ戦略

大阪のさらなる発展につなげていくために、世界の先進事例を参考にしつつ、府域全体で先端技術による利便性の向上を住民が実感でき、笑顔で暮らせる都市・大阪（e-OSAKA）を作っていくことが不可欠であるという考えから、大阪のスマートシティ化に向けた方向性や実践的な取組を示す「大阪スマートシティ戦略 Ver.1.0 ～e-OSAKAをめざして～」を、令和2年（2020年）3月に策定しました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新しい生活様式や国のデジタル政策の強化等、同戦略策定後におけるスマートシティを取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで進めてきた取組を土台に、大阪・関西万博に向け、イノベーションを加速させていくため、「大阪スマートシティ戦略 ver.2.0」を、令和4年（2022年）3月に策定しました。



出典：大阪府「大阪スマートシティ戦略 ver.2.0（概要）」

(2) 大阪府のデジタル改革の実現に向けた中期計画

大阪府として、現在抱えている課題を明らかにし、デジタル改革を通じてめざすべき将来像や方向性、そこに向けた具体的な取組みを示すものとして、令和4年(2022年)3月に策定されました。

大阪府におけるデジタル関連事業を、府庁内部の業務効率化や生産性向上を図る府庁DX、市町村の業務効率化や生産性向上を図る市町村DX支援、住民や企業にサービスを提供するスマートシティ事業の3つに分類し、現状の調査・分析を行い大阪府として現在抱えている課題を明らかにし、デジタル改革を通じてめざすべき将来像や方向性、そこに向けた具体的な取組みを示すとともに、必要な推進体制のあり方を検討していくとしています。

大阪府のデジタル改革の実現に向けた中期計画 (概要)

計画策定の趣旨・目的

趣旨・目的
国においては5月にデジタル改革関連法案が成立、9月にはデジタル庁が設置された。こうした国の取組みと歩調を合わせ、大阪府においても、令和2年に開設したスマートシティ戦略部を中心に、デジタル改革を加速化していかなければならない。大阪府として現在抱えている課題を明らかにし、デジタル改革を通じてめざすべき将来像や方向性、そこに向けた具体的な取組みを示すとともに、必要な推進体制のあり方を検討していく。

目標期間
概ね10年先の将来像を見据えながら、大阪・関西万博開催となる2025年までの計画を具体化

直面するデジタル化の状況

【諸外国との比較】
・我が国のデジタル化は諸外国と比較して遅れが顕著(国連調査機関におけるデジタル競争力ランキングで日本は54位・米国・地域中29位)
・電子政府先進国：デンマーク、韓国

【他団体との比較】
・大阪府の情報化施策の取組みは遅れている(2019年国調査にもとづく民間ランキングで大阪府は47団体中42位)

大阪府の課題と方向性

システム、施策の重複	システムのブラックボックス化
デジタル関連施策、情報システムの開発・運用を部門が勝手に実施しているため、部門間士でシステム連携の重複や、デジタル関連施策の部門間での重複等が散見	システム導入後、カスタマイズを繰り返したことで、カスタマイズを繰り返しているため、職員の技術的なスキルが十分に把握しきれないままでの運用により、コストが嵩み止まりしているおそれがある

○府庁DXに係る課題：
・全体予算の半分以上がベンダーロックインに陥っている可能性(約40システム)
・運用体制の脆弱性、システムリソースの効率性(特に小規模システムで顕著)
・システムガバナンス体制が不十分(本来業務に加えての臨時的な予算確保、仕様変更確認など)

○市町村DX実現に係る課題：
・府内市町村のデジタル格差が著しい(特に小規模市町村)
・デジタル人材の確保等が困難(特に小規模市町村)
・基幹システムの標準化対応が急務(2025年まで)

○スマートシティ事業に係る課題：
・部局間で連携やデジタルサービスの連携の可能性(SNS、スマホアプリ、AI活用など)
・行政の保有するデータの利活用が不十分

目指すべき姿

「デジタルファースト」、「ワンストップ」、「ワンストップ」を実現し、府民や企業への行政サービス高度化と、生活の質(QoL)、利便性を向上

イメージ
【ビジョン】 府民との接点となるインターフェースの充実
【ゴール】 府内のシステムの標準化、共通化による全体最適
【ゴール】 システム間のデータを連携させる機能の構築

府庁DX

行政内部の業務の効率化や生産性の向上を図る事業

1 部局ごとにバラバラの調達で発生している無駄と重複の解消
・情報システムの適正化(ベンダーロックインの解消、システム診断・カルテ作成による計画的なシステム更新、クラウドサービスの利用促進など)
・行政手続きのオンライン化をはじめ、業務のICTを強力に推進
・これらの取組みを支えるための府内ICT環境整備

市町村DX支援

府内市町村の業務の効率化や生産性の向上を支援する事業

財政状況や規模の大小に左右されず、住民がデジタルサービスを受けられるように大阪府が支援
・共同調達の対象システムの拡大
・相談窓口の充実(補助金、市町村アドバイザー)
・ガバナンス移行支援
・共同化について、調達のみならず、運用一元化など新たな拡大に向けた体制の検討

スマートシティ事業

住民や企業に対して直接的にサービスを提供する事業

最先端なデジタル技術を活用した行政サービスの展開、行政データのオープンデータ化推進
・スマートフォンアプリなどの利便性向上
・スマートフォンの普及、強化
・共通業務のメニュー一元化
・行政データの府内内外での積極的活用
・先端テクノロジーの効果的な導入
・住民サービスに係る市町村へのデジタル化支援

広域データ連携基盤の構築

2 スマートシティに必要な社会インフラとして広域データ連携基盤を構築
・データ連携基盤及びコミュニケーション基盤(系-タクト)の構築
・これを基盤とするルール及び管理体制の検討

デジタル人材の確保・人材の強化

より高度なデジタル専門知識を有する人材確保と、職員のDXマインドを醸成するための「人材育成」の両面から人材を強化
・既存プロセスの見直し提案や新たなプロジェクトを立案・推進できるコンサルタント・プロジェクトマネージャー的な能力と人材の確保(人材像、必要な雇用条件等や制度面について25に検討)
・管理職やDXを推進する職員など、役割等に応じたDX推進に向けた研修・セミナーの実施

推進体制のあり方検討

○デジタル改革をより加速させていくための推進体制のあり方
詳細な本指調査を行い、解決策の整理や専門家による客観評価、新事業体も選択肢の一つとした解決策の検討を行う。

【検討体制】 会議名：大阪DXイニシアティブ(仮称)
・構成員：知事、副知事、スマートシティ戦略部長、有識者等
・検討チームの設置(府庁DX、市町村DX、制度・あり方検討)
・スラッシュ案
令和4年夏まで、将来像を実現するための推進体制の方向性の提示
年度末～最終取りまとめ

施策と予算の全体最適に向けたガバナンス機能の強化が不可欠

システムの標準化	調達の一元化
サービスやデータの共同化・共有化促進のため、標準仕様を定め、市町村および府内各部署の行政システムやデジタルサービスにも浸透させる	デジタルスキルを集約し、調達を一元化していくことでベンダーとの交渉力を高め、常に主体性をもってシステム維持・更新しているようなシステム・ガバナンスをめざす

1 府庁・市町村のDXやスマートシティ事業の取組みの強化
2 これを進めるための基盤や推進力ともなるべきデータ連携基盤、人材、体制の強化

出典：大阪府「大阪府のデジタル改革の実現に向けた中期計画(概要)」

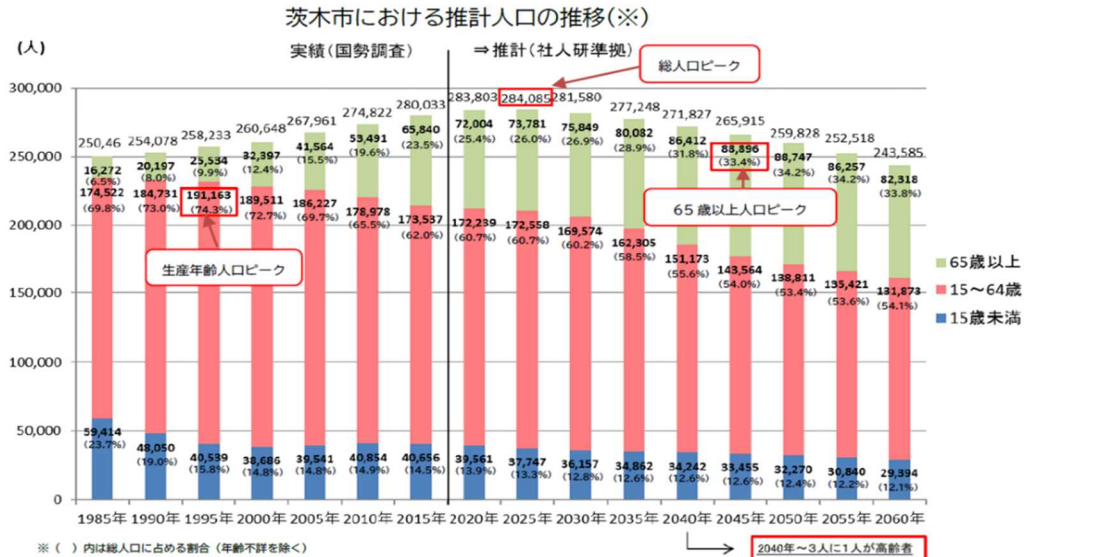
3 社会の状況

(1) 人口減少と少子高齢化

茨木市の人口のピークは、令和7年（2025年）を見込んでおり、人口は28.4万人と推計しています。その後、人口は減少し続け、令和27年（2045年）には26.6万人、令和42年（2060年）には24.4万人まで落ち込む見込みです。

年齢3区分別人口では、本市は総じて15歳未満の割合が国や大阪府と比べて高く、65歳以上の割合が低く推移していますが、令和22年（2040年）には国・大阪府と同様に概ね3人に1人が高齢者になることが見込まれ、人口構造の変化を注視する必要があります。

生産年齢人口は、平成7年（1995年）をピークに減少傾向にあり、老年人口は、令和27年（2045年）にピークを迎えると予想されています。このような情勢を踏まえて、2040年（令和22年）頃には、さらに少ない職員で多様化する行政需要に対応するため、業務のやり方そのものを見直して、効率化していく必要があります。



出典：茨木市「第2期茨木市総合戦略」

(2) 災害への備え

未曾有の被害をもたらした東日本大震災後、国においては「国土強靱化」を掲げ、「強くしてなやかな国」をつくる取組を進めてきました。その後も熊本地震や、茨木市に被害をもたらした大阪府北部地震などが発生しており、今後も南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等が発生するおそれが高まっています。

また、近年では豪雨災害も頻発しており、全国各地で甚大な浸水被害や土砂災害が発生しています。茨木市においては、市の面積の半分が山地であるため、土砂災害の発生には特に警戒する必要があります。

土砂災害警戒区域などの災害が発生する危険性が高い場所にお住まいの方や、高齢者・障害者・乳幼児といった、災害時に被害を受ける可能性が高い方々に、避難情報や気象情報をリアルタイムに発信し、確実に伝達することや、災害時は情報収集を行う職員のマンパワーも限られるため、

効率よく被害情報の収集を行い、効果的・効率的な防災対策を行うために、AI、IoT、クラウド、SNS といったデジタル技術の活用など、災害対応においてもデジタル化を促進していく必要があります。



出典：内閣官房「防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策による取組事例集」（2021年）

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行する中、感染拡大期においては緊急事態宣言が発出されるなど、その社会的・経済的な影響は甚大なものとなっています。

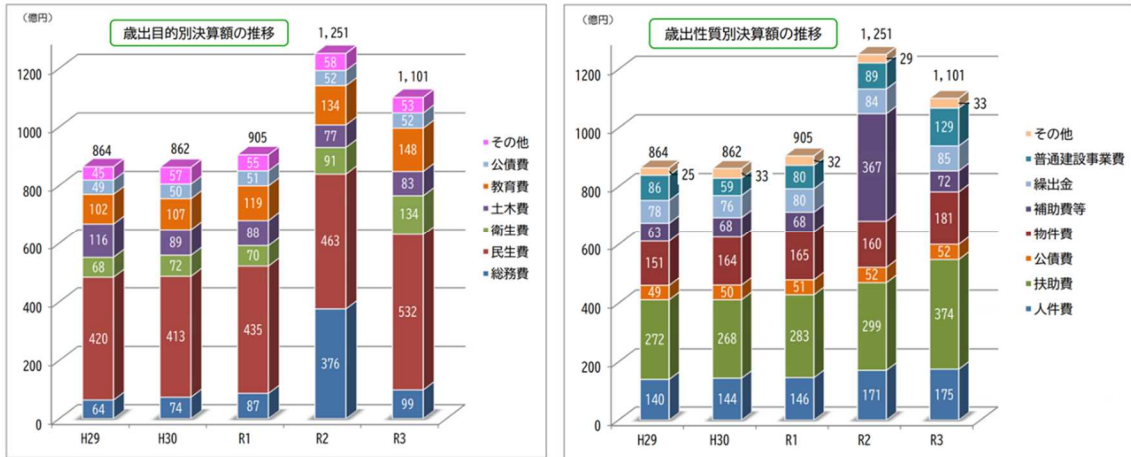
新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中で、茨木市においてもコミュニケーションの在り方や、働き方の変化等、市民の日常生活において様々な環境変化への対応が必要であり、with コロナ時代への転換に対応し、「新しい生活様式」を実践することが求められ、「新しい日常」を構築していくことが課題となっています。



第3章 茨木市を取り巻く状況

(4) 茨木市の財政状況

令和3年度（2021年度）茨木市の財政状況においては、歳出の状況を目的別でみた場合、近年の状況は、少子高齢化の進展に伴って民生費が歳出の中で一番大きい割合を占めています。また、性質別でみた場合、子ども、高齢者、障害者等に対する福祉サービス経費である扶助費が、一番大きな割合を占めています。少子高齢化の時代において、社会福祉に関する経費が今後さらに増大することが想定されます。



出典：「令和3年度茨木市の財政状況」

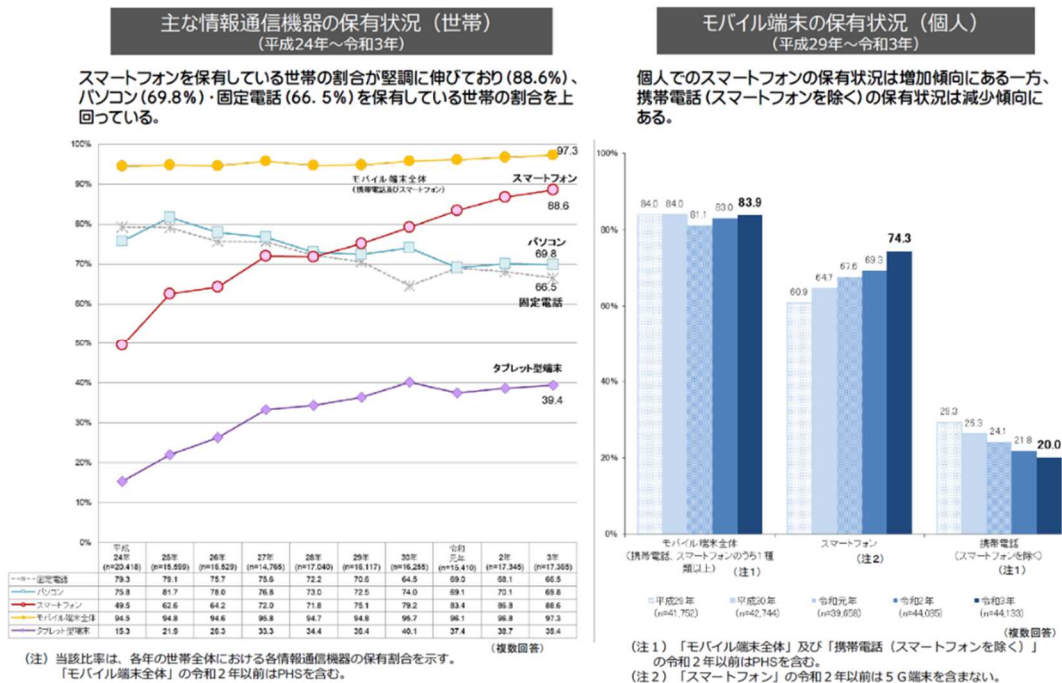
4 デジタル化の進展

(1) デジタル活用の状況

令和3年(2021年)7月発行の総務省「令和3年通信利用動向調査」や総務省「令和3年度版情報通信白書」をもとに、情報通信利用の動向を把握し、現状を分析します。

① 情報通信機器の保有状況

令和3年(2021年)の情報通信機器全体の世帯保有率は、97.3%であり、そのうちスマートフォンを保有している世帯の割合は、88.6%です。スマートフォンの保有率は、平成29年(2017年)に固定電話、パソコンを保有している世帯を上回り、その後も堅調に割合が伸びており、国民全般の社会生活に浸透しているといえます。



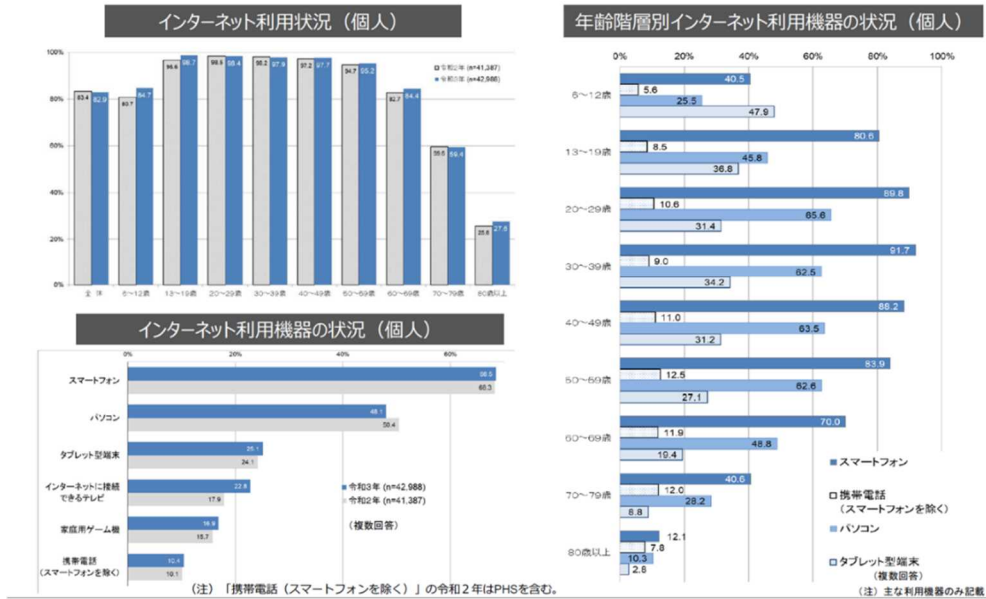
出典：総務省「令和3年通信利用動向調査」

② インターネットの利用状況

令和3年(2021年)のインターネットの利用率(個人)は、82.9%であり、年齢階層別では、13～59歳の各年齢階層で90%を上回っています。インターネットの利用状況を端末別にみると、スマートフォンがパソコンを20.4ポイント上回っています。年齢階層が低い方がスマートフォンでのインターネット利用率が高い傾向にありますが、60歳以上の各年代においても、他の端末と比較して、スマートフォンの利用率は高くなっています。

第3章 茨木市を取り巻く状況

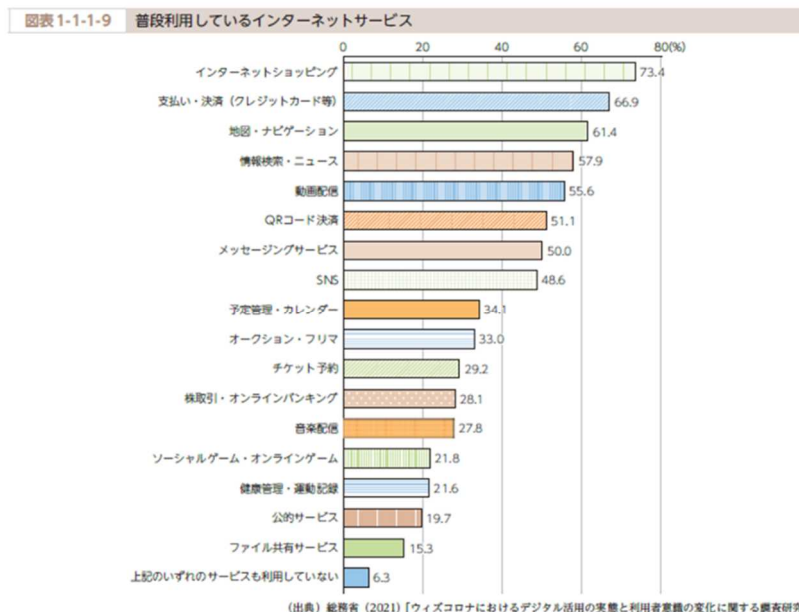
インターネット利用者の割合は、13～59歳の各年齢階層で9割を超えている。個人のインターネット利用機器は、スマートフォンがパソコンを上回り、20～49歳の各年齢階層で約9割が利用している。



出典：総務省「令和3年通信利用動向調査」

③ インターネットを利用したサービスの利用状況

普段のインターネットを利用したサービスの利用状況については、「インターネットショッピング」(73.4%) や「支払い・決済 (クレジットカード等)」(66.9%) と消費に関するサービスの利用が最も多い状況です。続いて、移動等の際に利用する「地図・ナビゲーション」(61.4%)、情報収集のために利用する「情報検索・ニュース」(57.9%)、娯楽等に利用する「動画配信」(55.6%) となっています。



出典：総務省「令和3年版情報通信白書」

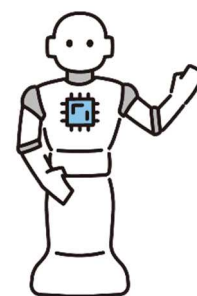
(2) デジタル技術の進展

近年のデジタル技術の進展はすさまじく、世界規模でデジタル技術を活用したサービスが普及しています。AI（人工知能）やVR（仮想現実）、ロボティクスなどの先端技術、また、ITのリソースやアプリケーションを利用できるクラウド、第5世代移動通信システム（5G^{*}）に代表される通信インフラの拡大など、世界を大きく変えるインパクトを持った技術が次々と開発され、様々なサービスへの応用が進んでいます。

① AIの進化

「AI」は、期待から実感へ。

平成28年（2016年）に、人工知能が囲碁の世界王者に勝ち越すという歴史的な出来事が起こりました。予想をはるかに上回るスピードで進化した「AI」は、こうした象徴的な成果も追い風となって、今、幾度目かのブームとなっています。現在の「AI」ブームの原動力となっているのは「機械学習^{*}」で、その中でも注目されているのは、「AI」が大量データからタスクの実行に必要な特徴を自動的に抽出する「ディープラーニング^{*}（深層学習）」です。どんな特徴を利用すればよいかを人間が教える必要はなく、「AI」が学習データそのものから学びます。



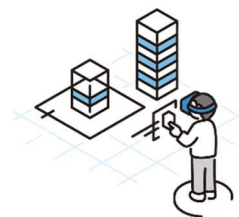
また、現在の「AI」ブームは、「ビッグデータ」が牽引しており、その「ビッグデータ」は「IoT」によって生み出されています。これらの相乗効果が、Society5.0を推進しているといえます。最近では、「AI」が私たちの生活に浸透し、経済活動や社会環境を変えていくことが期待されるような事例が次々と出てきており、画像・音声認識や翻訳といった機能が安価に提供されることで、誰でも「AI」を使える時代が到来しています。

「AI」と同じく人間が行う仕事を機械に任せる仕組みとして、ソフトウェアロボットが画面上のアプリケーションを識別し、人間と同じように操作が実現される「RPA^{*}」が注目されています。定型作業については、人間の作業を必要とすることなく、「RPA」により業務が完結できるようになり、さらに、人間の判断が必要とされる非定型作業は、「AI」により自動化されることが期待されています。人間が行う仕事の半分が「AI」に奪われるとの予測もありますが、仕事がなくなるのではなく、必要な場所に人材をシフトさせ、サービス全体の高度化を図ることができるようになります。

② ビッグデータの活用

「ビッグデータ」は、記録の蓄積から新たな価値の創造へ。

近年、パソコン・スマートフォンの処理速度の向上や、Facebook・Twitterをはじめとした SNS^{*}の普及に伴って日々大量のデータが生成、蓄積されています。また、「ビッグデータ」を高速かつ簡単に分析できる技術が登場したことから、文字・音声・写真・動画など様々な形を持った非定型のデータを分析・活用できることがわかってきました。



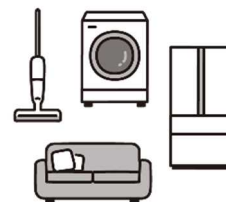
「ビッグデータ」には、ウェブサイトの行動履歴、SNS 上のつぶやきから、医療情報、位置情報、気象情報など、私たちの生活と密接な関わりを持つデータが大量に含まれており、これらを分析・活用することによって、新たな市場が創出されることが期待されています。身近な活用事例の一つとして、EC サイトで表示されるおすすめ商品などは、購入履歴や検索情報をもとにしたデータから表示されます。

さらに、近年、「オープンデータ^{*}」の推進により、サービス向上等の実現に向けて、公共機関が保有する「ビッグデータ」への注目度はますます高まっています。

③ IoTの普及

「IoT」は実装段階へ。

「IoT」は、“ヒト”を介さずに“モノ”がインターネットに接続して通信し、“モノ”から得たデータをインターネット経由で送受信します。対象となる“モノ”には、センサーやカメラ、無線通信が搭載されており、現在、エアコンや冷蔵庫といった家電や自動車、工場の装置、着用型のウェアラブルデバイスといったものに活用されています。令和4年（2020年）の時点で、世界のIoTデバイス数は250億台を超えています。AIや5Gの普及拡大に伴って、IoTは家庭、オフィス、工場、インフラ、ヘルスケアなど幅広く活用されていくことが予想されます。



また、「IoT」と融合するICTとして、「AR^{*}」や「VR^{*}」の活用が挙げられます。

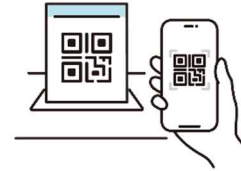


特に、ゲームや映画など、これまでエンターテインメント分野で利用されてきた「AR」や「VR」ですが、近年では、マーケティングやサービス部門でも導入が拡大しており、家具やインテリア用品の売り場では、「部屋に家具を配置するとどうなるか」を顧客に見せるといった使われ方が実用化されています。

④ 日常生活の身近な DX

私たちの日常生活で、普段利用しているサービスには、DX が浸透してきており、より身近に感じられるようになりました。

例えば、飲食店などで導入されている「モバイルオーダー」があります。「モバイルオーダー」は、スマートフォンなどのモバイル端末から遠隔で商品の注文を行うことができるサービスのことを指しており、専用のアプリケーションや Web から利用することができます。モバイルオーダーを利用することで、利用者は、非接触



で注文ができる、スムーズに商品を受け取れる、支払いはモバイルで完結するといったメリットを得られます。また、販売者は、レジ業務の人員を他の業務に充てることのできる、注文の聞き間違いが減る、キャンペーン等の情報発信を効率化できるといったメリットを得られます。



その他、身近な例として、月額制の動画配信サービスが挙げられます。新しいビジネスモデルである「サブスクリプション[※]」の動画配信サービスで、利用者は、ラインナップされている動画を視聴する権利を得ることができます。動画配信サービスは、コロナ禍において巣ごもり需要もあり、幅広い利用者のニーズにマッチした結果、瞬く間に普及しました。CD や DVD を扱うレンタルショップに行かなくなった…という人も多いのではないかと思います。

このように、利用者が「所有する」ことから「利用する」ことに価値観が変化してきているということが、サブスクリプションのサービスが普及している要因と言えます。

デジタル技術は、これまで体験できなかった便利さを実現する、誰でも扱えるモノとして、今後も私たちの生活に浸透していくものと考えられます。

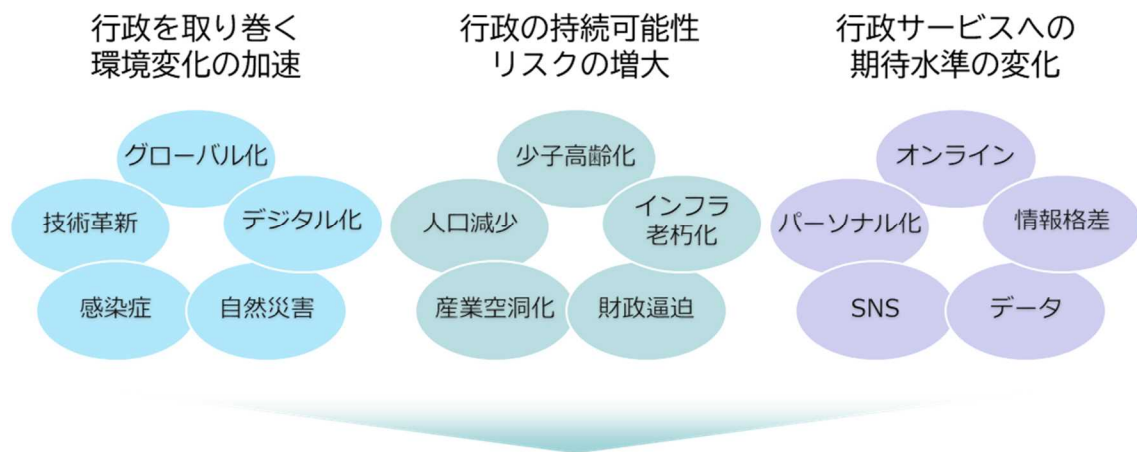
Point !

「AI」、「ビッグデータ」、「IoT」など、デジタル技術の進展は、生産、販売、消費などの経済活動に加えて、健康、医療、公共サービスといった幅広い分野で、ワークスタイルだけでなく、ライフスタイルにも大きな影響を与えます。

第4章 茨木市が取り組む課題

茨木市のこれまでの取組にくわえて、国のデジタル戦略の動向や社会のデジタル化の状況などから見えてきた課題を整理します。

デザインの実現に向けて取組を進めるなかで、デジタル化の進展や社会情勢の変化により、さらなる充実が求められているもの、新たに形を変えて充実させるもの、今後の実施につなげるものなど、今後検討をしていくべき課題が見えてきました。



デジタルによる市民サービスの向上

- 行政手続のオンライン化
- キャッシュレス決済の拡充
- 窓口業務の改革
- 行政サービスのパーソナル化

デジタルによる地域の活性化

- 官民データの活用促進
- 5G・XR・メタバース等の先端技術活用
- マイナンバーカードの普及促進・利活用
- デジタル田園都市国家構想

デジタルによる行財政運営の効率化

- 全庁横断的な推進体制の構築
- 情報システムの標準化・共通化への対応
- AI・RPA等のデジタル技術活用
- 徹底的なBPRの実施
- デジタル技術を使いこなす人材の育成

誰一人取り残されない人にやさしいデジタル化

- デジタル活用の支援
- 簡単で使いやすいシステム
- サービスデザイン思考

Point !

市民サービスのさらなる向上のため、デジタル技術を活用することにより、行財政運営のさらなる効率化が必要となります。また、先進的な取組を進めていくため、情報化推進体制のさらなる強化が重要であると考えています。

第5章 次なる茨木のための未来図

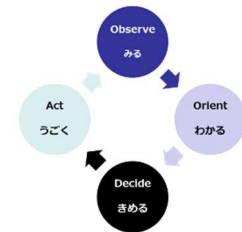
第4章で整理した課題をもとに、以下の3つの視点を重視しながら、ICTビジョンの基本方針を継続し、次なる茨木のための未来図をデザインします。

1 ICTビジョンの3つの視点と基本方針

(1) 3つの視点

茨木市のかかえる諸課題の解決はもとより、より一層の茨木市の魅力向上など持続的なまちづくりを支えるため、ICTを含めたデジタル技術の利活用が求められています。デジタル化の取組を推進していくにあたり、次の視点を重視します。

- ・ サービスデザイン ～利用者の視点～
- ・ トライアンドエラー ～OODA ループ※の視点～
- ・ データ利活用 ～デジタル前提の視点～



今までの業務のやり方を単純にデジタル技術で代替するのではなく、時代の変化に対して柔軟に対応できるよう、常に業務を見直し、徹底した市民目線で業務を再構築していきます。

(2) 基本方針

ICTビジョンでは、「デジタル技術の利活用による新たなサービスの創出」に取り組むとともに、人ではできない、独創的な仕事等を充実・深化させることで、ICTビジョンの目的である、「**豊かさを実感できる魅力ある次なる茨木**」の実現に向けて、上記の「3つの視点」を踏まえた上で、引き続き、次の基本方針を継続します。

“ゼロをプラス” に導く積極的なICT戦略による

茨木市のイノベーションをめざします。

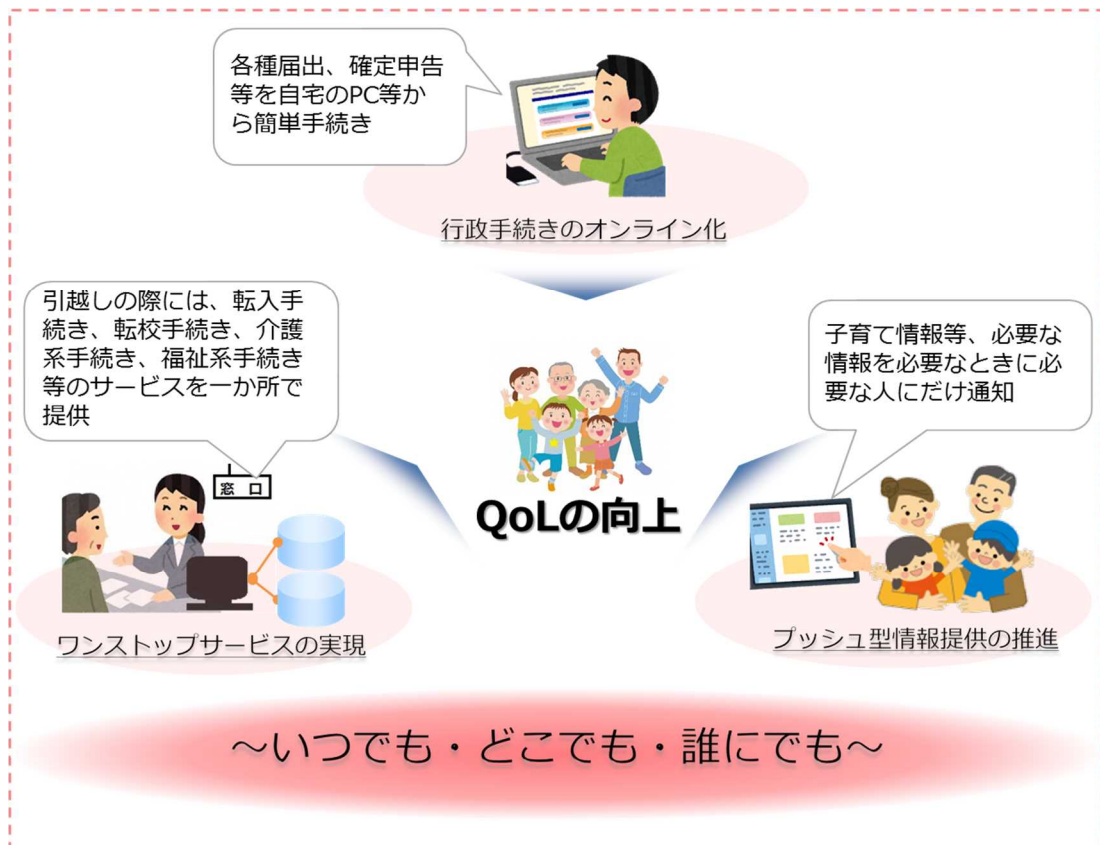
この基本方針のもと、未来の「あるべき姿」を目標として設定し、そこから逆算して実現のための具体策を考えるバックキャストイングの手法を参考に、“次なる茨木のための未来図”として次の4つのデザインを描き、ICT戦略を推進していきます。

2 4つのデザイン《次なる茨木のための未来図》

ICT ビジョンの描く4つのデザインとは、デジタル技術の活用により、“マイナスをゼロ”へ導く「問題解決」と、“ゼロをプラス”へ導く「価値創造」の2つの機能を併せ持った《次なる茨木のための未来図》となります。

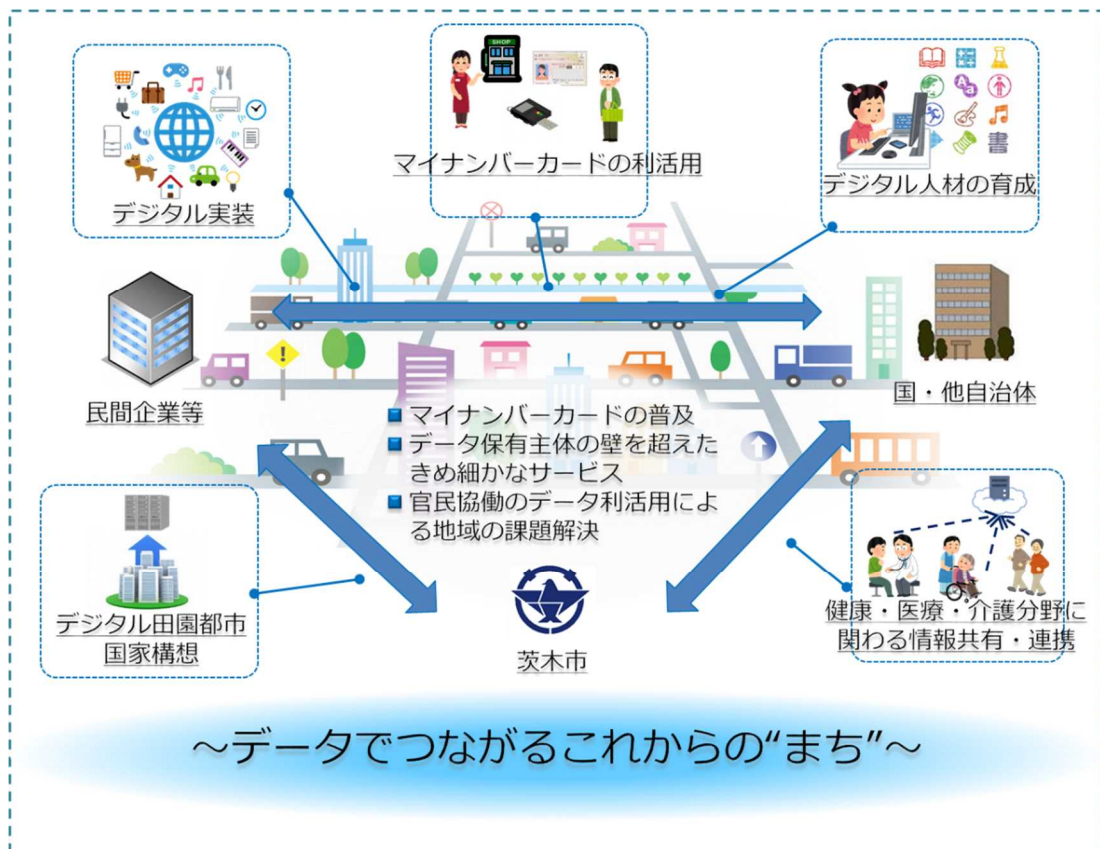
Design:1 デジタル・ガバメントによる行政サービス改革

物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさや、ゆとりある生活など、多様化したニーズや考え方にきめ細かく対応したサービスを提供する必要があります。市民のライフスタイルの変容にあわせて、行政手続きのオンライン化や、ワンストップ[※]サービスの導入など、実感できるサービスのデジタル化を加速させるとともに、プッシュ型の情報提供など、市民生活の利便性や快適性などの質（QoL:Quality of Life）を向上させるため、デジタル・ガバメント[※]を推進し、行政サービスのイノベーションをめざします。



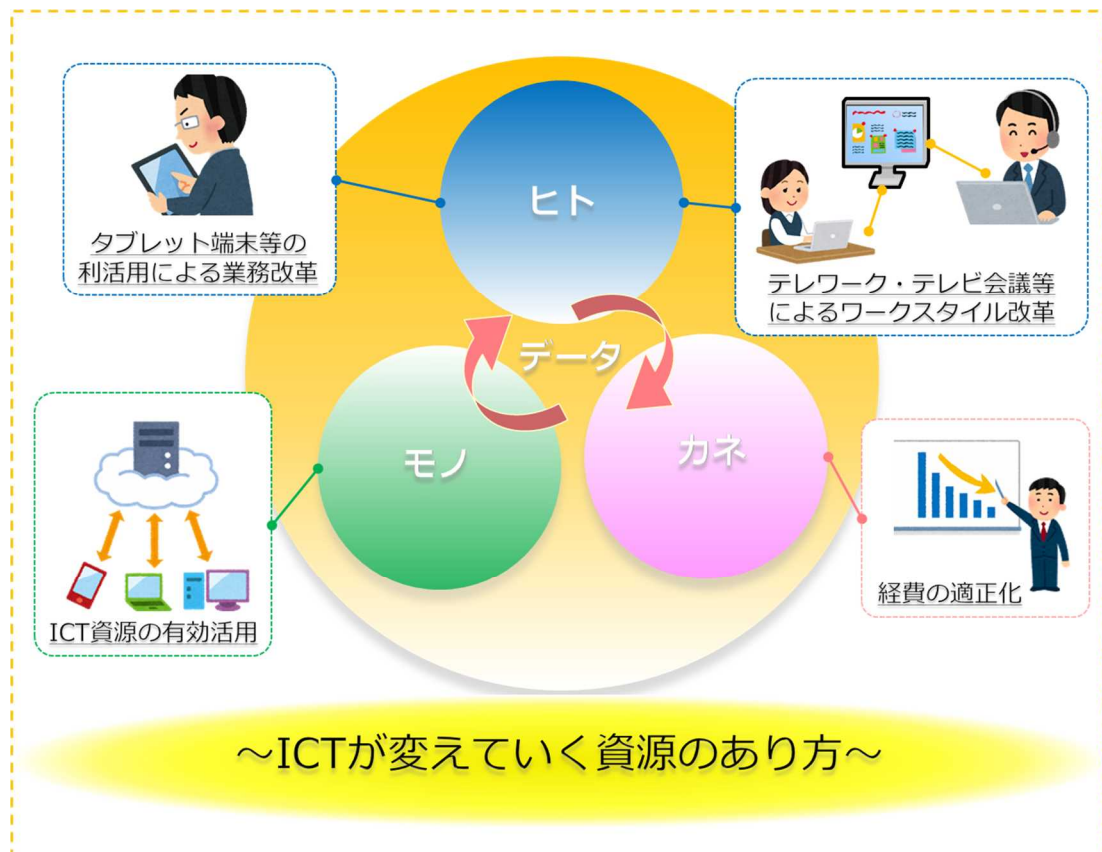
Design:2 データ流通と利活用による超スマート社会の実現

データがヒトを豊かにする社会の実現に向けて、多様な主体によるデータの利活用が求められています。茨木市の保有するデータのオープンデータ化のみでなく、他の自治体、民間などのデータを活用することによる政策の立案や、官民協働による地域の活性化など、課題解決型のデータ利活用により、オープンガバメント^{*}を積極的に推進します。すべての市民が、ICTやデータを意識することなく、その利便性が感じられるよう、データの流通と利活用のための環境整備について、技術面・制度面の両面から推進し、茨木市における「Society5.0」の実現をめざします。



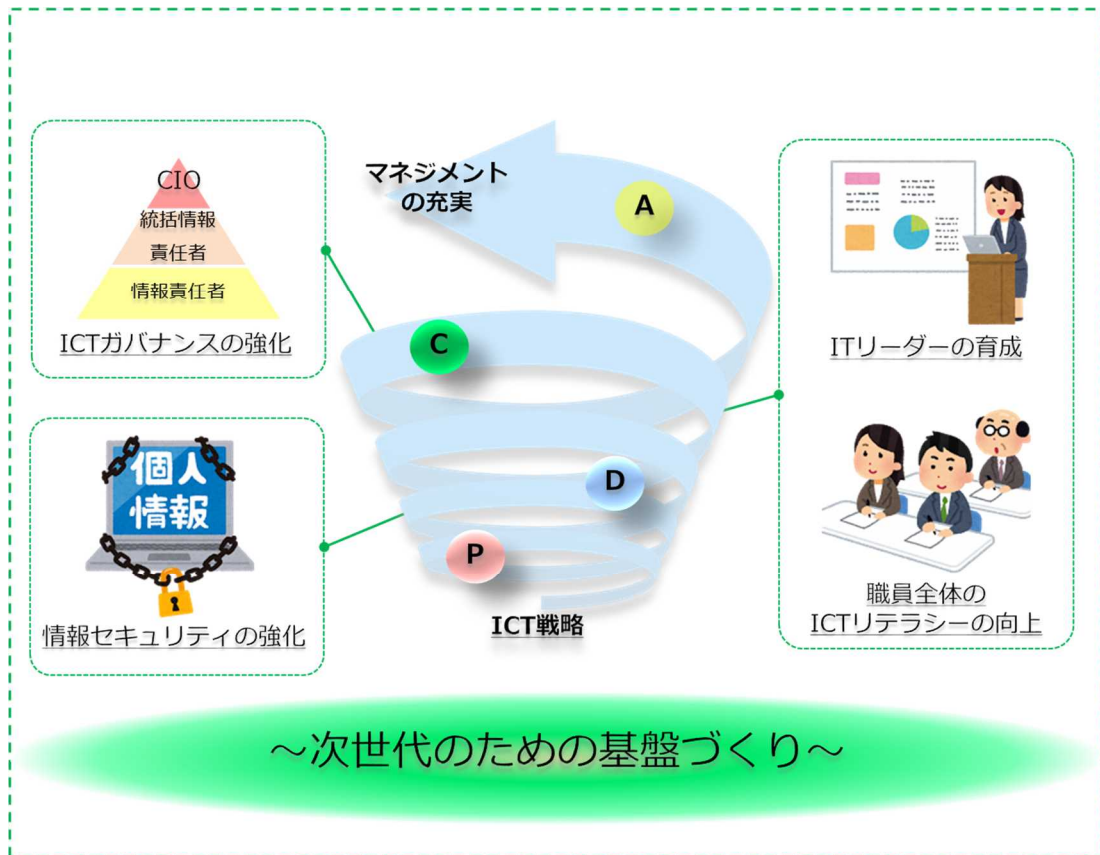
Design:3 さらにICT化による行政経営改革

経営資源とは、一般にヒト・モノ・カネとされてきましたが、現在は、情報を第4の資源として取り扱うようになってきました。このような状況は、行政経営でも同様であり、行政内部のさらなるICT化と同時に、業務プロセスを再構築し、業務改革を起こすことにより、ヒト・モノ・カネのイノベーションをめざします。



Design:4 マネジメントの充実によるICT戦略のスパイラルアップ

国から次々と打ち出される情報化施策の方向性や、日進月歩のICTに対応するため、より柔軟にICT戦略を策定し、実施するための強力なICTガバナンス*が求められています。ICTによるイノベーションの実現に向けて、CIOによるICTガバナンスの強化と、職員全体のICTリテラシーの向上による相乗効果により、情報化施策の実施における機敏かつ適切なPDCAサイクルを推進し、ICT戦略のマネジメントシステム構築によるスパイラルアップ*の実現をめざします。



第6章 ICTビジョンの実現に向けた推進体制

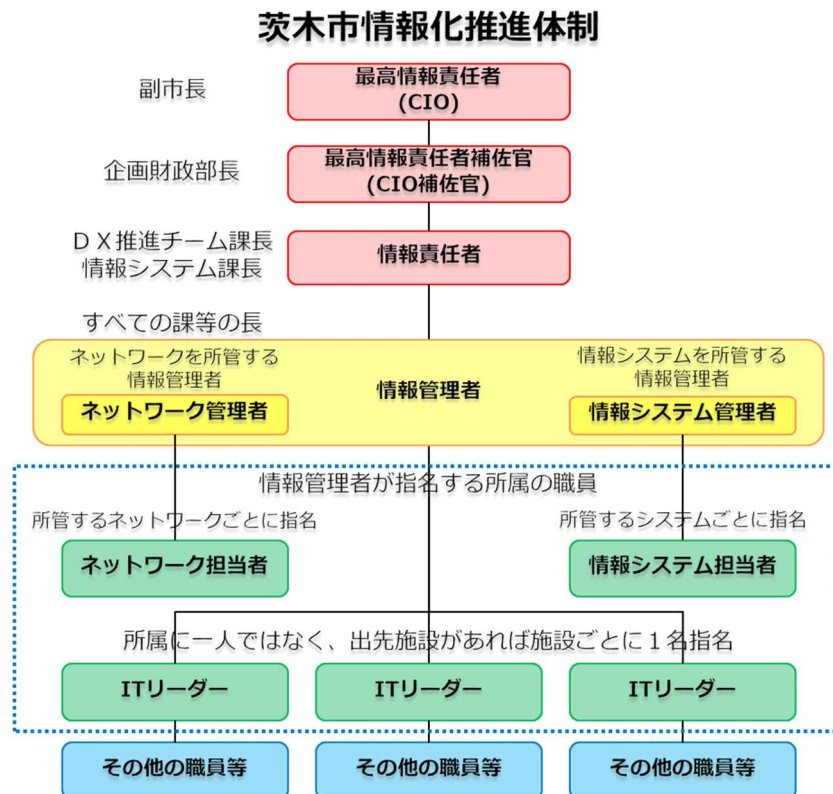
強力なICTガバナンスを発揮するための情報化推進体制を確立し、ICTビジョンの実現に向けて、PDCA サイクルを確実に実施します。

1 情報化推進体制

平成28年度（2016年度）に「茨木市高度情報化の推進に関する規則」（平成28年（2016年）10月1日施行）を制定し、茨木市の情報化の推進並びに情報資産の適正な管理及び効率的かつ効果的な運用を図るため、電子自治体の推進に関すること、情報セキュリティ対策に関すること、情報システムの最適化に関すること、共通基盤及びその機能を利用した電子情報処理の適正化に関すること、ネットワークの管理及び運営に関すること等を統括するCIOを設置しました。

CIOと最高情報責任者補佐官（CIO補佐官）によるガバナンスのもと、DX推進チームが攻めの役割（行政内部及び地域のDX推進の司令塔）で、情報システム課が守りの役割（情報システムの構築・維持管理及び情報セキュリティ）を担い、両所属が連携して、効果的に情報化を推進していきます。

また、各所属における情報化の推進を図るために情報管理者を、茨木市の保有する各ネットワークの適正な管理及び円滑な運営を図るためにネットワーク管理者を、茨木市の保有又は運用する各情報システムの適正な調達及び管理並びに効率的かつ効果的な運用を図るための情報システム管理者を設置し、組織的な情報化の推進体制を確立しています。



2 マネジメントシステム

(1) ICT ビジョンの PDCA サイクル

ICT ビジョンの実現に向けては、4つのデザインで描くとおおり、直に市民サービスを行う事業や、地域の団体や大学などとの連携が必要な事業、行政経営のような内部管理的な事業まで多種多様な事業の実施が求められます。

これらの多岐にわたる事業を ICT という横串で CIO が統括することにより、次なる茨木が取り組む ICT 戦略として推進していく必要があります。ICT 戦略のマネジメントは、PDCA サイクルの確実な実施で実現することとし、事業年度毎に期割し、期別のアクションプランを策定して、その効果・進捗状況を実績評価により的確に捕捉することで事業実施に反映し、次のアクションプラン（+1期、+2期）に継続させていきます。

アクションプランの策定は、総合計画実施計画のスケジュールと同期するかたちで事業実施年度の前年度（計画年度）初旬から準備にかかり、予算編成に向けて精査します。計画年度中にアクションプランを策定し、事業実施年度に備えます。

アクションプランの立案・策定には、継続事業のアクションプランのブラッシュアップを行い、当年度実施中の事業（-1期事業）からのフィードバックや、前年度実施事業（-2期事業）の実績評価のフィードバックを反映して、ICT ビジョンの実現に向けて必要な事業を盛り込みます。

アクションプランに沿って事業を実施し、各期（年度毎）に実績評価を行います。実績評価は、進捗報告と評価の2段階で実施します。この実績評価は、事務事業実績報告や施策評価のスケジュールと同期し、事業実施年度の末から翌年度の評価年度の当初にかけて行います。これらの内容を策定中のアクションプラン（+2期事業）に反映させます。

実績評価の結果、フォローアップが必要な事業については、評価年度の実施事業（+1期事業）の中で適切に対応します。

このように各期の事業について、3年度にまたがる PDCA サイクルをまわすことで、それぞれの段階が+1期、+2期の各段階に有機的に作用し、ICT ビジョンのマネジメントシステムとして機能します。

(2) 事業実施マネジメントシステム

事業の実施に当たっては、各事業の実施主体となる情報管理者とCIOが、相互に連携してPDCAサイクルを動かします。PDCAの各サイクルは、いくつかのステップに分かれており、各主体が適切に実施し、次のステップへ進めていきます。

Plan アクションプラン

ICTビジョンの実現に向けて、CIOによる基本計画をもとに、各情報管理者が事業を立案し、CIOが実施計画を策定します。

STEP1 <基本計画> 国の方向性や社会情勢などを踏まえ、客観的な基準により、CIOが基本計画を立案し、各情報管理者に向けて事業実施の方向性を示し、事業の立案を求めます。

STEP2 <立案> 各情報管理者は、ICTビジョンの実現に向けて所掌する事務で実施可能なICT利活用事業を立案し、実施計画を検討し、情報責任者と調整します。

STEP3 <実施計画> CIOは、ICTビジョンの実現に向けた次年度事業実施計画を策定します。

Do 事業実施

各情報管理者が主体となり、計画事業を実施します。情報責任者は、必要に応じて各事業の実施を支援します。

STEP1 <実施> 各情報管理者は、策定された事業実施計画に沿って事業を実施します。

STEP2 <支援> 各情報管理者は、必要に応じて情報責任者に相談し、情報責任者は適切にフォローします。

Check 実績評価

事業を実施した情報管理者が事業実績をまとめます。継続する事業は、目標に対する進捗を把握し、事業実績とあわせてCIOに報告します。CIOは、実績を評価し、各情報管理者へフィードバックします。

STEP1 <進捗確認> 事業を実施している情報管理者は、年度末に進捗状況又は事業実績をまとめ、CIOに報告します。

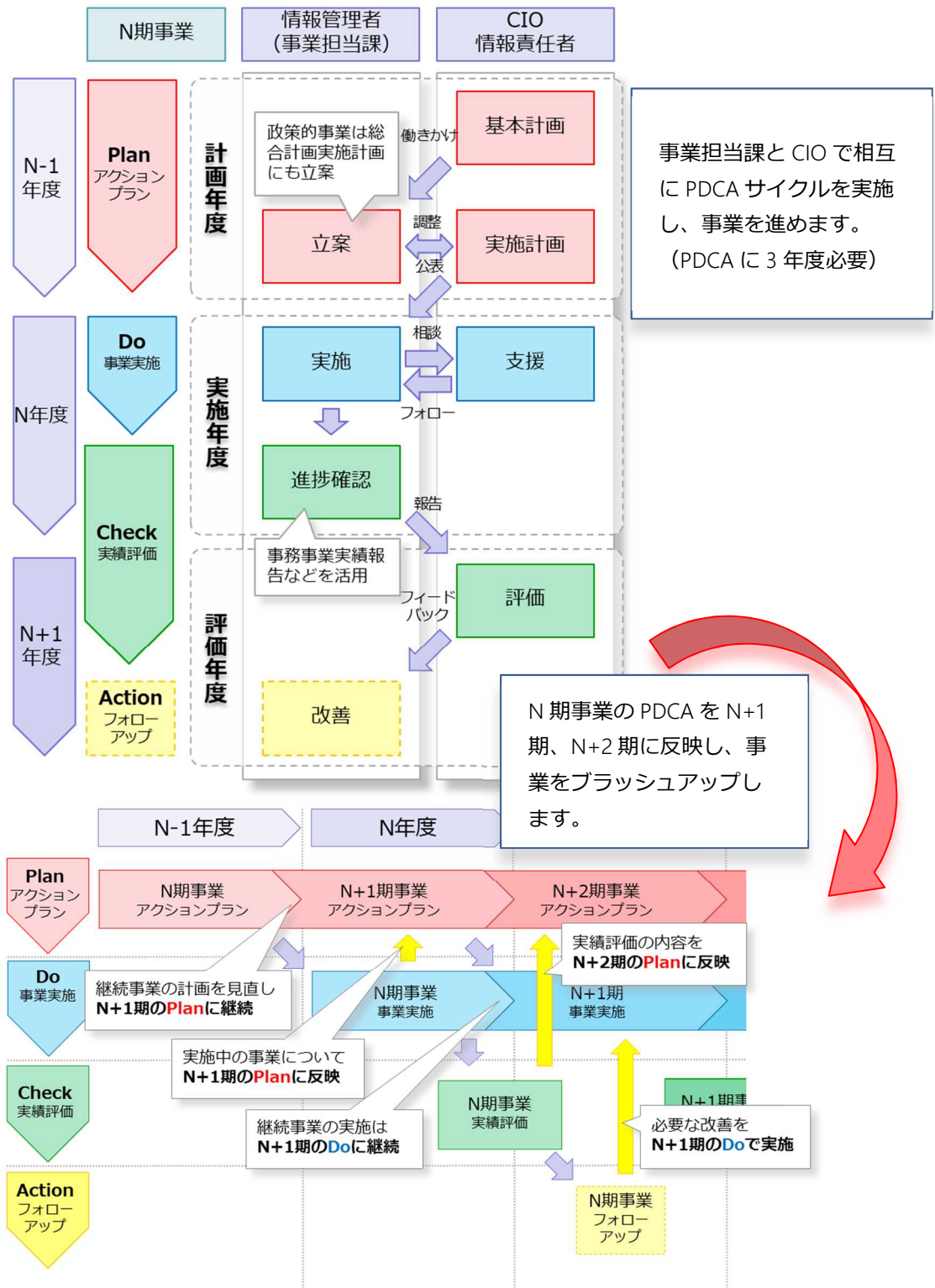
STEP2 <評価> CIOは、各事業の実績を評価し、事業を実施した情報管理者へフィードバックします。

Action フォローアップ

実績評価をもとに、各情報管理者は、当年度又は次年度事業へ反映させていきます。

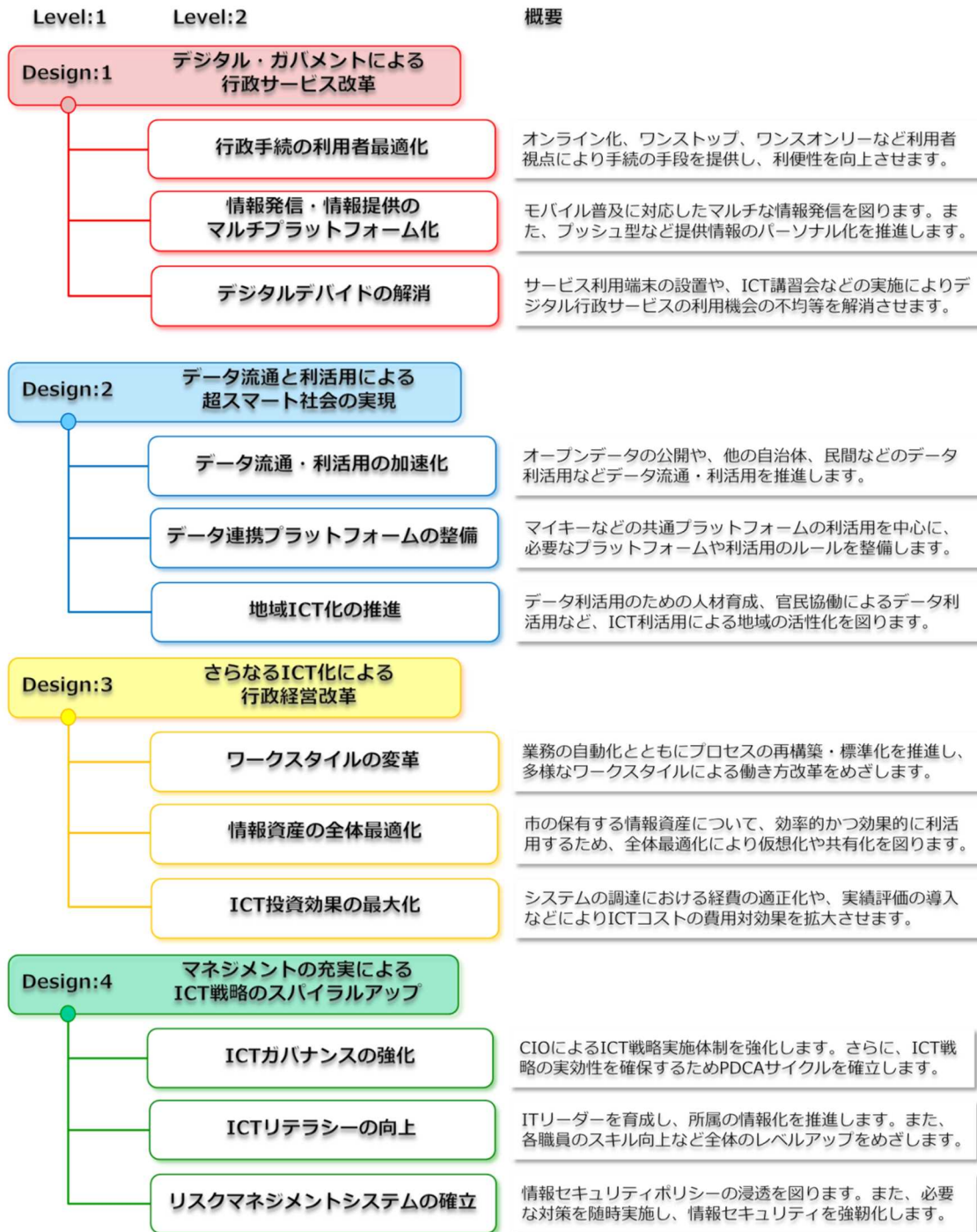
<改善> 事業評価のフィードバックを受けた情報管理者は、必要に応じて事業の改善を図ります。改善の内容により、実施中の事業の中で実施すべきものは実施し、方向性の見直しが必要なものは立案中の実施計画に反映させます。

(3) N期の事業実施をN年度とした場合のマネジメントサイクル

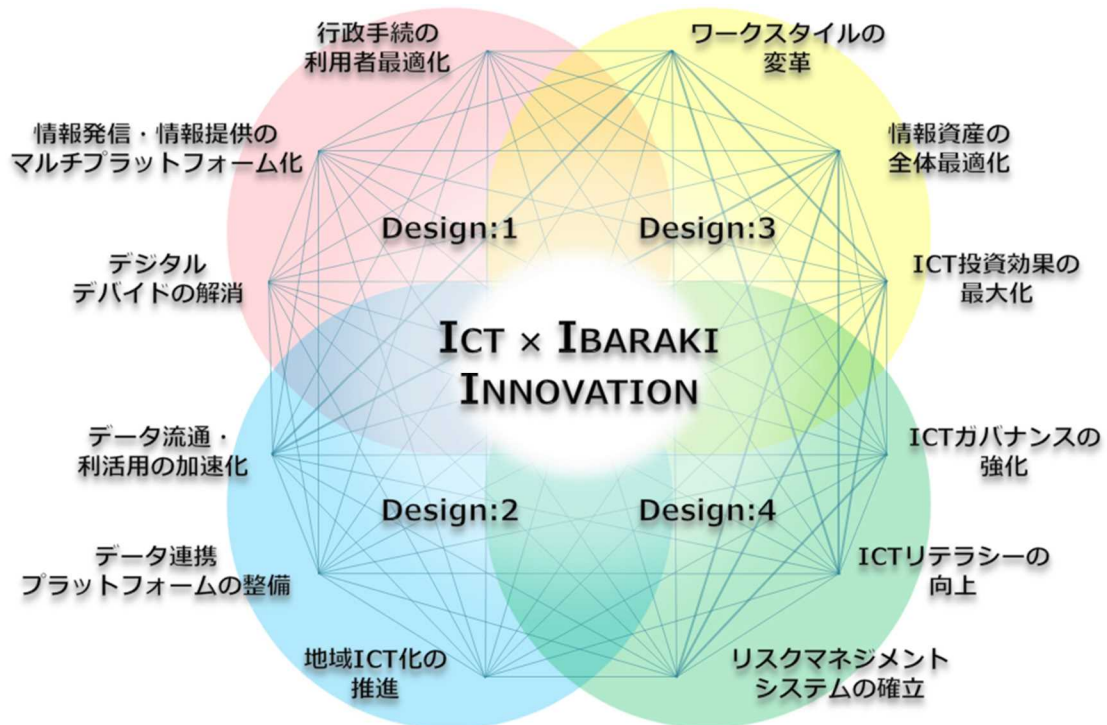


第7章 ICTビジョンの体系

第5章で描いた4つのデザインについて、施策を体系化します。4つのデザインをLevel:1として、それぞれがめざすイノベーションに向かってブレイクダウンします。各デザインの実現のため、「何をどう変革させるのか」をLevel:2として提示します。



各デザインの Level:2 は、それぞれ概要のとおりですが、各デザインがそれぞれ別の方向性に向かいながらも相互に関連し、有機的に結合しながらイノベーションをめざすため、それぞれの Level:2 も相互に関連しています。



図：「ICT×IBARAKI」のイメージ図

それぞれのデザインに属する施策については、各デザインの Level:2 をブレイクダウンし、Level:3 として第8章で提示します。

情報化に関する具体的な取組については、ICT ビジョンの基本方針に照らして体系的にまとめ、デザインの実現のため毎年度最新化していきます。

具体的な取組として、マイナンバーカードに関する取組が挙げられます。マイナンバーカードの普及促進については、「Design:2 データ流通と利活用による超スマート社会の実現」に属する取組となります。これらを行政手続きや、情報発信に利活用することは、「Design:1 デジタル・ガバメントによる行政サービス改革」に属する取組となります。

また、マイナンバーカードを庁内で業務に取り入れることは「Design:3 さらなる ICT 化による行政経営改革」に属する取組となります。これらは、複合的に「マイナンバーカードの利活用」のような大きな ICT 戦略となります。

このように、いくつかの施策が相関し、各デザインの枠を超えて ICT ビジョンの実現につながります。

第8章 個別施策の概要

4つのデザインに属する施策について、各デザインのLevel:2をブレイクダウンし、Level:3として具体化し、提示します。

Design:1 デジタル・ガバメントによる行政サービス改革

～いつでも・どこでも・誰にでも～



《概要》

市民生活の利便性や快適性などのQoLを向上させるため、デジタル・ガバメントを推進し、行政サービスのイノベーションをめざします。

行政手続の利用者最適化

オンライン化、ワンストップ、ワンスオンリーなど利用者視点により手続の手段を提供し、利便性を向上させます。

情報発信・情報提供のマルチプラットフォーム化

モバイル普及に対応したマルチな情報発信を図ります。また、プッシュ型など提供情報のパーソナル化を推進します。

デジタルデバイドの解消

サービス利用端末の設置や、ICT講習会などの実施によりデジタル行政サービスの利用機会の不均等を解消させます。

《課題》

物質的な豊かさだけでなく心の豊かさやゆとりある生活など、ニーズ、ライフスタイル、価値観は多様化しており、効率性を向上させるための共通化と、利用者にとっての価値を最大化するためのパーソナル化をバランスよく組み合わせ、多様化したニーズや考え方にきめ細かく対応したサービスの提供が求められています。

そのためには、利用者中心の考え方とデジタル技術の活用によって、利用者と茨木市双方のコストを低減しながら、利用者にとっての価値を最大化しなければなりません。まず、デジタル化を前提とした視点で、サービス提供のプロセスを見直す必要があります。

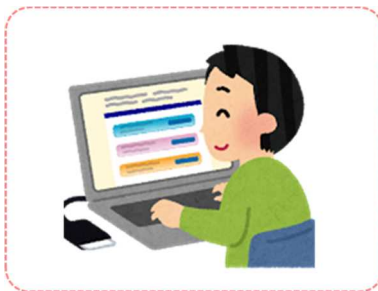
Level:2

1-1 行政手続きの利用者最適化

「すぐ使える」、「簡単」、「便利」な行政サービスを実現するため、ICT を徹底活用し、利用者中心のサービスデザイン思考^{*}で行政サービスそのものをデジタル化することを前提で再設計することにより、行政手続きにおける「デジタルファースト」、「コネクテッド・ワンストップ」、「ワンスオンリー」を実現します。

《Level:3》

1-1-1 デジタルファーストの実現

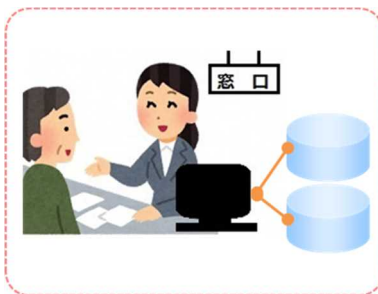


行政手続きを一貫してオンラインで完結できるようにするため、現行の WEB 予約システム、コンビニ交付サービスなどの取扱手続きを拡大するとともに、マイナポータルなど新たなプラットフォーム^{*}によるオンライン手続きの導入などにより、行政手続きのオンライン化を実現していきます。

主な取組内容

- ・令和 2 年（2020 年）に、市税等の納付に QR コード決済などのキャッシュレス決済を導入
- ・令和 2 年（2020 年）に、市公式総合アプリ「いばライフ」に、エコポイント機能を実装
- ・令和 2 年（2020 年）に、保健師、助産師への相談をオンライン化
- ・令和 3 年（2021 年）に、電子申請システムを導入して、手続きのオンライン化を推進
- ・令和 4 年（2022 年）に、問い合わせ対応チャットボットを導入

1-1-2 コネクテッド・ワンストップの実現



行政手続きがいつでも一カ所で行えるようにするため、WEB による手続きの集約・統合を図るとともに、総合窓口を実現し、オンライン手続きのみでなく、来庁者へのワンストップサービスの提供などにより、行政手続きのワンストップ化を実現していきます。

主な取組内容

- ・平成 30 年（2018 年）に、総合窓口の導入に向けて PT を設置して検討
- ・令和 3 年（2021 年）に、死亡に伴う手続きの専用窓口としておくやみコーナーを設置

1-1-3 ワンスオンリーの実現



一度提出した情報は、再度提出する必要がない仕組みを構築するため、情報提供ネットワークシステムを活用するとともに、対象外の情報については、提出書類の統合や、庁内連携の充実などにより、行政手続における情報提出のワンスオンリー化を実現していきます。

主な取組内容

- ・情報提供ネットワークシステムを活用して、社会保障制度に関する手続について、各種証明書等の提出を省略

Level:2

1-2 情報発信・情報提供のマルチプラットフォーム化

モバイル環境の普及を踏まえて、マルチプラットフォームを前提としたコンテンツの作成により情報発信力の強化を図るほか、民間サービスを含む他のサービスとの連携を意識した Web サイトの公開を推進するなど、情報提供のあり方を見直します。また、ICT の活用により必要な情報を必要とする主体に的確に届けるため、プッシュ型の情報発信や情報提供のパーソナル化などに取り組みます。

《Level:3》

1-2-1 情報発信力の強化



発信・提供する情報を様々な媒体で受け取ることができるようにするため、ホームページの充実はもとより、SNS やアプリのさらなる利活用に加え、デジタルサイネージ^{*}やマスメディアの活用などにより、多様なプラットフォームを活用して情報発信力を強化していきます。

主な取組内容

- ・平成 30 年（2018 年）に、インターネットに接続できるタブレット端末を導入して、情報提供に活用
- ・令和 2 年（2020 年）から、市民向け講座をオンライン化
- ・令和 3 年（2021 年）から、生涯学習センターきらめきで、社会人を対象とした企業連携講座のオンデマンド配信を実施
- ・令和 3 年（2021 年）から、茨木市公式 Instagram の運用を開始

1-2-2 インフォメーションのえらべる化



大量の情報の中から必要な情報を探し出すことなく、自分が欲しい情報を確実に入手できるようにするため、メールマガジンや、アプリの活用などにより、あらかじめ必要とする情報のカテゴリーを選択しておくことで、インフォメーションのえらべる化を進めています。

主な取組内容

- ・令和元年（2019年）に、市公式総合アプリ「いばライフ」の運用を開始して、いばライフの登録内容に応じた情報提供ができる環境を構築

1-2-3 情報提供のパーソナル化



特定の個人に対して通知・提供するような情報を、デジタル化し、迅速・確実に送り届けることができるようになるため、マイナポータルや、マイキープラットフォームの活用などにより、行政サービス情報をパーソナル化し、個人レベルでの情報提供を進めています。

主な取組内容

- ・マイナポータルを活用したプッシュ型の情報提供について調査・研究

Level:2

1-3 デジタルデバイドの解消

年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍といった様々な状況にかかわらず、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、デジタル機器やサービスに係るアクセシビリティの確保に努めるとともに、データがヒトを豊かにする社会で誰もが生活できるよう、ICT 利活用よりも幅広いデジタル社会のためのリテラシーを普及することにより、デジタルデバイドを解消していきます。

《Level:3》

1-3-1 デジタルアクセシビリティの確保



パソコンやスマートフォンを所有しない方など、様々な理由でデジタル行政サービスの利用が難しい方の利用機会確保のため、キオスク端末の設置や、ホームページ、アプリなどのユニバーサル化などにより、デジタル行政サービスへのアクセシビリティを向上させていきます。

主な取組内容

- ・マイナポータル利用環境を整備するため、マイナポータル用端末を窓口へ配置
- ・平成30年（2018年）に、災害時の情報提供用に避難所に配置するタブレット端末を導入
- ・令和2年（2020年）に、固定電話、FAXによる災害情報自動配信サービスを実施

1-3-2 デジタルリテラシーの普及



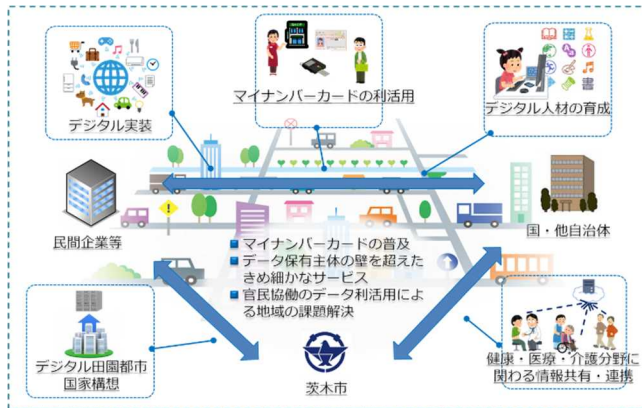
ICT 利活用やデジタル社会に苦手意識を持つ方のデジタル行政サービス利用を促進するため、ICT 講習会の開催や、啓発記事の広報などにより、ICT を利活用していくための知識・能力を普及させていきます。

主な取組内容

- ・各公共施設が主催する ICT 講習会を実施
- ・令和2年（2020年）に、市内のコミュニティデイハウスに対して ICT 機器の購入補助を実施
- ・令和3年（2021年）に、スマホ相談窓口を試行し、令和4年（2022年）に、スマホ相談窓口の運用を開始

Design:2 データ流通と利活用による超スマート社会の実現

～データでつながるこれからの“まち”～



《概要》

すべての市民が、ICT やデータを意識することなく、その利便性が感じられるよう、茨木市における「Society5.0」をめざします。

データ流通・利活用の加速化

オープンデータの公開や、他の自治体、民間などのデータ利活用などデータ流通・利活用を推進します。

データ連携プラットフォームの整備

マイキーなどの共通プラットフォームの利活用を中心に、必要なプラットフォームや利活用のルールを整備します。

地域ICT化の推進

データ利活用のための人材育成、官民協働によるデータ利活用など、ICT利活用による地域の活性化を図ります。

《課題》

国は、人口減少や少子高齢化、産業空洞化などの社会課題を解決し、地方活性化を図っていかねばならないとしており、地方の豊かさを取り戻すことは我が国にとって喫緊の課題であるとしています。今日では、官民の様々な主体により、デジタル技術の活用が多方面で進み、他地域の見本となる優れた取組も見られ始めている状況です。

まちに関わる様々な分野において、ICT をはじめとしたデジタル技術の実装を行い、多岐にわたる社会課題を解決していくため、本市が保有するオープンデータの公開や、国等が整備するデータ連携基盤の活用、デジタル技術を使いこなすことができるデジタル人材の育成に取り組む必要があります。

また、茨木市においては、多くの大学や研究機関が立地しており、そのポテンシャルを生かして官民協働による地域課題の解決に向けた取組を検討していく必要があります。

Level:2

2-1 データ流通・利活用の加速化

ヒト・モノが相互にネットワークでつながる今、官民が自ら保有するデータについて分野を超えて利活用し、様々な知恵や知識を共有することで新たな技術やサービスを生み出していくことが求められます。茨木市の保有する公共データのオープン化を推進し、行政の透明化を図るだけでなく、民間や他の自治体などで流通しているデータやパーソナルデータの活用などにより、次世代の施策立案に役立てます。

《Level:3》

2-1-1 オープンデータの推進

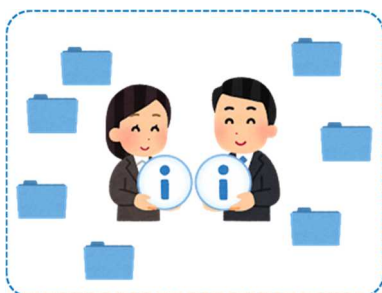


茨木市が保有するデータの民間活用や、行政の透明化を図るため、保有情報のオープンデータ化とあわせて、オープンデータ・バイ・デザイン[※]の適用や、課題解決型オープンデータの公開などにより、オープンデータの取組を推進していきます。

主な取組内容

- ・平成 29 年（2017 年）にオープンデータガイドラインを策定して、オープンデータの取組を開始
- ・令和 4 年（2022 年）3 月時点で、国の推奨データセット 22 カテゴリー（応用 8 カテゴリー含む）中、本市が対応しているデータセットは、現在 7 カテゴリー（データセット件数としては 16 件）

2-1-2 庁内データの利活用



保有するデータを政策形成に利活用し、EBPM[※]を推進するため、保有データのカタログ化や、データ活用環境の整備とあわせて、行政計画などへのデータ利活用の推進などにより、所属の枠を超えた多面的なデータ利活用を推進していきます。

主な取組内容

- ・令和 2 年（2020 年）に、庁内で保有データのアンケート調査を実施

2-1-3 ビッグデータの分析・活用



データ利活用により、新たな事業やサービスを創出し、地域課題を解決するため、基幹情報の匿名加工処理や、簡易な集計・統計処理システムの検討、RESAS[※]の活用などにより、茨木市で保有するビッグデータだけでなく、民間や他の公的機関が保有するビッグデータについても分析し、活用していきます。

主な取組内容

- ・平成30年（2018年）に若手職員を対象とした勉強会のテーマとして取り上げて、グループワーク等を実施
- ・令和元年（2019年）に、河川の水位把握のためのIoT機器を導入
- ・令和2年（2020年）に、3課の業務に関するデータで、実証的にデータ分析を実施

Level:2

2-2 データ連携プラットフォームの整備

国では、「Society5.0」の実現に向け、新たな価値創出を容易にするプラットフォームとして、「マイキープラットフォーム」などの運用を開始しています。茨木市としても、データ利活用に必要なプラットフォームや、インターフェース、ルールを整備します。

《Level:3》

2-2-1 プラットフォームの整備

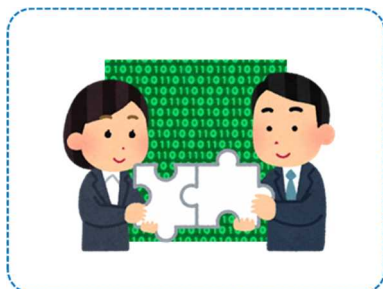


ICTやデータ利活用を意識することなく、その利便性が感じられるまちをめざすため、「マイキープラットフォーム」など国などが整備する仕組みや基盤の活用などにより、データ利活用のためのソフト・ハードインフラを整備していきます。

主な取組内容

- ・令和2年（2020年）3月から、子育てに関する機能や予約機能等を備えた市公式総合アプリ「いばライフ」の運用を開始
- ・令和4年（2022年）に、障害者手帳アプリの取扱いを開始

2-2-2 インターフェースの整備



情報システム間でのデータ連携など、官民データの円滑な流通を可能とするため、共通語彙基盤や文字情報基盤などの活用によるデータレイアウト、語彙、コード、文字などの標準化・共通化、また、API 連携の促進などにより、インタオペラビリティ[※]を確保したインターフェースを整備していきます。

主な取組内容

- ・業務システムで使用する文字データを共通基盤システムからの連携を開始

2-2-3 ルールの整備



安心・安全なデータ流通と利活用のため、ビッグデータを視野に入れた、個人情報、匿名加工情報[※]の適正な取扱いの明確化、個人情報保護条例の改正、また、各種申請手続のワンストップ化やワンスオンリー化に伴う規定や様式の見直しなどにより、データ流通と利活用のためのルールを整備していきます。

主な取組内容

- ・データ利活用のためガイドラインの策定を検討

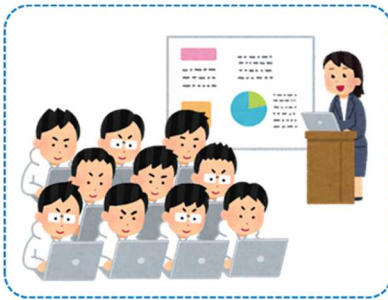
Level:2

2-3 地域 ICT 化の推進

地域課題を解決していくため、公助から共助の考えのもと、データ×市民×ICT のアプローチが重要となります。茨木市では、ICT の急速な発展のもと、ビッグデータ利活用のための人材育成を促進し、またそれを支える基盤として、プログラミング教育の推進や、市民が利便性を感じられるネットワーク基盤の確保、マイナンバーカードの普及を推進します。また、民間の活力を用いて、アプリの開発や、シビックテック[※]によるアイデアソンの開催など官民協働によるデータの利活用のほか、地域経済応援ポイントを地域に還元させるための施策を推進し、地域の活性化を図ります。

《Level:3》

2-3-1 データ利活用のための人材育成



市民の力による経済成長や地域課題の解決を推進するため、プログラミング教育など専門的な教育や、データ利活用のリテラシーを高めるイベントの実施などにより、「AI」、「IoT」などを有効に活用するために不可欠な、データ利活用に必要な専門知識や技術を有する人材を育成していきます。

主な取組内容

- ・令和2年（2020年）に、市内小中学校に1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備

2-3-2 ネットワーク基盤の構築



スマートデバイスの普及に伴い、インバウンド対策など、地域活性化の基盤となる ICT インフラを整備するため、観光・防災の両面から有効である公衆 Wi-Fi や 5G 環境の整備、災害時の通信ネットワークの確保などにより、市民が利便性を感じられるネットワークの基盤を整備していきます。

主な取組内容

- ・令和2年（2020年）に、市施設における Wi-Fi 環境の整備工事を実施

2-3-3 マイナンバーカードの利活用促進



マイナンバーカードを利用した施策により、地域活性化を加速させていくため、マイナンバーカードに関する広報、マイナンバーカードの取得に関するサポートの実施のほか、自治体マイナポイントの活用などにより、マイナンバーカードの利活用促進に取り組んでいきます。

主な取組内容

- ・令和2年（2020年）に、市公式総合アプリ「いばライフ」を活用したマイナンバーカード交付予約システムを導入
- ・令和2年（2020年）2月から、顔写真の撮影やマイナンバーカードの申請サポートを実施

2-3-4 官民協働によるICT利活用



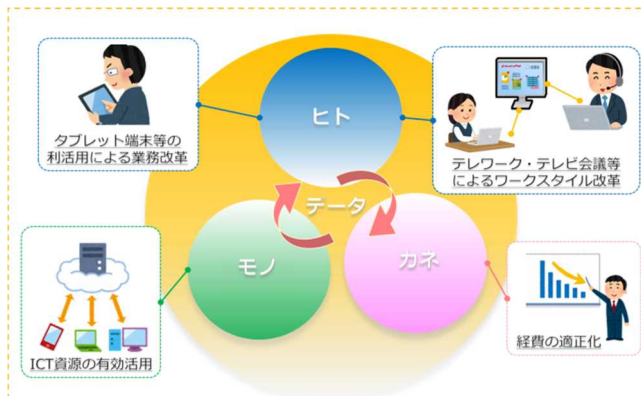
ICT×シビックテックによる分野横断的なサービス革新や異業種間の連携を図るため、官民協働によるアプリの開発や、産官学でのデータ利活用の促進、シェアリングエコノミー※の活用など広く地域を巻き込んだICT利活用施策の実施などにより、ICT利活用の官民協働による地域の活性化を図っていきます。

主な取組内容

- ・ICT利活用に関する「産・官・学」での連携推進などについて検討

Design:3 さらなる ICT 化による行政経営改革

～ICTが変えていく資源のあり方～



《概要》
 行政内部のさらなる ICT 化と同時に、業務プロセスを再構築し、業務改革を起こすことにより、行政経営のイノベーションをめざします。

ワークスタイルの変革	業務の自動化とともにプロセスの再構築・標準化を推進し、多様なワークスタイルによる働き方改革をめざします。
情報資産の全体最適化	市の保有する情報資産について、効率的かつ効果的に活用するため、全体最適化により仮想化や共有化を図ります。
ICT投資効果の最大化	システムの調達における経費の適正化や、実績評価の導入などによりICTコストの費用対効果を拡大させます。

《課題》

国は、長時間労働を是正し、働き手の健康を確保しつつ、創造性の高い仕事で自律的に働く個人が、意欲と能力を最大限に発揮し自己実現をすることへの支援を行うとしています。柔軟な働き方が普及する中で、子育て・介護と仕事の両立など、多様な人材の能力発揮を可能とするテレワーク[※]について、長時間労働を招くことがないように留意しつつ、その普及に向けて、ガイドラインの改定を行うとともに、関係府省庁が連携して国民運動等を展開しています。

茨木市でも行財政経営におけるさらなる ICT 化を推し進めることで、ワークスタイルの変革はもとより、職員のワークライフバランス向上を図り、ライフスタイルの変革に繋げていくことが求められています。

Level:2

3-1 ワークスタイルの変革

超高齢化社会や共働き家族の増加など、子育てや介護と仕事との両立を図る必要性が高まっており、ライフスタイルも多様化してきています。今後、ライフスタイルにあわせて、より一層働き方が多様化していくことが予想されます。既存業務のあり方を見直して再構築する中で、デジタル化を推進し、ICTの積極的な導入による生産性向上や多様な働き方への柔軟な対応を図ることで、職員のモチベーションを向上させ、ワークスタイルを変革します。

《Level:3》

3-1-1 業務プロセスの再構築（BPR）

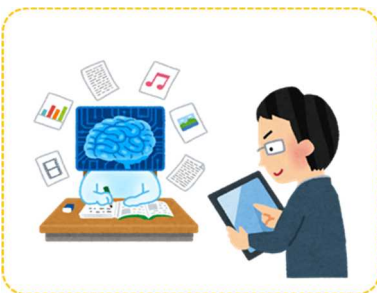


市民目線での行政サービスの維持・向上と行財政改革を実現するため、現行業務の分析や、業務の「見える化」の実施、課題の洗い出しと改善点の検討からの業務整理、業務フローの最適化などにより、既存の業務プロセスのBPRを行い、行政内部の業務・サービスを再構成していきます。

主な取組内容

- ・令和2年（2020年）に、行政手続のオンライン化に向けた、手続棚卸を実施
- ・令和3年（2021年）に、地方創生人材支援制度を活用して、特定の所属を対象としたBPRの取組を試行
- ・令和4年（2022年）に、BPR業務委託を行い、3課のBPRを実施

3-1-2 ワークフローのデジタル化



重点施策の実現などクリエイティブな業務へ労働力をシフトするため、業務OA化の加速、作業ベースの業務へのRPA導入、ヘルプデスクへのAIの導入などにより、定型作業に費やしていた時間の削減や、作業効率の向上を図り、ワークフローをデジタル化し、自動化を推進していきます。

主な取組内容

- ・令和元年（2019年）に、AIを活用した会議録作成システムを導入
- ・令和2年（2020年）に、RPAとAI-OCRを導入し、定型業務のデジタル化を実施
- ・令和2年（2020年）に、議会にタブレット端末とペーパーレス文書共有システムを導入
- ・令和2年（2020年）に、ドローンを試験的に導入し、公共施設の点検業務に活用
- ・令和3年（2021年）に、保育所入所選考に係るAIマッチングシステムを導入

3-1-3 働き方改革



職員一人ひとりの多様なライフスタイルに適合し、より仕事にやりがいを感じ、高いモチベーションを維持できる職場環境を提供するため、テレワークの導入や庁内 LAN の無線化などにより、ワークスタイルを変革させ、職員の働き方改革を支援していきます。

主な取組内容

- ・令和元年（2019年）から、庁内 LAN の無線化及び 2in1 端末を導入
- ・令和 2 年（2020 年）に、パソコンの遠隔操作システム、庁内 Web 会議システム、閉域モバイルルータを導入
- ・令和 3 年（2021 年）に、庁内のコミュニケーションツールとしてチャットシステムを導入

Level:2

3-2 情報資産の全体最適化

ICT 利活用による行政経営改革には、行政の保有する情報資産の整理が必須となり、情報システムやネットワークをはじめ、取り扱うデータや電子化されていない紙ファイルまで様々な情報資産を最適化する必要があります。現状の情報資産を分析し、仮想化やクラウド化などの ICT を活用してスリム化や冗長化を図るとともに、既存の情報資産を最適な形で再構築していきます。また、情報共有を推進し、庁内バックオフィス連携^{*}の充実など、情報資産を効率的かつ効果的に運用します。

《Level:3》

3-2-1 情報資産の整理・分析



日々増加する情報資産を効率的かつ効果的に管理し、運用していくため、保有する情報システムやネットワーク、情報記録媒体やデータを把握し、その利活用範囲や管理状況を体系的に整理することなどにより、既存の情報資産を整理し、最適化のために分析していきます。

主な取組内容

- ・情報システム及びネットワークについて、調査を行い、最新化するとともに台帳で管理

第8章 個別施策の概要

3-2-2 情報資産の再構築



職員の管理負荷を削減し、効率的な運用を図るため、紙媒体の電子化や、既存情報システムの統合・刷新、庁内ネットワークインフラの見直しの他、仮想化によるハードウェア削減、クラウド環境の利活用などにより、既存情報資産の再構築によるスリム化を図っていきます。

主な取組内容

- ・情報システムの全体最適化を行い、令和4年（2022年）にホストシステムからオープンシステムへの移行を完了
- ・令和3年（2021年）に、基幹業務システムの標準化・共通化に係るロードマップを策定

3-2-3 情報資産の共有化



庁内各所属間でのスムーズな情報伝達や迅速な意思形成を図り、また、限られた人材や予算等の経営資源を有効活用するため、ハードウェアの共用はもとより、ソフトウェアの共用を図るほか、共通基盤によるデータ連携の拡充などにより、情報資産の共有化を推進していきます。

主な取組内容

- ・共通基盤システムの管理、運用により、複数の情報システムのデータ連携を実施
- ・令和元年（2019年）に、統合ID管理ソフトウェアを導入

Level:2

3-3 ICT 投資効果の最大化

情報システムの導入・維持に要する経費の適正化はもちろん、デジタル行政サービスの拡充による公金の徴収率向上なども検討します。また、ICT 投資に関して、投資額を小さくすることに軸足が置かれているところから、積極的な投資によりインセンティブを得られる ICT 利活用の展開なども視野に入れ、行政内部の効率化に留まらず、市民や事業者に提供するサービスそのものの価値（利用者価値）を拡大する観点から、ICT 投資効果の最大化を図ります。

《Level:3》

3-3-1 経費の適正化



ICT 関連経費の増大を抑制するため、システム調達プロセスの標準化や、調達時の業務の標準化、パッケージシステムのカスタマイズの抑制、また、開発プロセスでの工程管理の徹底、運用保守業務の標準化などにより、ICT 関連経費の適正化を図っていきます。

主な取組内容

- ・情報システムの計画的に導入するため、情報システム調達事業実施計画を毎年度策定

3-3-2 歳入の確保



公金徴収率の向上や、税外収入を獲得するため、コンビニ納付の拡充や、クレジットカード、電子マネー、バーコード決済などの多様な収納チャンネルの導入、また、インカムを得ることのできる施策の実施や、クラウドファンディング*活用の検討などにより、安定した歳入を確保していきます。

主な取組内容

- ・平成 30 年（2018 年）に、クラウドファンディングを活用して市制 70 周年記念事業を実施
- ・大阪府スマートシティ戦略補助金など ICT 施策への補助金を活用

3-3-3 コストパフォーマンスの検証



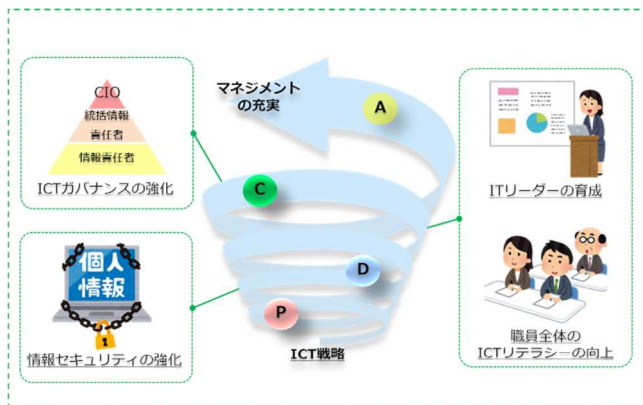
投資対効果の最大化を図るため、費用の妥当性や業務効率とのバランスを勘案した実施事業の選択や、実現手法の検討、また、システム導入による効果の検証、そのデータの蓄積による調達プロセスへのフィードバック、SLA^{*}の締結などにより、ICT 投資に対するコストパフォーマンスを検証していきます。

主な取組内容

- ・情報システム調達ガイドラインを運用し、適切な情報システムの調達事務を実施

Design:4 マネジメントの充実による ICT 戦略のスパイラルアップ

～次世代のための基盤づくり～



《概要》

情報化施策の実施における機敏かつ適切な PDCA サイクルを推進し、ICT 戦略のマネジメントシステム構築によるスパイラルアップをめざします。

ICTガバナンスの強化

CIOによるICT戦略実施体制を強化します。さらに、ICT戦略の実効性を確保するためPDCAサイクルを確立します。

ICTリテラシーの向上

ITリーダーを育成し、所属の情報化を推進します。また、各職員のスキル向上など全体のレベルアップをめざします。

リスクマネジメントシステムの確立

情報セキュリティポリシーの浸透を図ります。また、必要な対策を随時実施し、情報セキュリティを強靱化します。

《課題》

ICT ビジョンの実現に向けた各取組の歯車がかみ合い、力強く目標に向かって進むよう、俯瞰的かつ具体的に関与し、「横串」を通す調整を行うことで、機敏かつ適切に PDCA サイクルを推進し、スパイラルアップをめざす必要があります。

CIO によるフォローアップにより、進捗状況や成果を確認し、一つ一つの事実を徹底的に把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行った上で評価を行うことで、「効果」、「目標」、「KPI」などの見直しを実施することが求められています。

また、ICT ビジョンの実現のためには、社会の動向やデジタル技術の進展に常に注意し、国家戦略や他自治体の動向などの情報を的確に収集する高いアンテナと、その情報を活用した柔軟な戦略立案を可能とする分析力が求められています。

Level:2

4-1 ICT ガバナンスの強化

ICT ビジョンの実現のためには、総合計画がめざすまちの将来像に対して、各情報化施策が分野横断的に実施されなければならない、機構横断的な ICT ガバナンスが必要です。PMO の設置などにより、共通ルールの充実を図り、ICT 戦略のマネジメントサイクルを全庁的に浸透させていくことが重要となります。また、各施策の進め方について、継続的に拡充や見直しを行うとともに、その進捗状況についてフォローアップします。

《Level:3》

4-1-1 情報化推進体制の強化



ICT 戦略を柔軟に決定し、着実に実行していく強力なガバナンスを発揮するため、CIO を中心としたラインの構築や、庁内横断的な連絡体制の強化、PMO の設置などにより、ICT 施策の実施体制を構築・強化していきます。

主な取組内容

- ・令和元年（2019 年）に、ICT 利活用に係る調査・研究を行う ICT 利活用検討チームを発足し、2 年間、研究活動を実施
- ・令和 2 年（2020 年）10 月に、DX を推進するための庁内横断的組織である CFT（クロスファンクショナルチーム）を設置し、令和 3 年（2021 年）から課として DX 推進チームを設置

4-1-2 ICT 戦略のマネジメント確立



ICT 戦略の実効性を確保するため、アクションプランの継続的な拡充や見直しとともに、その効果・進捗状況についての実績評価や、フォローアップの実施などにより、事業の PDCA サイクルを継続させるためのマネジメントシステムを確立させていきます。

主な取組内容

- ・平成 30 年（2018 年）から、ICT ビジョンのマネジメントサイクルを運営
- ・毎年度、ICT ビジョンアクションプラン実施計画を策定

Level:2

4-2 ICT リテラシーの向上

電子自治体の推進に向けて、ICT を活用した高度な市民サービスを提供し、行財政改革を実現するためには、すべての職員が情報化の推進を意識しなければなりません。そういった人材を育成するため、各職員がその目的や必要性を理解できるよう研修を実施し、所属における情報化の核となるITリーダーを活用します。また、ICT 戦略体制の軸となる情報部門の職員は、より専門的な研修・演習などに参加し、必要な情報を全庁へ発信していくなど、すべての職員のICTリテラシー向上を図ります。

《Level:3》

4-2-1 ICT 利活用意識の改革



すべての職員のICT利活用意識が高まることでICTによるイノベーションへとつながるため、業務へのICT利活用事例の収集・展開、システムのデモンストレーション実施や、意識向上を図るための勉強会の実施などにより、全庁的なICT利活用意識を変革していきます。

主な取組内容

- ・平成30年（2018年）に、庁内の若手職員を対象としたICT施策勉強会を実施
- ・令和2年（2020年）に、所属長向けにDX研修を実施
- ・令和3年（2021年）から、新任係長向けにDX研修を実施

4-2-2 ICT スキルのレベルアップ



円滑なICT施策の実施のみでなく、業務の効率化、適切なデータの取扱いを実現するため、OAスキル向上の研修実施、情報部門や企画部門の職員に向けた高度な技術・知識を習得できる各種専門研修の活用などにより、各職員のICTスキルを底上げしていきます。

主な取組内容

- ・令和元年（2019年）に、入庁前の採用予定候補者を対象に、Office研修を実施
- ・令和元年（2019年）に、幼稚園・保育園教諭向けのIT・Office研修を実施

4-2-3 ITリーダーの育成



所属それぞれの環境に合わせた情報化の推進を図るため、ITリーダー研修の充実や、ITリーダーの責任・権限の拡大などの業務の見直し、また、ITリーダーハンドブックの作成・活用などにより、各所属の情報化の核となるITリーダーを育成していきます。

主な取組内容

- ・ITリーダー向けにメールマガジンの配信やITリーダー用のハンドブックを作成して、研修を実施

Level:2

4-3 リスクマネジメントシステムの確立

ICT 利活用による大きな効果とともに、そのリスクも増大しています。情報セキュリティ対策については、情報セキュリティポリシーを適切に維持・管理し、全職員が定められたルールを順守することが必要です。あわせて、システムによる高度な多層防御によりセキュリティレベルを維持します。これらをPDCAサイクルで管理し、実効性を確保します。また、災害時にも自治体業務を停止しないよう、停止しても速やかに復旧できるよう備えておくことで、リスクマネジメントを行います。

《Level:3》

4-3-1 情報セキュリティポリシーの徹底



情報資産の管理・運用におけるセキュリティリスクを減らすため、定期的な情報セキュリティポリシーの見直しや、セキュリティ研修の実施、自己点検によるPDCAサイクルの確実な実施などにより、全職員のセキュリティ意識の向上と情報セキュリティポリシーの順守を徹底していきます。

主な取組内容

- ・情報システムの自己点検を毎年度実施しているほか、情報セキュリティ研修により、セキュリティポリシーを周知

4-3-2 情報セキュリティ対策の強靱化



情報セキュリティポリシーに定める対策基準を順守するため、CISO による統括の強化や、実施手順の運用化、また、セキュリティシステムの導入・見直しなどにより、情報セキュリティポリシーに則って人的・物理的・技術的の多面的な情報セキュリティ対策の強靱化を図っていきます。

主な取組内容

- ・庁内のネットワーク監視等を一部運用委託することにより、効率的に庁内 LAN を運営

4-3-3 ICT-BCP の実効性確保



災害時における業務の継続や、業務が停止した場合の速やかな復旧のため、現状の業務継続計画の適切な維持・管理、被害想定の見直しや初動版の拡張、また、計画に基づく訓練の実施などにより、計画の課題などを確認・解決して ICT-BCP の実効性を確保していきます。

主な取組内容

- ・令和元年（2019 年）に、クラウド型の防災情報システムを導入

施策一覧

この章で提示した各デザインの Level:3（施策）を一覧化しました。

Design:1 デジタル・ガバメントによる行政サービス改革

Level:2 【イノベーションの対象】		Level:3 【施策】	
1-1	行政手続きの利用者最適化	1-1-1	デジタルファーストの実現
		1-1-2	コネクテッド・ワンストップの実現
		1-1-3	ワンスオンリーの実現
1-2	情報発信・情報提供のマルチプラットフォーム化	1-2-1	情報発信力の強化
		1-2-2	インフォメーションのえらべる化
		1-2-3	情報提供のパーソナル化
1-3	デジタルデバイドの解消	1-3-1	デジタルアクセシビリティの確保
		1-3-2	デジタルリテラシーの普及

施策数：8

Design:2 データ流通と利活用による超スマート社会の実現

Level:2 【イノベーションの対象】		Level:3 【施策】	
2-1	データ流通・利活用の加速化	2-1-1	オープンデータの推進
		2-1-2	庁内データの利活用
		2-1-3	ビッグデータの分析・活用
2-2	データ連携プラットフォームの整備	2-2-1	プラットフォームの整備
		2-2-2	インターフェースの整備
		2-2-3	ルールの整備
2-3	地域 ICT 化の推進	2-3-1	データ利活用のための人材育成
		2-3-2	ネットワーク基盤の構築
		2-3-3	マイナンバーカードの利活用促進
		2-3-4	官民協働による ICT 利活用

施策数：10

Design:3 さらにICT化による行政経営改革

Level:2 【イノベーションの対象】		Level:3 【施策】	
3-1	ワークスタイルの変革	3-1-1	業務プロセスの再構築（BPR）
		3-1-2	ワークフローのデジタル化
		3-1-3	働き方改革
3-2	情報資産の全体最適化	3-2-1	情報資産の整理・分析
		3-2-2	情報資産の再構築
		3-2-3	情報資産の共有化
3-3	ICT 投資効果の最大化	3-3-1	経費の適正化
		3-3-2	歳入の確保
		3-3-3	コストパフォーマンスの検証

施策数：9

Design:4 マネジメントの充実によるICT戦略のスパイラルアップ

Level:2 【イノベーションの対象】		Level:3 【施策】	
4-1	ICT ガバナンスの強化	4-1-1	情報化推進体制の強化
		4-1-2	ICT 戦略のマネジメント確立
4-2	ICT リテラシーの向上	4-2-1	ICT 利活用意識の改革
		4-2-2	ICT スキルのレベルアップ
		4-2-3	IT リーダーの育成
4-3	リスクマネジメントシステムの確立	4-3-1	情報セキュリティポリシーの徹底
		4-3-2	情報セキュリティ対策の強靱化
		4-3-3	ICT-BCP の実効性確保

施策数：8

合計：35 施策

用語集

カテゴリ	用語	解説
5	5G	第5世代移動通信システム。「超高速」、「高信頼・超低遅延」、「多数同時接続」という特徴があり、様々な産業への応用や地域の課題解決に寄与することが期待されている。
A	AR	Augmented Realityの略。拡張現実。現実の環境にコンピュータを用いて情報を付加することにより人工的な現実感を作り出す技術の総称。情報を付加された環境そのものを示すこともある。
A	ASP	Application Service Providerの略。ネットワークを通じて、アプリケーション・ソフトウェア及びそれに付随するサービスを利用させること、又はそうしたサービスを提供するビジネスモデルを指す。
C	CMS	Content Management Systemの略。ホームページのテキストやグラフィックなどの素材を統合的に管理し、更新・配信するソフトウェア。
E	EBPM	Evidence Based Policy Makingの略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと。
I	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。一般に「IT（情報技術）」と「ICT（情報通信技術）」は同義語に使われているが、最近では、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増大していることを踏まえ、Communication（コミュニケーション）を加えた「ICT（情報通信技術）」が使用されている。
I	ICT ガバナンス	ICT 戦略の策定及び実行をコントロールし、あるべき方向へと導く組織能力のこと。
I	IoT	Internet of Things（モノのインターネット）の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。

カテゴリ	用語	解説
O	OODA ループ	観察(Observe)、情勢への適応(Orient)、意思決定(Decide)、行動(Act)のループによって、健全な意思決定を実現するもので、これらの頭文字から「OODA ループ」と命名されている。
R	RESAS	Regional Economy (and) Society Analyzing System の略。内閣府のまち・ひと・しごと創生本部が運用している、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民のいわゆるビッグデータを集約し、可視化を試みるシステムである。
R	RPA	Robotic Process Automation (ロボティック・プロセス・オートメーション) の略。認知技術(機械学習・人工知能等)を活用した、主に事務作業等業務の効率化・自動化の取組のこと。人間の補完として業務を遂行できることから、仮想的労働者(Digital Labor)とも言われている。
S	SDGs	SDGs(エス・ディ・ジーズ)は「Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標」の略で、2015年に国連サミットで採択された国際目標のこと。
S	SLA	Service Level Agreement の略。契約を行う際に、あらかじめ、事業者から提供されるサービスの内容と範囲、品質に対する要求(達成)水準を明確化して、合意しておくこと。また、その基準と合意を明文化した文書、契約書のこと。
S	SNS	Social Networking Service(Site)の略。一般的なウェブサイトとは異なり、既に参加している人が招待することにより参加する形式としたことで、現実社会でのつながりのある会員から構成されるウェブコミュニティ。地域SNSは新しい住民参画のツールの一つとして期待されている。
S	Society5.0	「第5期科学技術基本計画」において我が国がめざすべき未来社会の姿として提唱された、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。
V	VR	Virtual Reality の略。仮想現実。コンピュータ上に仮想的な世界を作り出し、あたかも現実そこにいるかのような体験をさせる技術。
I	イノベーション	新技術の発明や新規のアイデア等から、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす自発的な人・組織・社会での幅広い変革のこと。

カテゴリ	用語	解説
イ	インタオペラビリティ	相互運用性のことであり、機器やソフトウェア、システムなどが、共通の仕様やデータ形式、伝送手順などに対応しており、互いに相手にデータを伝達したり、機能呼び出しして使用したりできることを意味する。
オ	オープンガバメント	インターネットを活用し政府を国民に開かれたものにしていく取組。ソーシャルネットワークなどの Web2.0 のサービスを利用することから Gov2.0 と呼ばれることもある。電子政府の推進では、以前からサービス提供者視点ではなく利用者視点でのサービス提供 (Citizens-centric) が求められてきたが、更に進めて、市民参加型のサービス実現 (Citizens-Driven) が求められる。新しい公共などの取組も進められ、新しい民主主義の方法ともいわれる。
オ	オープンデータ	一般的には、データは誰もが制限なしにアクセス、再利用、そして再配布できるように、利用可能にすべきであるという概念のことであるが、ICT ビジョンでは、公的機関が保有するデータで、民間が編集、加工等しやすい形で、インターネットに公開されたもの。
オ	オープンデータ・バイ・デザイン	行政が保有するデータについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。
オ	大阪電子自治体推進協議会	平成 14 年 (2002 年) 4 月に、「大阪府及び大阪府内の全市町村が連携・協働して、情報システム及び情報ネットワークを整備・運営するとともに、これらの企画・研究・調整等を通じて、電子自治体の実現と地域情報化の推進に寄与する」ことを目的として設立された。平成 27 年 (2015 年) 4 月に大阪電子自治体連絡会に変更。
カ	ガバメントクラウド	政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス (IaaS、PaaS、SaaS) の利用環境のこと。
キ	機械学習	コンピュータがデータセットからルールや知識を学習し、タスクを遂行する能力が向上する技術。
ク	クラウド	データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバー群 (クラウド (雲)) にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータネットワークの利用形態。

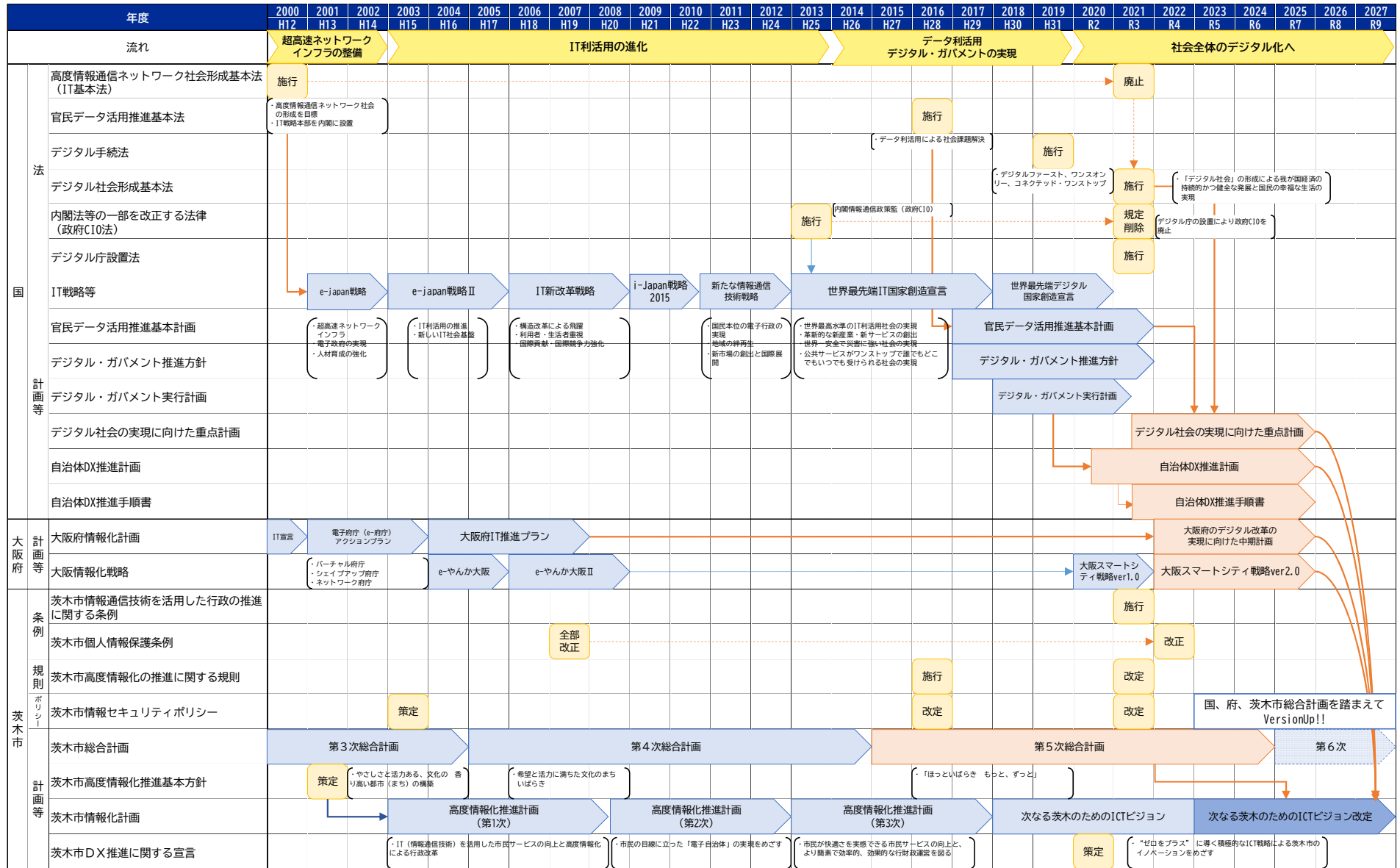
カテゴリ	用語	解説
ク	クラウドファンディング	個人や企業、その他の機関が、インターネットを介して、寄付、購入、投資などの形態で、個人から少額の資金を調達する仕組み。
コ	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法	平成 12 年（2000 年）11 月制定、平成 13 年（2001 年）1 月に施行された法律。通称「IT 基本法」。全ての国民が IT の成果を享受できる高度ネットワーク社会の確立を目指し、その実現のために「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの整備」、「電子商取引の促進」、「行政の情報化（電子政府、電子自治体）の推進および公共分野の情報化」などが掲げられている。
サ	サービスデザイン思考	サービスを利用する際の利用者の一連の行動に着目し、利用者がその手続を利用しようとした背景や、手続を利用するに至るまでの過程、利用後の行動までを一連の流れとして捉え、利用者の心理や行動等を含めた体験（UX：ユーザーエクスペリエンス）全体を最良とすることを目標にしてサービス全体を設計する考え方のこと。
サ	財団法人地方自治情報センター	Local Authorities Systems Development Center 略称：LASDEC。自治体職員のための教育や、自治体の行政情報化、地域情報化を推進する団体。他にも、自治体におけるコンピュータの普及のために必要と思われる情報を本にまとめている。平成 26 年（2014 年）4 月 1 日から、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に組織変更されている。
サ	サブスクリプション	定期的に料金を支払い利用するコンテンツやサービスのこと。商品を「所有」ではなく、一定期間「利用」するビジネスモデル。
シ	シェアリングエコノミー	個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上で需要と供給のマッチングのためのプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動のこと。
シ	シビックテック	シビック（Civic、市民の・みんなの）とテック（Tech、テクノロジー）をあわせた造語。「テクノロジーを活用しながら自分たちの身のまわりの課題を自分たちで解決していこう」という考え方やムーブメントを意味する言葉。
シ	情報提供ネットワークシステム	日本で、個人番号と関連付けられた個人情報に関係機関の間でやり取りするためのコンピュータネットワークによる情報システムである。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）」の規定に基づいて、総務大臣が設置・管理する。

カテゴリ	用語	解説
ス	スパイラルアップ	PDCA サイクル「P (Plan : 計画) D (Do : 実施) C (Check : 評価) A (Action : 処置)」で、最後の「A (Action : 処置)」での改善内容を「P (Plan : 計画)」に反映させることにより、管理マネジメントを継続的に向上させることを意味する。
ソ	総合行政ネットワーク	LGWAN。Local Government Wide Area Network の略。地方公共団体を結ぶ行政専用の WAN。
チ	中間サーバー	自治体は、保有しているシステムに個人情報を保存・管理しており、情報の照会依頼があった場合に情報提供を行う。このとき提供する情報を保管し、インターフェイスシステムと業務システムとの中継を行う機能を有するサーバー。
テ	ディープラーニング	ニューラルネットワーク（機械学習におけるアルゴリズムの 1 つ）を用いた機械学習における技術の 1 つである。情報抽出を一層ずつ多階層にわたって行うことで、高い抽象化を実現する。従来の機械学習では、学習対象となる変数（特徴量）を人が定義する必要があった。ディープラーニングは、予測したいものに適した特徴量そのものを大量のデータから自動的に学習することができる点に違いがある。
テ	デジタル・ガバメント	サービス、プラットフォーム、ガバナンスといった電子行政に関するすべてのレイヤーがデジタル社会に対応した形に変革された状態を指す。
テ	デジタルサイネージ	日本語では「電子看板」。屋外・店頭・交通機関などの公共空間で、ネットワークに接続されたディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称。設置場所や時間帯によって変わるターゲットに向けて適切にコンテンツを配信可能であるため、次世代の広告媒体として注目を集めている。
テ	デジタルリテラシー	デジタル情報を正しく理解したり、利用・活用したりする能力のこと。
テ	テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

カテゴリ	用語	解説
ト	統合型地理情報システム	庁内 LAN 等のネットワーク環境のもとで、庁内で共用できる空間データを「共用空間データ」として一元的に整備・管理し、各部署で活用する庁内横断的なシステム。
ト	匿名加工情報	特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもののこと。
ハ	パーソナルデータ	個人情報保護法で規定された個人情報に限らず、位置情報や購買履歴などの個人識別性のない情報を含む個人に関する情報。
ハ	バックオフィス連携	地方公共団体を含む各行政機関が保有する情報を行政機関間でやり取りすること。行政手続の際に必要な添付書類の省略を始めとした利便性の向上等が期待される。
ハ	パッケージシステム	特定の業務又は業種で汎用的に利用することのできる既製のシステム（ソフトウェア）のこと。
ヒ	ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア（利用者が情報を発信し、形成していくメディア）内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータ（部屋、工場、道路など至る所に埋め込まれたセンサーによるデータ）などがある。
ヒ	プラットフォーム	ICT を利用するための基盤となるハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク事業等。また、それらの基盤技術。
マ	マイナンバー	日本国内に住民票を有するすべての方が一人につき 1 つ持つ 12 桁の番号のこと。外国籍でも住民票を有する方には住所地の市町村長から通知される。マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現するための社会基盤。その利用範囲は法令等で限定されており、平成 28 年（2016 年）1 月から順次、社会保障、税、災害対策分野の行政手続で利用されている。

カテゴリ	用語	解説
リ	リテラシー	本来、「識字力=文字を読み書きする能力」を意味するが、「情報リテラシー」や「ICTリテラシー」のように、その分野における知識、教養、能力を意味することに使われている場合もある。
ワ	ワンストップ	ワンストップ行政サービスのこと。住民票や印鑑証明の交付、年金、福祉関係など、現在、複数箇所にまたがって提供されている関連手続の窓口を、電子化により1か所に集約させるサービスのこと。

デジタル化に係る国・大阪府・茨木市の経緯



次なる茨木のための ICT ビジョンと官民データ活用推進基本法第 8 条第 2 項各号に定める記載事項との対応関係

次なる茨木のための ICT ビジョンと、官民データ活用推進基本法第 8 条第 2 項各号に定める記載事項である、

- ①官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針（第 1 号）
- ②国の行政機関における官民データ活用に関する事項（第 2 号）
- ③地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項（第 3 号）
- ④官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策（第 4 号）
- ⑤前各号に掲げるもののほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項（第 5 号）

との関係を、以下に示します。

見出し 1	見出し 2	見出し 3	項目名	8条2項1号	8条2項2号	8条2項3号	8条2項4号	8条2項5号
Digest								
第 1 章			次なる茨木のための ICT ビジョンの改定にあたって	○				
	1		ICT ビジョン改定の趣旨	○				
	2		自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）	○				
	3		ICT ビジョンの位置づけ	○				
	4		ICT ビジョンと SDGs の関係	○				
	5		ICT ビジョンに取り組む期間	○				
第 2 章			茨木市におけるデジタル化の取組					
	1		茨木市のこれまでの取組					
		(1)	茨木市高度情報化推進計画（第 1 次）に基づく取組					
		(2)	茨木市高度情報化推進計画（第 2 次）に基づく取組					
		(3)	茨木市高度情報化推進計画（第 3 次）に基づく取組					
	2		高度情報化推進計画の総括					
	3		ICT ビジョンにおける取組					
		(1)	Design:1					
		(2)	Design:2					
		(3)	Design:3					

見出し 1	見出し 2	見出し 3	項目名	8条2項1号	8条2項2号	8条2項3号	8条2項4号	8条2項5号
		(4)	Design:4					
第3章			茨木市を取り巻く状況					
	1		国の動向					
		(1)	社会全体のデジタル化に向けて					
		(2)	デジタル社会の実現に向けた重点計画					
		(3)	デジタル庁の創設					
		(4)	自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進					
	2		大阪府の動向					
		(1)	大阪府スマートシティ戦略					
		(2)	大阪府のデジタル改革の実現に向けた中期計画					
	3		社会の状況					
		(1)	人口減少と少子高齢化					
		(2)	災害への備え					
		(3)	新型コロナウイルス感染症への対応					
		(4)	茨木市の財政状況					
	4		デジタル化の進展					
		(1)	デジタル活用の状況					
		(2)	デジタル技術の進展					
第4章			茨木市が取り組む課題	○				
第5章			次なる茨木のための未来図	○				
	1		ICTビジョンの3つの視点と基本方針	○				
		(1)	3つの視点	○				
		(2)	基本方針	○				
	2		4つのデザイン《次なる茨木のための未来図》	○				
第6章			ICTビジョンの実現に向けた推進体制	○				
	1		情報化推進体制	○				

見出し 1	見出し 2	見出し 3	項目名	8条2項1号	8条2項2号	8条2項3号	8条2項4号	8条2項5号
	2		マネジメントシステム	○				
		(1)	ICT ビジョンの PDCA サイクル	○				
		(2)	事業実施マネジメントシステム	○				
		(3)	N期の事業実施をN年度とした場合のマネジメントサイクル	○				
第7章			ICT ビジョンの体系	○				
第8章			個別施策の概要		○			
	Design:1		デジタル・ガバメントによる行政サービス改革		○		○	
		1-1	行政手続きの利用者最適化		○		○	
		1-2	情報発信・情報提供のマルチプラットフォーム化		○		○	
		1-3	デジタルデバイドの解消		○		○	○
	Design:2		データ流通と利活用による超スマート社会の実現		○	○	○	
		2-1	データ流通・利活用の加速化		○	○	○	
		2-2	データ連携プラットフォームの整備		○	○	○	
		2-3	地域 ICT 化の推進		○	○	○	
	Design:3		さらなる ICT 化による行政経営改革		○		○	
		3-1	ワークスタイルの変革		○		○	
		3-2	情報資産の全体最適化		○		○	
		3-3	ICT 投資効果の最大化		○		○	
	Design:4		マネジメントの充実による ICT 戦略のスパイラルアップ					○
		4-1	ICT ガバナンスの強化					○
		4-2	ICT リテラシーの向上					○
		4-3	リスクマネジメントシステムの確立					○
資料編				○				
	施策一覧			○				
	用語集			○				

見出し 1	見出し 2	見出し 3	項目名	8条2項1号	8条2項2号	8条2項3号	8条2項4号	8条2項5号
	デジタル化に係る国・大阪府・茨木市の経緯			○				
	次なる茨木のための ICT ビジョンと官民データ活用推進基本法第8条第2項各号に定める記載事項との対応関係							
	次なる茨木のための ICT ビジョン令和3年度アクションプラン総評				○	○	○	○

評価の目的

次なる茨木のための ICT ビジョンが掲げる 4 つのデザインの実現に向けて、令和3年度の実績をとりまとめ、現時点でのデザインの実現状況を整理することで、フォローアップすべき取組を見える化し、次年度のアクションプラン実施計画に反映させていきます。なお、この評価は、各取組の担当課が、デザインの実現に向けて、取組の実施目標や実施状況を見直し、「DX する。」ための指針とします。

令和3年度の総評

令和3年度は、「With・After コロナ」に対応する「新しい生活様式」定着のため、ICT を徹底的に活用し、行政手続のオンライン化や行政内部事務のさらなる ICT 化の推進など、**市役所全体の DX を加速**させました。

令和2年10月に発出しました茨木市 DX 推進に関する宣言「次なる茨木 DX。」において第一段と掲げた3つの分野である、行かなくてもいい市役所、くらしのデジタル化、スマート行政経営と併せて情報格差に配慮した施策に関する取組を重点的に取り組みました。

(1) 行かなくてもいい市役所

電子申請システムを活用した行政手続のオンライン化を進め、手続オンライン化基準を策定することにより、全庁を挙げて行政手続のオンライン化に取り組みました。

また、各課の取組として、職員採用面接のオンライン化や医療券交付申請の電子化といった取組を実施し、契約書の電子化については、実証実験を行うなど、新たな取組も開始しています。

(2) くらしのデジタル化

キャッシュレス決済の拡充、市施設のインターネット接続環境の整備や公共施設予約システムの導入を行いました。

(3) スマート行政経営

庁内 Web 会議システムやチャットツールの本格導入により、デジタルワークスタイルを推進しました。また、障害福祉課を対象とした BPR の取組を試行しました。

(4) 情報格差に配慮した施策

従来から実施している ICT 講習会の開催や、新たにデジタルサポートサービスを試験的に実施しました。

次なる茨木のためのICTビジョン

- Design:1 デジタル・カバメントによる行政サービス改革
- Design:2 データ流通と利活用による超スマート社会の実現
- Design:3 さらなるICT化による行政経営改革
- Design:4 マネジメントの充実によるICT戦略のスパイラルアップ

令和2年10月19日

【茨木市DX推進に関する宣言】

次なる茨木DX

重点的取組分野

次なるDX ① 行かなくてもいい市役所

ICTの徹底活用により、時間や場所にとらわれない行政手続きを実現します。

次なるDX ② くらしのデジタル化

子ども一人ひとりに合わせた教育環境の実現や、平時にも災害時にもICTを活用した環境を整備します。

次なるDX ③ スマート行政経営

Web会議、RPAの活用など、職員の働き方もデジタルに変革することで業務の効率化を進め、市民サービスをさらに向上させます。

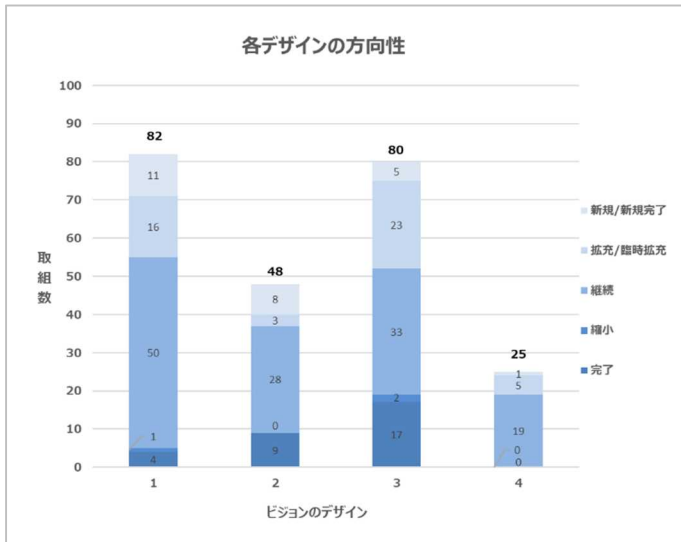
情報格差への配慮

DX推進にあたっては、ICTを使いこなすことが困難な方に配慮した施策についても、併せて取組んでいきます。

令和3年度アクションプラン取組数及び実績評価の集計

令和3年度アクションプランの実施結果として、取組実施結果を集計・分析したものを以下に示します。令和3年度に実施した取組の総数は235取組（新規/新規完了：25、拡充/臨時拡充：47、継続：130、縮小：3、完了：30）でした。実績評価は、前年度に引き続き、取組実施担当課の自己評価により実施しました。

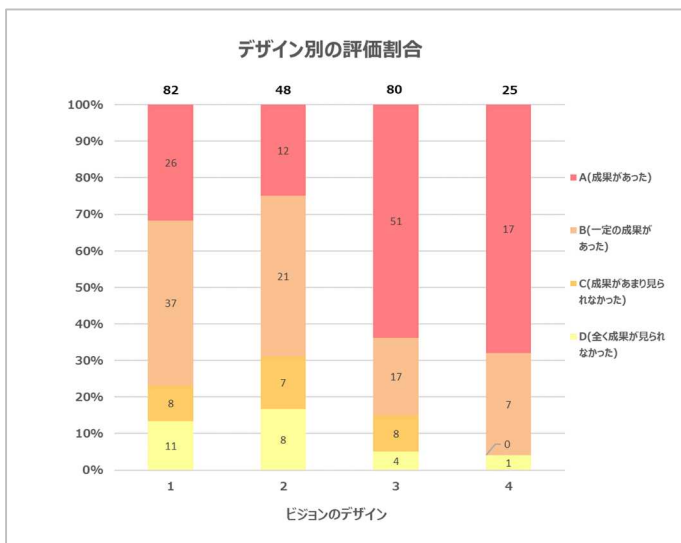
《各デザインの方向性》



取組数の割合では、デザイン1とデザイン3の取組が全体の約7割を占めています。取組の方向性では、継続取組が5割を超えていました。昨年度から継続取組がさらに増加し、ICT ビジョンで企画・検討してきた取組が運用化されたことが、要因となっています。

また、完了した取組数も増えてきています。

《デザイン別の評価割合》



評価がA（成果があった）又はB（一定の成果があった）だった取組が188取組と、昨年度と同様に、全体で8割の結果となりました。

新規の取組については、25取組の内、評価がAまたはBの取組が15取組に対して、評価がC（成果があまり見られなかった）又はD（全く成果が見られなかった）の取組は10取組となっており、着実に取組を進めている取組の一方で、情報収集のみに留まった取組などがあり、今後、取組の取捨選択を検討する必要があります。

特に、デザイン1の取組の中で、国が進める子育て関係・介護関係の26手続のオンライン化の利用促進策の検討など、オンラインシステムが利用されるための施策が必要です。

デザインにおける施策の評価（令和3年度末時点）

令和3年度末時点において、各デザインをブレイクダウンした Lv.3（施策）を評価します。

Design:1 デジタル・ガバメントによる行政サービス改革

Level:2 1-1 行政手続きの利用者最適化

【1-1-1.デジタルファーストの実現】

- ・ 手続オンライン化基準の策定、電子申請システムの導入等の取組の結果、申請手続については実施段階にあり、Lv.3「1 デジタルファーストの実現」の施策は着実に進んでいます。
- ・ 手続数が多く、オンライン化が困難なものもあることから、課題の検討を並行し、スケジュールを随時見直ししながら、着実に取組を進める必要があります。

【1-1-2.コネクテッド・ワンストップの実現】

- ・ 電子申請システム、ぴったりサービス（マイナポータル）の他、eTAX等の行政システム、アプリ、民間のwebサービス等、多様な手段による手続きが実現されており、手続きの集約、総合アプリの展開等、UI/UXに配慮したサービスデザインを図る必要があります。
- ・ 市役所に来庁して手続きをされるかたにワンストップサービスの提供を実現するため、総合窓口の導入に向けた検討が必要です。

【1-1-3.ワンスオンリーの実現】

- ・ 窓口での申請については、検討が進んでいません。先進事例などを参考にして、機器、サービス、人員体制など、検討に資する情報の整理が必要です。

Lv.3（施策）	自己評価	R3終了	R4構想	R4実施	取組ID	取組名	マネジメント担当課
1 デジタルファーストの実現	B			○	1-1-1-001	住民税の特別徴収税額通知の電子化	01108000 市民税課
	B			○	1-1-1-003	電子入札の推進	02103100 契約検査課
	B			○	1-1-1-004	公金の電子納付の実施	01110000 収納課
	A			○	1-1-1-006	行政手続のオンライン化の推進	02103900 DX推進チーム
	C			○	1-1-1-007	エコポイントのデジタル化	08403100 環境政策課
	A			○	1-1-1-008	デジタル健康ポイントの導入	06301500 健康づくり課
	B			○	1-1-1-015	教育情報化の推進	21807500 教育センター
	A	○		○	1-1-1-016	不在者投票用紙請求のオンライン化	27001000 選挙管理委員会事務局
	A			○	1-1-1-020	市民向けFAQへのAI利活用	02103900 DX推進チーム
	A	○			1-1-1-024	簡易電子申込システムの管理・運用	02104100 情報システム課
	A			○	1-1-1-025	マイナポータルの利活用	02104100 情報システム課
	B	○		○	1-1-1-026	一時保育予約のオンライン化	06502000 子育て支援課
	A			○	1-1-1-027	各種相談予約のオンライン化	04202500 市民生活相談課
	B			○	1-1-1-028	オンラインでの遊具破損状況投稿	11104000 公園緑地課
	C			○	1-1-1-033	病児保育予約のオンライン化	06503500 保育幼稚園事業課
	B			○	1-1-1-034	住民票等のコンビニ交付	04204000 市民課
	A			○	1-1-1-035	税証明書等のコンビニ交付	01108000 市民税課
	A			○	1-1-1-036	電子書籍の貸し出し	21107000 中央図書館
	B			○	1-1-1-037	キャッシュレス化の推進	02101100 政策企画課
	B			○	1-1-1-038	窓口手数料等のキャッシュレス化	02101100 政策企画課
	B			○	1-1-1-040	相談業務のオンライン化の推進	02103900 DX推進チーム
	B			○	1-1-1-041	職員採用面接のオンライン化	01103000 人事課
	B			○	1-1-1-042	総合アプリの利活用	02103900 DX推進チーム
	B		○		1-1-1-043	契約書の電子化	02103100 契約検査課
	C		○		1-1-1-044	中小企業向け申請手続の電子化	08401000 商工労政課
	B			○	1-1-1-045	医療券交付申請の電子化	06202000 生活福祉課
	B			○	1-1-1-046	口座振替依頼申請の電子化	06302500 保険年金課
	A			○	1-1-1-047	行政が保有する地図情報の公開	02104100 情報システム課
	B			○	1-1-1-050	保健師、助産師への相談のオンライン化	06502000 子育て支援課
	B		○		1-1-1-052	消防関係手続の電子化	51003000 予防課

Lv.3 (施策)	自己評価	R3終了	R4構想	R4実施	取組ID	取組名	マネジメント担当課
2 コネクテッド・ワンストップの実現	D		○		1-1-2-002	総合窓口の導入	02101100 政策企画課
	D			○	1-1-2-003	個人認証が必要な電子申請・手続システムの活用推進	02103900 D X推進チーム
	B			○	1-1-2-005	引越しワンストップサービスの導入	04204000 市民課
	D		○		1-1-2-006	ワンストップオンラインサービスの推進	02103900 D X推進チーム
	B	○		○	1-1-2-007	ふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化	02108000 まち魅力発信課
	B		○		1-1-2-008	産業保安手続の電子化	51003000 予防課
	A			○	1-1-2-009	施設利用予約システムの一元化	02102500 財産活用課
	B		○		1-1-2-010	消防同意等の電子化	51003000 予防課
	D		○	○	1-1-2-011	手続ガイドの導入	02101100 政策企画課
	C			○	1-1-2-012	びったりサービスの利用・提供推進	02104100 情報システム課
	D			○	1-1-2-013	母子保健手続のびったりサービスの実施	06502000 子育て支援課
	C			○	1-1-2-014	児童手当手続等のびったりサービスの実施	06501000 こども政策課
	D			○	1-1-2-015	保育関連手続のびったりサービスの実施	06503500 保育幼稚園事業課
	D			○	1-1-2-016	介護関連手続のびったりサービスの実施	06302000 長寿介護課
	D		○		1-1-2-017	被災者支援ワンストップサービスの実施	01101600 危機管理課
	A			○	1-1-2-019	おくやみワンストップサービスの実施	04202500 市民生活相談課
	B			○	1-1-2-020	重度障害者医療手続のびったりサービスの実施	06202500 障害福祉課
3 フンスオンリーの実現	A			○	1-1-3-002	情報提供ネットワークシステムの利活用	02104100 情報システム課
	A			○	1-1-3-003	基幹業務情報の庁内連携効率化	02104100 情報システム課
	D		○		1-1-3-004	窓口申請書の電子化による手続の省略	02103900 D X推進チーム
	D		○		1-1-3-006	行政手続におけるバックオフィス連携の推進	02103900 D X推進チーム

Level:2 1-2 情報発信・情報提供のマルチプラットフォーム化

【1-2-1.情報発信力の強化】

- ・web サイト、SNS (Facebook、Twitter、Instagram)、アプリ (いばライフ、茨ごみブリなど) など、多様な情報発信の手段を運用しています (Instagram は令和 3 年 4 月開始)。
- ・利用者の動線、情報の見せ方などを意識してデザインすることが必要です。また、ストーリーミング配信、動画配信などの普及しているコンテンツの活用を検討する必要があります。
- ・スマホなど個人が持つ情報端末以外を対象とした情報発信手段の検討が必要です。
- ・Vtuber、アバターなどによる情報発信については、技術とコンテンツの充実に課題があります。適したコンテンツに合わせて、デザインのひとつとして検討する必要があります。

【1-2-2.インフォメーションのえらべる化】

- ・利用者が選択したカテゴリーの情報を通知するいばライフのプッシュ通知機能を運用しています。
- ・発信する情報を適切にカテゴライズ (ハッシュタグの活用など) する必要があります。

【1-2-3.情報提供のパーソナル化】

- ・国民健康保険の診療報酬明細書 (レセプト) データを活用し、対象者に応じた健康指導などを実施しています。
- ・個人の属性に関するデータを適切に取得し、対象者の抽出などに活用する必要があります。

Lv.3 (施策)	自己評価	R3終了	R4構想	R4実施	取組ID	取組名	マネジメント担当課
1 情報発信力の強化	A			○	1-2-1-002	SNSの利活用	02108000 まち魅力発信課
	A			○	1-2-1-003	デジタルサイネージの利活用	02108000 まち魅力発信課
	B			○	1-2-1-005	新たなマスメディアの利活用	02108000 まち魅力発信課
	A			○	1-2-1-008	コミュニケーションツールとしてのタブレット端末の活用	02104100 情報システム課
	B			○	1-2-1-010	市ホームページの運用	02108000 まち魅力発信課
	A			○	1-2-1-011	生涯学習センターきらめきホームページの運用	04203100 文化振興課
	B			○	1-2-1-012	ローズWAM及びいのち・愛・ゆめセンターホームページの運用	04205000 人権・男女共生課
	B			○	1-2-1-013	産業情報サイト「あい・きゃっち」の運用	08401000 商工労政課
	A			○	1-2-1-014	図書館ホームページの運用	21107000 中央図書館
	B			○	1-2-1-015	教育・学校ホームページの運用	21807500 教育センター
	C			○	1-2-1-016	市民向け講座のオンライン化	02103900 D X推進チーム
	A			○	1-2-1-017	各種講座のオンデマンド配信の推進	04203100 文化振興課
	A			○	1-2-1-018	子育て関連事業のオンライン化	06502000 子育て支援課
	C		○		1-2-1-025	Vtuberの利活用	02103900 D X推進チーム
2 インフォメーションのえらべる化	B			○	1-2-2-001	メールマガジンの配信	02103900 D X推進チーム
	B			○	1-2-2-003	アプリによるインフォメーションの選べる化	02103900 D X推進チーム
	B			○	1-2-2-004	「茨ごみブリ」の運用	08403500 資源循環課
3 情報提供のパーソナル化	D			○	1-2-3-001	マイナポータルを活用したプッシュ型情報提供	02103900 D X推進チーム

Level:2 1-3 デジタルデバイドの解消

【1-3-1.デジタルアクセシビリティの確保】

・茨木市ホームページは、JIS X 8341-3:2016 に基づく試験結果において、適合レベル AA（※）準拠を満たしています。

※「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）総務省」において公的機関に求められる適合レベル

- ・聴覚、発語、視覚に障害がある人、災害などの緊急時の対応については取組が進められています。
- ・様々な理由からスマホなどの情報端末を持たない人が情報通信手段へアクセスする、または、情報通信手段によって提供されるサービスを受けられる方法について検討する必要があります。

【1-3-2.デジタルリテラシーの普及】

- ・生涯学習、福祉、市民協働の分野において、スマホなどの情報端末の利活用を目的とした講習会を展開しています。
- ・情報端末の利活用に対するニーズは多様であり、ニーズに合わせて積極的に取り組むことが必要です。
- ・国、府、電気通信事業者をはじめとする民間事業者、市民団体なども同種のサービスを提供しており、多様な主体と協働して取り組むことが効果的です。

Lv.3 (施策)	自己評価	R3終了	R4構想	R4実施	取組ID	取組名	マネジメント担当課
1 デジタルアクセシビリティの確保	A			○	1-3-1-001	Webアクセシビリティ確保のための環境整備	02103900 D X推進チーム
	A			○	1-3-1-003	マイナビポータルサイトの利活用環境整備	02104100 情報システム課
	B			○	1-3-1-004	インターネット街頭端末の設置	04203500 スポーツ推進課
	B	○		○	1-3-1-005	手話通訳のデジタル化	06202500 障害福祉課
	A			○	1-3-1-006	消防業務における要配慮者への対応	51002000 警備課
	B			○	1-3-1-008	タブレット端末による災害時の情報提供	02104100 情報システム課
	B			○	1-3-1-015	防災情報発信手段の多様化	01101600 危機管理課
	C		○		1-3-1-017	情報提供手段の多様化	02103900 D X推進チーム
2 デジタルリテラシーの普及	A			○	1-3-2-005	ICT講習会の開催（文化振興課）	04203100 文化振興課
	A			○	1-3-2-006	ICT講習会の開催（人権・男女共生課）	04205000 人権・男女共生課
	B			○	1-3-2-007	コミュニティデイハウスにおける要支援者等高齢者へのICT活用支援	06302000 長寿介護課
	B			○	1-3-2-009	デジタルサポートサービスの提供	02103900 D X推進チーム
	B			○	1-3-2-010	ICT講習会の開催（地域福祉課）	06201000 地域福祉課

Design:2 データ流通と利活用による超スマート社会の実現

Level:2 2-1 データ流通・利活用の加速化

【2-1-1.オープンデータの推進】

- ・「茨木市オープンデータガイドライン」を策定し、現在 20 データセットを公開しています。
- ・オープンデータの取組は、目的のためにデータを整備するのではなく、目的を見出すためにデータを取り揃える取組（統計書の粒度を上げたもの）であることを理解し、積極的に取組む必要があります。
- ・新規、既存を問わず、保有するデータをオープンデータとして活用することを前提として設計・管理を行う必要があります（オープンデータ バイ デザイン）。
- ・オープンデータの活用を促す取組が必要です。
- ・個人情報の保護に関する法令、例規に基づく取り扱いを定める必要があります。

【2-1-2. 庁内データの利活用】

- ・庁内データを容易に活用できる環境を整備することが必要です。

【2-1-3. ビッグデータの分析・活用】

- ・国民健康保険の診療報酬明細書（レセプト）データを活用し、対象者に応じた健康指導などを実施しています。
- ・データカタログを作成し、資産として認識することが必要です。

Lv.3 (施策)	自己評価	R3終了	R4構想	R4実施	取組ID	取組名	マネジメント担当課
1 オープンデータの推進	C			○	2-1-1-001	オープンデータ・バイ・デザインの推進	02103900 D X推進チーム
	C			○	2-1-1-002	本市が保有するデータのオープンデータ化の推進	02103900 D X推進チーム
	B		○		2-1-1-006	都市計画に関する情報のオープンデータ化	10001100 都市政策課
	B			○	2-1-1-011	調達情報のオープンデータ化	02103100 契約検査課
2 庁内データの利活用	D			○	2-1-2-001	本市が保有する行政データの棚卸し	02103900 D X推進チーム
	D	○			2-1-2-004	行政計画などへのデータ利活用	02101100 政策企画課
	C		○		2-1-2-005	住民地図・住所辞書の作成	02103900 D X推進チーム
	B			○	2-1-2-006	住居表示台帳管理システムの整備	04204000 市民課
3 ビッグデータの分析・活用	D		○		2-1-3-002	簡易な集計・統計処理システムの導入	02103900 D X推進チーム
	C		○		2-1-3-003	RESASの利活用	02103900 D X推進チーム
	B		○		2-1-3-004	ビッグデータの利活用	02103900 D X推進チーム
	B			○	2-1-3-011	データヘルス計画の推進	06301500 健康づくり課
	A			○	2-1-3-013	空き家バンクの利活用促進	10001200 居住政策課
	A			○	2-1-3-022	レセプト情報を活用した生活保護受給者に対する健康指導	06202000 生活福祉課
	B			○	2-1-3-023	レセプト情報を活用した国民健康保険の被保険者に対する健康指導	06301500 健康づくり課

Level:2 2-2 データ連携プラットフォームの整備

【2-2-1.プラットフォームの整備】

- ・データ連携基盤の必要性についての理解を広める必要があります。
- ・ORDEN（Osaka Resional Data Exchange Network/大阪広域データ連携基盤）への参画を検討する必要があります。

【2-2-2.インターフェースの整備】

- ・システムの導入・整備については、データの利活用を前提とした取組が必要です。

【2-2-3.ルールの整備】

- ・市保有データの活用方法について、手続と体制の整備を進める必要があります。

Lv.3 (施策)	自己評価	R3終了	R4構想	R4実施	取組ID	取組名	マネジメント担当課
1 プラットフォームの整備	D		○		2-2-1-004	マイキープラットフォームの利活用推進	02103900 DX推進チーム
	D	○			2-2-1-009	市民向けSNSの提供	02101100 政策企画課
	B			○	2-2-1-010	障害者の本人確認等のためのプラットフォームの整備	06202500 障害福祉課
	A			○	2-2-1-011	保育所・幼稚園のICT化	06503300 保育幼稚園総務課
	B	○			2-2-1-012	欠席連絡方法の電子化	21807500 教育センター
2 インターフェースの整備	B		○		2-2-2-003	インターオペラビリティを高めるプラットフォームの推進	02104100 情報システム課
	A			○	2-2-2-004	地域情報プラットフォームの普及・推進	02104100 情報システム課
	A			○	2-2-2-005	中間標準レイアウトの利活用推進	02104100 情報システム課
	A			○	2-2-2-008	文字管理基盤の再構築	02104100 情報システム課
3 ルールの整備	B		○		2-2-3-001	非識別加工情報制度の導入	01104200 法務コンプライアンス課
	A			○	2-2-3-002	行政手続等の電子化に伴う条例等の整備	02103900 DX推進チーム
	B			○	2-2-3-005	データ利活用ルールの整備	02103900 DX推進チーム
	A			○	2-2-3-006	DX推進のための法制度改正	01104200 法務コンプライアンス課

Level:2 2-3 地域 ICT 化の推進

【2-3-1.データ利活用のための人材育成】

- ・小中学校における ICT 教育のための環境整備を進めています。
- ・地域の多様な人々の関心、ニーズを把握し、施策を検討する必要があります。
- ・市職員の人材育成のプログラムの策定が必要です。
- ・データ利活用に対する共通認識を醸成する必要があります。

【2-3-2.ネットワーク基盤の構築】

- ・茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」には公衆 Wi-Fi が整備される予定です。
- ・各施設においても施設のインフラ機能として公衆 Wi-Fi の整備を検討する必要があります。
- ・インフラとしての通信網のあり方を構想する必要があります。

【2-3-3.マイナンバーカードの利活用促進】

- ・マイナンバーカードの普及を着実に進めています。
- ・マイナンバーカードの利活用についての先進事例などの研究を進める必要があります。

【2-3-4.官民協働による ICT 利活用】

- ・協働する相手としての市の魅力を発信する必要があります。

Lv.3 (施策)	自己評価	R3終了	R4構想	R4実施	取組ID	取組名	マネジメント担当課
1 データ利活用のための人材育成	B	○		○	2-3-1-001	プログラミング教育の実施	21807500 教育センター
	B			○	2-3-1-007	GIGAスクールタブレットの活用	21807500 教育センター
	B	○		○	2-3-2-001	防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進	01101600 危機管理課
	A	○			2-3-2-002	期日前投票所の拡充	27001000 選挙管理委員会事務局
	B			○	2-3-2-003	市施設におけるWi-Fiの提供	02103900 DX推進チーム
2 ネットワーク基盤の構築	D		○		2-3-2-005	5Gの利活用	02103900 DX推進チーム
	A			○	2-3-2-006	生涯学習センターきらめきのWi-Fi整備 (ネットワーク構築)	04203100 文化振興課
	B	○		○	2-3-2-007	男女共生センターローズWAMのWi-Fi整備 (ネットワーク構築)	04205000 人権・男女共生課
	B	○		○	2-3-2-008	コミュニティセンターのWi-Fi整備 (ネットワーク構築)	04202000 市民協働推進課
	A			○	2-3-2-009	いのちあゆめセンターのWi-Fi整備 (ネットワーク構築)	04205000 人権・男女共生課
3 マイナンバーカードの利活用促進	B			○	2-3-3-001	マイナンバーカードに関する広報	04204000 市民課
	B			○	2-3-3-002	マイナンバーカードの取得に関するサポートの実施	04204000 市民課
	C	○			2-3-3-003	マイナンバーカードを活用した図書館利用者カードの運用	21107000 中央図書館
	C		○		2-3-4-004	シェアリングエコノミーサービスの普及	02101100 政策企画課
4 官民協働によるICT利活用	C		○		2-3-4-005	ICT利活用に関する「産・官・学」での連携推進	02101100 政策企画課
	A	○			2-3-4-021	パーソナル・ヘルス・レコード (PHR) の利活用推進	06301500 健康づくり課
	D		○		2-3-4-023	サテライトオフィスの整備	02101100 政策企画課
	D		○		2-3-4-024	オンライン診療の実施推進	06301000 医療政策課
	B			○	2-3-4-025	MaaSによる公共交通の最適化	11101500 交通政策課
B			○	2-3-4-027	フードシェアリングサービスの導入	08403500 資源循環課	

Design:3 さらなる ICT 化による行政経営改革

Level:2 3-1 ワークスタイルの変革

【3-1-1.業務プロセスの再構築 (BPR)】

- ・特定の課を対象とした BPR を試行しています。
- ・BPR、業務改善に恒常的に取り組む組織文化の醸成が必要です。
- ・BPR、業務改善に取り組む人員、時間の確保が必要です。

【3-1-2.ワークフローのデジタル化】

- ・RPA、AI-OCRによる入力作業の自動化、2in1 端末と無線 LAN による会議資料のペーパーレス化など、業務のデジタル化を進めています。
- ・「行政手続のオンライン化」の取組によって、申請のデジタル化を進めています。
- ・作業効率、精度の向上を意識して、常に業務を見直しながら取り組むことが必要です。

【3-1-3.働き方改革】

- ・2in1 端末、庁内 LAN の無線化、閉域ネットワークの整備を進め、多様な働き方ができる環境の整備を進めています。
- ・チャットツールの導入により、庁内のコミュニケーションが活性化しています。

Lv.3 (施策)	自己評価	R3終了	R4構想	R4実施	取組ID	取組名	マネジメント担当課
1 業務プロセスの再構築 (BPR)	D			○	3-1-1-001	各種手続のフンストップ化やフンスオンリー化に伴う規定や様式の見直し	02103900 D X 推進チーム
	A			○	3-1-1-002	行政手続の棚卸し	02103900 D X 推進チーム
	B			○	3-1-1-003	サービスデザイン思考に基づく業務改革 (BPR) の推進	02101100 政策企画課
	A			○	3-1-1-005	タブレット端末の利活用	02104100 情報システム課
	B			○	3-1-1-006	スマホアプリの利活用	02103900 D X 推進チーム
	B			○	3-1-1-010	ハローワーク業務・システムのオンライン化	08401000 商工労政課
	D	○			3-1-1-019	マニュアル作成システムの導入	02101100 政策企画課
	C			○	3-1-1-020	人事評価システムの導入 (システム導入)	02104100 情報システム課
	B	○			3-1-1-021	障害者相談支援システムの導入 (システム導入)	02104100 情報システム課
	A			○	3-1-2-001	統合型GISの利活用	02104100 情報システム課
2 ワークフローのデジタル化	B			○	3-1-2-003	業務OA化の推進	02103900 D X 推進チーム
	A			○	3-1-2-004	定型業務へのRPA導入	02104100 情報システム課
	A			○	3-1-2-007	救急医療情報システムへのモバイル端末の活用	52002200 救急救助課
	A			○	3-1-2-018	LGPKIの利活用	02104100 情報システム課
	A			○	3-1-2-020	既存情報システムの維持・運用	02104100 情報システム課
	A			○	3-1-2-021	既存情報システムの改修 (システム改修)	02104100 情報システム課
	A			○	3-1-2-023	独自ネットワークの運営	02104100 情報システム課
	A			○	3-1-2-024	個人情報ファイル簿の電子化	01104200 法務コンプライアンス課
	C			○	3-1-2-025	ドローンの利活用	02103900 D X 推進チーム
	D	○			3-1-2-028	家屋評価へのタブレット端末利活用	01109000 資産税課
	C			○	3-1-2-029	家屋経年異動判読へのAI利活用	01109000 資産税課
	A	○			3-1-2-031	議員への提供資料等の電子化	02102000 財政課
	A			○	3-1-2-032	オンラインでの道路危険箇所報告	11101000 建設管理課
	C		○		3-1-2-033	市民相談業務へのAI利活用	02103900 D X 推進チーム
	A			○	3-1-2-034	ペーパーレス化の推進	02103900 D X 推進チーム
	A			○	3-1-2-035	手書き文字へのAI-OCR利活用	02104100 情報システム課
	C		○		3-1-2-036	法制執務業務へのAI利活用	01104200 法務コンプライアンス課
	C		○		3-1-2-037	契約書審査へのAI利活用	02103100 契約検査課
	B			○	3-1-2-038	公共施設点検へのドローン利活用	02102500 財産活用課
	B			○	3-1-2-039	保育所入所選考へのAI利活用	06503500 保育幼稚園事業課
A	○			3-1-2-040	林地台帳の統合型GIS化	08402200 農林課	
B		○		3-1-2-041	預貯金等照会業務における電子化の推進	01110000 収納課	

Lv.3 (施策)	自己評価	R3終了	R4構想	R4実施	取組ID	取組名	マネジメント担当課
3 働き方改革	A			○	3-1-3-001	テレワークの推進	02103900 D X推進チーム
	A			○	3-1-3-003	Web会議システムの導入	02104100 情報システム課
	B			○	3-1-3-004	AIの利活用	02103900 D X推進チーム
	A			○	3-1-3-005	庁内LANの無線化	02104100 情報システム課
	A			○	3-1-3-006	会議録作成へのAI利活用	02104100 情報システム課
	C			○	3-1-3-007	XRの利活用	02103900 D X推進チーム
	A			○	3-1-3-008	タブレット端末による災害時の情報共有	01101600 危機管理課
	A			○	3-1-3-009	ICTの利活用による職場内コミュニケーションの活性化	02103900 D X推進チーム
	A			○	3-1-3-010	2in1端末の導入	02104100 情報システム課
	B			○	3-1-3-011	ICTを活用した職場環境再設計	02103900 D X推進チーム
	B			○	3-1-3-012	職員向けFAQシステムの導入	02103900 D X推進チーム
	A			○	3-1-3-013	生活保護業務におけるタブレット端末の導入	06202000 生活福祉課
	A			○	3-1-3-014	モバイルワーク環境の整備	02104100 情報システム課
	B			○	3-1-3-015	在宅勤務環境の整備	01103000 人事課
	D			○	3-1-3-016	職員向けサテライトオフィスの導入	01103000 人事課

Level:2 3-2 情報資産の再構築

【3-2-1.情報資産の整理・分析】

- ・本市の保有するシステムやネットワークのライフサイクルは管理できています。
- ・システムやネットワークの最適化のための分析を進める必要があります。

【3-2-2.情報資産の再構築】

- ・情報システム全体最適化は概ね完了しています。
- ・標準システムの導入、ガバメントクラウド※への移行を進める必要があります。

【3-2-3.情報資産の共有化】

- ・庁内の情報インフラについては適切に管理・運用されています。
- ・共通基盤を核とした庁内のデータ連携のあり方について検証する必要があります。

Lv.3 (施策)	自己評価	R3終了	R4構想	R4実施	取組ID	取組名	マネジメント担当課
1 情報資産の整理・分析	A			○	3-2-1-001	本市の運用する情報システムの統括管理	02104100 情報システム課
	B			○	3-2-1-003	本市の保有するネットワークの統括管理	02104100 情報システム課
2 情報資産の再構築	A		○		3-2-2-009	自治体クラウドの導入	02104100 情報システム課
	A			○	3-2-2-011	情報システム全体最適化【住基グループ】	02104100 情報システム課
	A			○	3-2-2-013	情報システム全体最適化【選挙関連システム】	02104100 情報システム課
	A	○		○	3-2-2-016	情報システム全体最適化【就学援助システム、学齢簿システム】	02104100 情報システム課
	A	○		○	3-2-2-023	情報システム全体最適化【税トータルパッケージシステム】	02104100 情報システム課
	A	○		○	3-2-2-024	情報システム全体最適化【障害福祉システム】	02104100 情報システム課
	A	○		○	3-2-2-028	情報システム全体最適化【児童扶養手当システム】	02104100 情報システム課
	A	○		○	3-2-2-032	情報システム全体最適化【健康管理システム】	02104100 情報システム課
	A	○		○	3-2-2-034	情報システム全体最適化【子ども・子育て支援システム】	02104100 情報システム課
	A	○		○	3-2-2-035	情報システム全体最適化【児童情報管理システム】	02104100 情報システム課
	A	○		○	3-2-2-037	情報システム全体最適化【国民健康保険オンラインシステム】	02104100 情報システム課
	A	○		○	3-2-2-040	情報システム全体最適化【後期高齢者医療システム】	02104100 情報システム課
	A	○		○	3-2-2-042	情報システム全体最適化【介護保険システム】	02104100 情報システム課
	A	○		○	3-2-2-051	情報システム全体最適化【水道オンラインシステム】	02104100 情報システム課
	A	○		○	3-2-2-052	情報システム全体最適化【バッチシステム】	02104100 情報システム課
	B			○	3-2-2-054	情報システム全体最適化【滞納管理システム】	01110000 収納課
	B			○	3-2-2-067	土地台帳・家屋台帳の電子化	01109000 資産税課
	B			○	3-2-2-090	家庭児童相談関係機関との連携強化のためのシステム導入	06502000 子育て支援課
	A			○	3-2-2-094	既存情報システムのサポート終了に伴う調達事業	02104100 情報システム課
	A			○	3-2-2-102	地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化	02104100 情報システム課
3 情報資産の共有化	A			○	3-2-3-004	共通基盤システムの管理・運用	02104100 情報システム課
	A			○	3-2-3-005	庁内LANの管理・運営	02104100 情報システム課
	A			○	3-2-3-006	ICT資産の管理・運用	02104100 情報システム課
	A			○	3-2-3-007	ICTインフラシステムの管理運営	02104100 情報システム課
	A			○	3-2-3-008	汎用電子計算機の管理・運用	02104100 情報システム課
	A			○	3-2-3-009	電子情報処理事後処理設備の管理・運用	02104100 情報システム課

Level:2 3-3 ICT 投資効果の最大化

【3-3-1.経費の適正化】

- ・情報システム調達ガイドラインのマネジメントにより、費用の精査ができています。

【3-3-2.歳入の確保】

- ・コンビニ収納、バーコード決済などのキャッシュレス化を推進することにより、多様な収納チャンネルを整備しています。
- ・新たな歳入の手段として、クラウドファンディングを実施しています。

【3-3-3.コストパフォーマンスの検証】

- ・予算化に至るプロセスについて、費用積算のマネジメントを実施しています。
- ・施策導入後の費用対効果についてのマネジメントを検討する必要があります。

Lv.3 (施策)	自己評価	R3終了	R4構想	R4実施	取組ID	取組名	マネジメント担当課
1 経費の適正化	A			○	3-3-1-001	情報システム調達事業実施計画の策定	02104100 情報システム課
2 歳入の確保	C			○	3-3-2-003	クラウドファンディングの利活用	02108000 まち魅力発信課
	B			○	3-3-2-005	ICT施策への補助金等の活用	02103900 DX推進チーム
3 コストパフォーマンスの検証	A			○	3-3-3-001	情報システム調達ガイドラインの運用	02104100 情報システム課
	A			○	3-3-3-002	オープンソースソフトウェアの導入	02104100 情報システム課

Design:4 マネジメントの充実による ICT 戦略のスパイラルアップ

Level:2 4-1 ICT ガバナンスの強化

【4-1-1.情報化推進体制の強化】

- ・DX推進チームを設置しました。
- ・CFTを中心とした動的な推進体制のあり方の検討が必要です。

【4-1-2.ICT 戦略のマネジメント確立】

- ・ICTビジョンのアクションプランによるマネジメントを行っています。
- ・進捗状況や実績評価に対応したサポートを検討することが必要です。

Lv.3 (施策)	自己評価	R3終了	R4構想	R4実施	取組ID	取組名	マネジメント担当課
1 情報化推進体制の強化	A			○	4-1-1-001	ICTガバナンスのための体制強化	02104100 情報システム課
	A			○	4-1-1-002	情報システム全体最適化計画の推進	02104100 情報システム課
	A			○	4-1-1-003	ICTインフラDXの推進	02104100 情報システム課
	D		○		4-1-1-004	ICT活用に意欲的な人材が活躍できる場の提供と人材発掘	02103900 DX推進チーム
	A			○	4-1-1-005	庁内横断的組織によるDX推進	02103900 DX推進チーム
2 ICT戦略のマネジメント確立	A			○	4-1-2-002	ICTビジョンマネジメントサイクルの運営	02103900 DX推進チーム

Level:2 4-2 ICT リテラシーの向上

【4-2-1.ICT 利活用意識の改革】

- ・各種 ICT 研修を実施しています。
- ・宣言、専門部署の設置等、DXに関する取組によって、ICTを利活用する意識が高まっています。

【4-2-2.ICT スキルのレベルアップ】

- ・庁内外の ICT 関連の研修を受講しています。
- ・職員が備えるべきスキルを明確化する必要があります。
- ・スキルアップの必要性をコンセンサスとして醸成することが必要です。

【4-2-3.IT リーダーの育成】

- ・ICTを活用した業務改善を主導する人材の育成が求められています。
- ・ITリーダーの役割について再検討が必要です。

Lv.3 (施策)	自己評価	R3終了	R4構想	R4実施	取組ID	取組名	マネジメント担当課
1 ICT活用意識の改革	A			○	4-2-1-001	職員の育成と情報リテラシーの向上	02104100 情報システム課
	B			○	4-2-1-002	業務へのICT活用事例の収集・展開	02103900 D X推進チーム
	B		○		4-2-1-004	デジタル人材モデルの策定	02103900 D X推進チーム
2 ICTスキルのレベルアップ	B			○	4-2-2-001	職員向けのICTスキルアップ研修の実施	02104100 情報システム課
	A			○	4-2-2-002	ICTに関する専門研修等の利活用	02104100 情報システム課
3 ITリーダーの育成	B			○	4-2-3-002	ITリーダーの運用	02104100 情報システム課

Level:2 4-3 リスクマネジメントシステムの確立

【4-3-1.情報セキュリティポリシーの徹底】

- ・情報セキュリティポリシーの周知のため、研修を実施しています。
- ・情報セキュリティポリシーに基づく自己点検により、順守状況を確認しています。
- ・セキュリティポリシーの遵守率の向上のため、更なる認知と理解の向上を図る必要があります。

【4-3-2.情報セキュリティ対策の強靱化】

- ・自治体情報セキュリティクラウドの活用をはじめ、庁内 LAN におけるセキュリティ対策を実施することにより、庁内 LAN を適切に管理できています。
- ・人的なセキュリティ対策については、各所属のセキュリティ管理者が各職員への指導を徹底する必要があります。

【4-3-3.ICT-BCP の実効性確保】

- ・ICT-BCP の実効性確保については、障害回避訓練を実施し、災害時の復旧手順の確認を行っています。
- ・業務継続計画の見直しに合わせて、ICT-BCP の見直しが必要です。

Lv.3 (施策)	自己評価	R3終了	R4構想	R4実施	取組ID	取組名	マネジメント担当課
1 情報セキュリティポリシーの徹底	A			○	4-3-1-001	情報セキュリティポリシーの運用	02104100 情報システム課
	A			○	4-3-1-003	情報セキュリティ研修の実施	02104100 情報システム課
	A			○	4-3-2-001	庁内LANにおけるセキュリティ対策の実施	02104100 情報システム課
2 情報セキュリティ対策の強靱化	A			○	4-3-2-004	自治体情報セキュリティクラウドの利活用	02104100 情報システム課
	B			○	4-3-2-006	各所属における情報セキュリティ対策の実施	02104100 情報システム課
	A			○	4-3-2-007	生体認証によるセキュリティの向上	02104100 情報システム課
3 ICT-BCPの実効性確保	A			○	4-3-3-001	ICT-BCPの管理・運用	02104100 情報システム課
	A			○	4-3-3-003	災害時における重要システムの復旧手段の確保	02104100 情報システム課
	A			○	4-3-3-004	災害時におけるネットワーク接続の確保	02104100 情報システム課
	A			○	4-3-3-006	アラートの利活用	01101600 危機管理課
	A			○	4-3-3-013	Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施	01101600 危機管理課
	B			○	4-3-3-015	災害情報収集伝達システムの基盤整備	01101600 危機管理課
	B		○		4-3-3-016	被災者支援システムの利活用	01101600 危機管理課

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

次なる茨木のための ICT ビジョン

～ デジタルにより豊かさを実感できる魅力ある次なる茨木へ ～

【令和 5 年（2023 年）4 月改定】

茨木市 企画財政部 DX 推進チーム

〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号

電話：072-647-2915（直通）

E-mail：dx_suishin@city.ibaraki.lg.jp

URL：http://www.city.ibaraki.osaka.jp/